

平成24年度
包括外部監査結果報告書

監査テーマ

市税(市民税、固定資産税、その他)の事務の執行について

平成25年 2月

尼崎市包括外部監査人

公認会計士 北 本 敏

包括外部監査結果報告書 目次

「市税(市民税、固定資産税、その他)の事務の執行について」

第1 . 包括外部監査の概要	1
1 . 監査の種類.....	1
2 . 選定した特定の事件(テーマ).....	1
(1)包括外部監査対象.....	1
(2)包括外部監査対象期間	1
3 . 事件を選定した理由.....	1
4 . 包括外部監査の実施期間	2
5 . 監査の要点.....	2
6 . 主な監査手続.....	2
7 . 包括外部監査人を補助した者.....	2
8 . 利害関係	2
第2 . 監査対象の概要.....	3
1 . 市税の概要.....	3
(1)市税の種類.....	3
(2)市税決算額の推移	3
(3)歳入総額に占める市税の割合.....	7
(4)市の組織	8
(5)他の中核市との比較.....	11
2 . 市民税(個人市民税、法人市民税).....	15
3 . 固定資産税、都市計画税	19
4 . 事業所税	22
5 . 市たばこ税.....	23
6 . 軽自動車税.....	25
7 . 入湯税.....	26
第3 . 監査の結果及び意見-総括-	27
1 . 個人市民税.....	27
2 . 法人市民税.....	31

3 . 固定資産税・都市計画税	33
4 . 事業所税	38
5 . 市たばこ税	39
6 . 軽自動車税	39
7 . 入湯税	40
8 . 収納事務	40
9 . 滞納整理事務	43
10 . 税システム	47
11 . その他	48
第4 . 監査の結果及び意見-税目別-	49
1 . 個人市民税	49
(1) 概要	49
(2) 実施した監査の手続	58
(3) 監査の結果及び意見	58
2 . 法人市民税	74
(1) 概要	74
(2) 実施した監査の手続	78
(3) 監査の結果及び意見	78
3 . 固定資産税・都市計画税	86
(1) 概要	86
(2) 実施した監査の手続	96
(3) 監査の結果及び意見	97
4 . 事業所税	118
(1) 概要	118
(2) 実施した監査の手続	122
(3) 監査の結果及び意見	122
5 . 市たばこ税	129
(1) 概要	129
(2) 実施した監査の手続	131
(3) 監査の結果及び意見	131

6. 軽自動車税	132
(1) 概要	132
(2) 実施した監査の手続	135
(3) 監査の結果及び意見	135
7. 入湯税	136
(1) 概要	136
(2) 実施した監査の手続	137
(3) 監査の結果及び意見	137
8. 収納事務	140
(1) 概要	140
(2) 実施した監査の手続	160
(3) 監査の結果及び意見	161
9. 滞納整理事務	175
(1) 概要	175
(2) 実施した監査の手続	183
(3) 監査の結果及び意見	183
10. 税システム	199
(1) 概要	199
(2) 実施した監査の手続	203
(3) 監査の結果及び意見	203
11. その他	207
第5 . むすび	211

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。また、収入未済額には調定外過誤納金が含まれている。)

【主な用語の内容】

用語	内容
調定額	地方自治法第 231 条により、地方公共団体の歳入を収入する際に、納入義務者に対して行う納入の通知に必要な事項（年度、科目、金額等）を調査し、決定した金額をいう。
収入済額	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（地方自治法第 235 条の 5 に基づく出納整理期間 4 月 1 日～ 5 月 31 日を含む。）に収納された額をいう。
収入未済額	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（地方自治法第 235 条の 5 に基づく出納整理期間 4 月 1 日～ 5 月 31 日を含む。）に収納されなかった額をいう。
不納欠損	既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いのことをいう（行政事例昭和 27 年 6 月 12 日地自発 161 号）。市税の不納欠損処理は、以下の 3 つに分類される。 市税の徴収権は法定納期限の翌日から 5 年間行使しないことによつて時効により消滅する（地方税法第 18 条第 1 項） 滞納処分の執行停止期間継続（3 年間）により滞納債権が消滅したとき（地方税法第 15 条の 7 第 4 項） 滞納処分の執行停止をした場合で、その徴収金が限定承認に係るものであるときや、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときに滞納債権を消滅させたとき（地方税法第 15 条の 7 第 5 項）
督促	債務者が納期限までに債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為をいう。地方自治法第 231 条の 3 第 1 項による公債権の督促及び地方自治法第 240 条第 2 項、自治令第 171 条に基づく督促とともに、督促を行うだけで確定的に時効中断の効力が生じる。市税のような強制徴収公債権の場合は、督促を行うことが滞納処分の前提要件とされており、督促後、滞納処分手続に入ることができる。
催告	督促をしてもなお納付がなされない債務者に対して、弁済を促すために行われる請求行為であり、文書による催告、電話催告及び臨戸催告の口頭による催告、差押実施に係る催告、差押後の催告等がある。
賦課	租税などを割り当てて負担させることをいう。
時効	ある事実上の状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係にかかわらず、その継続してきた事実関係を尊重して、これに法律効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度をいう。
時効の中断	一定の事実状態が継続している場合、それと相容れない内容の事実が発生したことにより時効の進行が阻止され、既に進行した時効期間の効力が消滅することをいう。なお、時効の中断事由が消滅した場合は既に進行した時効期間を通算せずに、新たに時効期間が進行を開始することとなる。 時効の中断事由としては、民法第 147 条において（裁判上の）請求、差押、仮差押又は仮処分、承認が挙げられている。
交付要求	滞納者の財産について、既に滞納処分や強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に、その同一財産に重ねて差押えを執行することの煩雑を避け、これらの換価手続に参加して租税債権等の弁済を受けるため、交付要求によつて配当の交付を受け、これにより租税等を徴収する制度をいう。

用語	内容
財産調査	<p>滞納整理を進める過程において納付資力の判定、滞納処分をするための前提となる調査をいう。この調査結果により差押財産の特定、納付の猶予、滞納処分の執行停止等の滞納整理方針を決定することになる。</p> <p>強制徴収公債権の場合は、地方税の滞納処分の例により処分することができる（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）ことから、滞納者に対して財産に対する質問を行ったり（国税徴収法第 141 条）、滞納者の物や住居を捜索したりすることができる（同法第 142 条）。他方、非強制徴収公債権や私債権の場合には強制的な質問検査権はなく、任意調査を行う必要がある。</p>
差押	<p>滞納処分の第 1 段階として、徴税職員等が滞納者の財産の処分権を制限し、換価出来る状況に置くことをいう。</p> <p>督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに滞納者が完納しないときに行われる（国税徴収法第 47 条第 1 項）。</p>
滞納処分の執行停止	<p>一定の事由により、徴収権者の職権により滞納処分の執行を一時的に停止することをいう。ここで一定の事由とは滞納者につき、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、とされている（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）。滞納処分の執行を停止した後 3 年以内に、滞納者につき前記 ないし に該当する事実がないと認められたときは、その停止を取消して滞納処分を再開する（地方税法第 15 条の 8 第 1 項）。滞納者の資力が回復しないまま執行停止が 3 年間継続したときは、滞納者の納付義務は消滅する（同法第 15 条の 7 第 4 項）。</p>
徴収猶予	<p>納税者等が一定の要件を満たす場合において、納税者の申請に基づき、徴収権者が、原則として 1 年以内の期間を限りその徴収を猶予することをいう（地方税法第 15 条第 1 項）。</p>
滞納処分	<p>強制徴収公債権が納期限までに完納されず、滞納となっている場合に、裁判上の手続を経ることなく債務者の財産を差し押さえ、これを換価し、その換価代金をこれらの公法上の収入に充当する一連の強制徴収の手続をいう（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）。</p>
分割納付誓約書	<p>やむを得ぬ事情により一括納付等が困難である納付者について、納付計画に則った弁済納付を条件として、債務承認行為として地方団体の長に対して誓約する書面のことをいう。分割納付申請書の差し入れには、時効を中断させる効果がある（民法第 147 条第 3 号）。</p>

第 1 . 包括外部監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 37 第 1 項及び尼崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成 20 年 12 月 25 日条例第 35 号)第 2 条に基づく包括外部監査である。

2 . 選定した特定の事件(テーマ)

(1)包括外部監査対象

市税(市民税、固定資産税、その他)の事務の執行について

(2)包括外部監査対象期間

平成 23 年度(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

ただし、必要に応じて過年度及び平成 24 年度の一部についても監査対象とした。

3 . 事件を選定した理由

平成24年度の市税収入予算額767億円は一般会計の歳入予算額1,927 億円の 39.8%を占めており、市政を推進していく上での重要な財源となっている。しかしながら、この平成24年度の市税収入予算額は平成23年度の当初予算額782億円と比べ15億円の減少となっている。

なお、歳出面においては経費の縮減に努め、また、引き続き人件費の削減を講じることなどにより、一定の収支改善を図られてはいるものの、解消しきれない収支不足に対して、市債や基金の活用といった財源対策を講じざるを得ない状況となっており、もし、これらの財源対策を講じなければ実質的な収支不足額は45億円程度に至ることが想定されている。

尼崎市では収支改善を図る一環として、兵庫県内において収入率が低位である個人市民税(平成23年度では87.8%)などの収入未済額の一層の縮減を目指す様々な施策を講じられているところではあるが、包括外部監査人の観点から、市税の確保対策等につき公平性、合規性及び効率性などを調査検討することは有意義であると考えます。

以上により、「市税（市民税、固定資産税、その他）の事務の執行について」を、平成24年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

4．包括外部監査の実施期間

自 平成 24 年 6 月 4 日 至 平成 25 年 1 月 21 日

5．監査の要点

- ・市税の賦課及び徴収が法令等に準拠しているかどうか。
- ・市税の賦課及び徴収が効率的に行われているかどうか。
- ・市税の賦課及び徴収に関する事務事業が全ての納税者に対して公平に行われているかどうか。
- ・市税の滞納管理の手続が適切に行われているかどうか。

6．主な監査手続

- ・関係法令、条例、規則等の根拠規程の確認
- ・関連資料の閲覧
- ・担当者への状況聴取
- ・質問書の回答入手及び内容分析
- ・管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合

7．包括外部監査人を補助した者

公認会計士	神田 正史	公認会計士	堀 重樹
公認会計士	海野 英昭	公認会計士	黄 壽容
公認会計士	中村 覚	公認会計士	吉持 豪人
公認会計士	小玉 恵里	弁護士	久保井聡明

8．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 . 監査対象の概要

1 . 市税の概要

(1)市税の種類

地方税には、税金の使途が特定されておらず、一般的経費に充てることができる普通税と、税金の使途が特定されている目的税があるが、尼崎市で課税されている税金は次のとおりである。

< 普通税 >

市民税(個人及び法人)

固定資産税

軽自動車税

市たばこ税

特別土地保有税(平成 15 年度税制改正に伴い、平成 15 年度以降の課税は停止されている)

< 目的税 >

事業所税

入湯税

都市計画税

(2)市税決算額の推移

過去 5 年間の市税収入額の推移及び平成 24 年度の当初予算額は次のとおりである。

平成 21 年度において、法人市民税が 59 億円と前年度に比べて 47 億円減少しているが、これは景気の悪化による主として製造業の企業収益が減少したことによるものである。

また平成 22 年度においては、個人市民税が 226 億円と前年度に比べて 16 億円減少しているが、法人市民税が 8 億円増加している。これは、企業収益は回復してきたものの、1 人当たりの給与所得の減少や、所得割納税義務者の減少等によるものである。

平成 23 年度においては、前年度に比べて市たばこ税が平成 22 年 10 月からの税率引き上げ平年度化による効果で約 4 億円、法人市民税が企業収益等

の改善で約 2 億円増加したものの、個人市民税が約 5 億円減少し、市税合計 784 億円と前年度と比べて約 1 億円程度減少している。

【過去 5 年間の税目別市税決算額及び平成 24 年度当初予算】 (単位：百万円、人)

税目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度当初予算
個人市民税	23,650	24,220	24,199	22,606	22,053	22,651
法人市民税	11,112	10,747	5,986	6,773	7,050	6,394
固定資産税	33,191	34,007	34,205	35,411	35,101	33,840
都市計画税	6,830	6,947	6,955	7,159	7,137	6,851
事業所税	3,035	3,087	3,163	3,181	3,285	3,337
市たばこ税	3,386	3,290	3,035	3,130	3,533	3,416
軽自動車税	247	257	263	266	269	268
入湯税	58	37	36	35	36	35
市税合計	81,512	82,597	77,845	78,566	78,469	76,795
個人市民税 納税義務者数	206,521	208,268	209,172	205,572	204,949	206,078

平成 19 年度から平成 23 年度の個人市民税納税義務者数は各年の 7 月 1 日現在の人数である。

上表のとおり、平成 23 年度の市民税(個人・法人)、固定資産税・都市計画税の合計が 713 億円となり、市税全体の約 9 割を占めている。

また平成 21 年度から平成 23 年度までの市税全体の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額及び収入率について、それぞれの現年課税分・滞納繰越分の推移は次のとおりである。

【過去 3 年間の決算額及び収入率等】 (単位：百万円)

区分	税目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	3年平均	
調定額	現年課税分	現年度分	78,224	78,370	77,836	78,143
		過年度分	396	321	584	433
		小計	78,620	78,691	78,420	78,577
	滞納繰越分	7,250	7,469	7,112	7,277	
	合計	85,871	86,161	85,532	85,855	
決算額	現年課税分	現年度分	76,229	76,653	76,292	76,391
		過年度分	291	269	516	359
		小計	76,520	76,923	76,809	76,751
	滞納繰越分	1,324	1,642	1,660	1,542	
	合計	77,845	78,566	78,469	78,293	

不納欠損額	現年課税分	現年度分				
		過年度分				
		小計				
	滞納繰越分		549	370	305	408
	合計		549	370	305	408
収入未済額	現年課税分	現年度分	1,998	1,723	1,546	1,756
		過年度分	104	51	67	74
		小計	2,102	1,774	1,614	1,830
	滞納繰越分		5,379	5,456	5,146	5,327
	合計		7,482	7,231	6,761	7,158
収入率	現年課税分	現年度分	97.4%	97.8%	98.0%	97.8%
		過年度分	73.7%	83.9%	88.4%	82.8%
		小計	97.3%	97.8%	97.9%	97.7%
	滞納繰越分		18.3%	22.0%	23.3%	21.2%
	合計		90.7%	91.2%	91.7%	91.2%

各合計について過去3年平均の状況を見てみると、現年課税分785億円の調定額に対して、767億円が納税され、差額の18億円が滞納となり、翌年度に繰り越されている。

一方滞納繰越分については、繰越分72億円のうち、15億円が徴収され、4億円が不納欠損処理されている。

そのため新たな滞納の発生額に比べて、徴収及び不納欠損処理が進んでいるため、収入未済額が平成21年度の74億円から、平成23年度は67億円に減少している。

この収入未済額減少の要因として、市は次のような取組を実施していることがあげられる。

- ・平成20年8月に「納税催告センター」(平成23年4月より「納税推進センター」に改組)を設置し、現年課税分に対して督促状発送後になお納付のない滞納者を対象に電話・文書による納税勧奨を実施。
- ・預貯金等の債権の差押えを強化。
- ・特別処理担当による高額滞納事案(50万円以上)の財産調査を充実させ、債権差押えなどの滞納処分による効果的・効率的な滞納整理を推進。

次に、平成 21 年度から平成 23 年度までの税目別の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額及び収入率の状況は次のとおりである。

【過去 3 年間の税目別決算額及び収入率等】 (単位：百万円)

区分	税目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
調定額	個人市民税	27,452	25,866	25,131
	法人市民税	6,122	6,906	7,179
	固定資産税	37,867	38,729	38,142
	都市計画税	7,855	7,973	7,882
	事業所税	3,169	3,186	3,291
	市たばこ税	3,035	3,130	3,533
	軽自動車税	330	332	335
	入湯税	36	35	36
	市税合計	85,871	86,161	85,532
決算額	個人市民税	24,199	22,606	22,053
	法人市民税	5,986	6,773	7,050
	固定資産税	34,205	35,411	35,101
	都市計画税	6,955	7,159	7,137
	事業所税	3,163	3,181	3,285
	市たばこ税	3,035	3,130	3,533
	軽自動車税	263	266	269
	入湯税	36	35	36
	市税合計	77,845	78,566	78,469
不納欠損額	個人市民税	139	134	153
	法人市民税	12	8	11
	固定資産税	311	176	106
	都市計画税	77	43	25
	事業所税	0		
	市たばこ税			
	軽自動車税	7	6	8
	入湯税			
	市税合計	549	370	305
収入未済額	個人市民税	3,114	3,124	2,923
	法人市民税	124	128	118
	固定資産税	3,354	3,141	2,936
	都市計画税	823	770	719
	事業所税	6	5	5
	市たばこ税			
	軽自動車税	60	59	57
	入湯税			
	市税合計	7,482	7,231	6,761

収入率	個人市民税	88.1%	87.4%	87.8%
	法人市民税	97.8%	98.1%	98.2%
	固定資産税	90.3%	91.4%	92.0%
	都市計画税	88.5%	89.8%	90.5%
	事業所税	99.8%	99.8%	99.8%
	市たばこ税	100.0%	100.0%	100.0%
	軽自動車税	79.6%	80.0%	80.5%
	入湯税	100.0%	100.0%	100.0%
	市税合計	90.7%	91.2%	91.7%

平成 23 年度の収入未済額 67 億円のうち、個人市民税が 29 億円、固定資産税・都市計画税が 36 億円の計 65 億円となっており、収入未済額全体の 97% を占めている。

そのため個人市民税の収入率は 87.8%、固定資産税・都市計画税の収入率がそれぞれ 92.0%、90.5% と低く、市税全体の収入率を下げる要因となっており、特に個人市民税及び固定資産税・都市計画税の収入未済額をいかにして減少させ、市税全体の収入率の改善を行っていくかが、今後の課題であると考えられる。

(3) 歳入総額に占める市税の割合

過去 5 年間及び平成 24 年度当初予算の市税収入額が歳入総額に占める割合は次のとおりである。

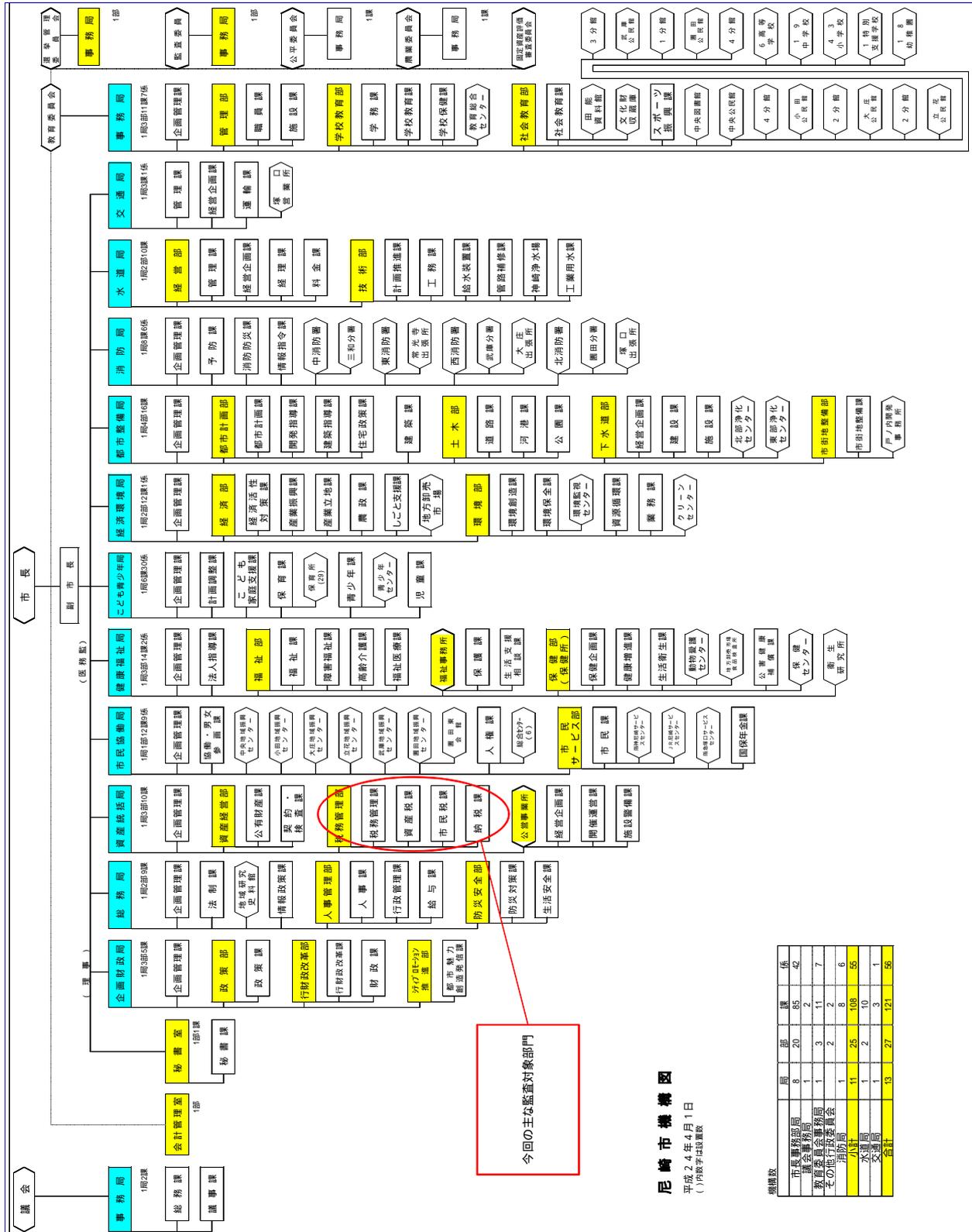
平成 21 年度以降の歳入総額は 1,930 億円前後で推移しており、そのうち市税は 780 億円前後で、歳入総額の約 4 割を占めており、市税は歳入面にとって、極めて重要な位置付けにあるといえる。

【過去 5 年間の収入別歳入総額及び平成 24 年度当初予算額】 (単位：百万円)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度 当初予算
市税	81,512	82,597	77,845	78,566	78,469	76,795
地方譲与税等	7,519	7,382	7,021	6,820	6,678	6,177
地方交付税	7,723	7,162	10,588	13,707	13,789	11,433
使用料及び手数料	5,767	5,868	5,892	5,681	5,649	6,182
国庫・県支出金	36,384	37,042	49,390	48,441	50,038	49,227
諸収入等	15,077	32,076	19,830	15,597	14,714	18,788
市債	19,598	36,349	22,024	24,189	24,027	24,172
歳入合計	173,583	208,478	192,592	193,003	193,367	192,775
市税の割合	47.0%	39.6%	40.4%	40.7%	40.6%	39.8%

(4)市の組織

尼崎市の平成24年4月1日現在の機構図は、次のとおりである。



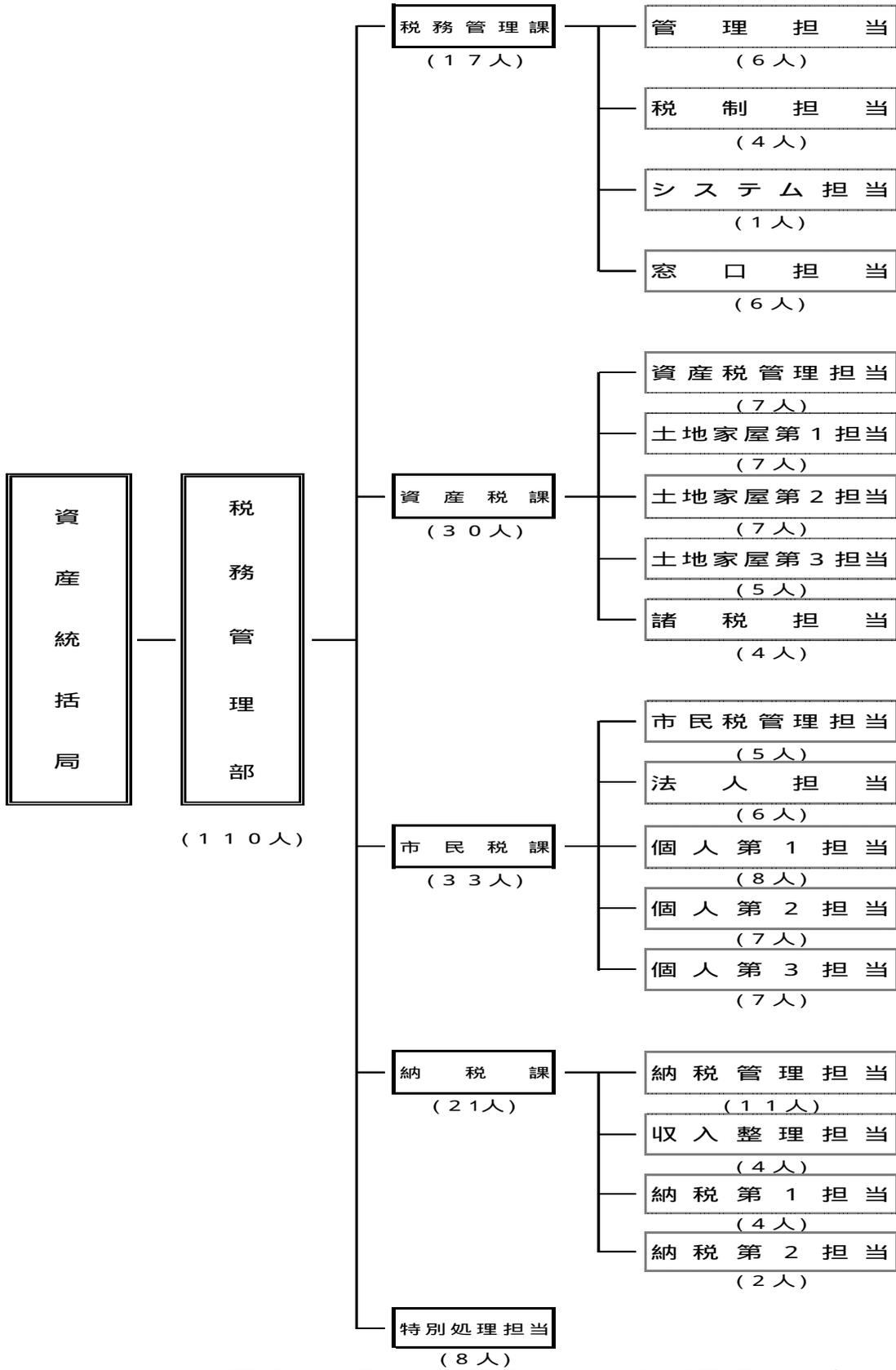
尼崎市機構図

平成24年4月1日
()内数字は員数

組織数	局	部	課	係	
	市長事務部局	8	20	85	42
	議会事務局	1		2	
	教育委員会事務局	1	3	11	7
	その他行政委員会	1	2	2	
	小計	11	25	109	55
	水道局	1	2	10	
	交通局	1	1	3	1
	合計	13	27	124	56

上表のうち市税に関する事務は、資産統括局の税務管理部で行われている。

平成 24 年 4 月 1 日現在の税務管理部の組織図は次のとおりである。



(注)管理担当、資産税管理担当、市民税管理担当及び納税管理担当の人数には、課長を含む。

次に、各課の主な事務分掌は次のとおりである。

部	課	担当	主な事務分掌
税務管理部	税務管理課	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務事務の総合調整 ・ 市税等の収入総括 ・ 部の歳出予算 ・ 税外諸収入金
		税制担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制の調査、研究及び企画 ・ 固定資産評価審査委員会との連絡
		システム担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務オンラインシステムの維持管理 ・ 保有切れ情報システムの運用、滞納情報分析システム等の管理 ・ 部に係る文書照会業務
		窓口担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税等の収納 ・ 市税等に係る各種証明及び閲覧 ・ 軽自動車税の調査及び賦課並びに課税台帳の整理 ・ 自動車臨時運行許可
	資産税課	資産税管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税（土地・家屋）及び都市計画税の賦課及び調定 ・ 固定資産税（土地・家屋）及び都市計画税の公示送達 ・ 国有資産等所在市町村交付金の請求 ・ 固定資産税オンラインシステムの維持管理
		土地家屋第1担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税（土地・家屋）及び都市計画税（土地・家屋）の調査及び評価（中央・園田地区）
		土地家屋第2担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税（土地・家屋）及び都市計画税（土地・家屋）の調査及び評価（小田・立花地区）
		土地家屋第3担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税（土地・家屋）及び都市計画税（土地・家屋）の調査及び評価（大庄・武庫地区）
		諸税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税（償却資産）及び事業所税の調査、賦課及び調定
	市民税課	市民税管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の市民税の調定 ・ 個人の市民税の公示送達 ・ 個人市民税システムの維持管理
		法人担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人等の市民税の調定 ・ 法人等の市民税の更正又は決定 ・ 市たばこ税及び入湯税の調査、賦課及び調定
		個人第1担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（大庄・武庫地区）
		個人第2担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（小田・園田地区）
		個人第3担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（中央・立花地区）

納 税 課	納税管理 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・市税等の督促状の発行等に係る電算システム、滞納情報分析システムの運用 ・徴収嘱託員の管理及び報酬に関すること ・領収証書及び納付受託証書の保管 ・納税担当への電話及び来庁者の対応 ・分割納付申請の受付 ・特別処理担当所管以外の滞納案件の管理
	収入整理 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・市税等の収入整理等 ・市税の口座振替 ・過誤納金整理事務
	納税第1 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・差押え及び交付要求(競売)に関する処理
	納税第2 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・執行停止処分及び交付要求(破産)に関する処理
	特別処理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・高額滞納者に係る徴収及び滞納処分

(5)他の中核市との比較

調定額、決算額、収入率の比較

平成21年度及び平成22年度の各中核市の市税調定額、決算額、及び収入率の状況は次のとおりである。

【中核市】

政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除き、中核市に対して委譲するものであり、人口が30万人以上を要件とし、平成24年3月末時点で40市となっている。

中核市が主に処理できる事務として、民生行政に関する事務、保険衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務、及び文教行政に関する事務がある。

(単位：百万円、%)

市名	調定額		決算額		収入率	
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
船橋市	100,278	98,739	94,430	92,938	94.2	94.1
姫路市	96,721	96,898	90,586	90,635	93.7	93.5
宇都宮市	96,106	95,705	88,743	88,274	92.3	92.2
豊田市	88,661	90,754	84,223	86,715	95.0	95.5
鹿児島市	88,565	89,227	81,911	82,691	92.5	92.7
西宮市	88,914	87,121	83,286	81,832	93.7	93.9
尼崎市	85,871	86,161	77,845	78,566	90.7	91.2
倉敷市	87,813	84,184	82,656	78,838	94.1	93.6

金沢市	83,828	83,115	78,349	77,190	93.5	92.9
東大阪市	82,093	80,665	76,073	74,635	92.7	92.5
大分市	81,255	80,594	77,615	77,420	95.5	96.1
福山市	79,083	75,869	75,228	71,972	95.1	94.9
富山市	74,180	73,901	68,437	68,224	92.3	92.3
岐阜市	72,628	72,038	64,870	64,133	89.3	89.0
松山市	70,711	70,298	65,652	65,580	92.8	93.3
横須賀市	70,260	68,457	65,120	63,560	92.7	92.8
柏市	68,790	67,643	63,091	62,265	91.7	92.1
岡崎市	68,978	67,070	64,735	62,898	93.8	93.8
高松市	68,239	66,698	63,716	62,408	93.4	93.6
豊橋市	67,779	66,518	62,342	61,063	92.0	91.8
和歌山市	63,868	63,963	58,964	59,369	92.3	92.8
高崎市	62,571	61,759	56,860	56,225	90.9	91.0
長野市	61,439	60,704	58,607	57,910	95.4	95.4
長崎市	59,235	57,743	54,688	53,198	92.3	92.1
奈良市	57,898	56,732	52,654	51,545	90.9	90.9
川越市	56,911	56,653	52,941	52,671	93.0	93.0
宮崎市	53,575	53,778	49,188	49,496	91.8	92.0
前橋市	53,557	53,425	50,473	51,184	94.2	95.8
大津市	52,421	52,761	49,374	49,757	94.2	94.3
郡山市	53,467	52,302	48,683	47,355	91.1	90.5
いわき市	52,602	51,650	46,998	45,561	89.3	88.2
高槻市	52,233	51,211	49,741	48,899	95.2	95.5
高知市	49,312	48,791	45,776	45,261	92.8	92.8
秋田市	47,949	47,439	44,264	43,629	92.3	92.0
盛岡市	44,741	44,282	41,044	40,577	91.7	91.6
旭川市	44,008	43,899	39,541	39,460	89.8	89.9
久留米市	42,584	42,165	37,552	37,716	88.2	89.4
青森市	37,690	37,830	34,630	34,618	91.9	91.5
下関市	37,985	36,662	35,103	34,184	92.4	93.2
函館市	35,881	35,673	32,652	32,343	91.0	90.7

(注1)平成22年度の調定額の多い順に並べ替えている。

(注2)平成24年4月1日に政令指定都市に移行した熊本市を除く。

平成22年度の尼崎市は、他の中核都市と比較した場合、調定額は40市中7番目、決算額は40市中8番目で調定額の規模が同水準である倉敷市と同程度の高い水準にあるが、一方収入率は平成21年度が40市中36番目、平成22年度が40市中32番目と低い水準にあることがわかる。

徴税費の比較

徴税費とは、税を徴収するためにかかる経費のことである。そのため、徴税費を抑え、税収入額を増やしていくことが必要であると考えられる。

市の徴税費の過去5年間の推移は次のとおりである。

【過去5年間の徴税費割合の推移】

(単位：百万円)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
税収入額(A)	市税(E)	81,512	82,597	77,845	78,566	78,469
	個人の県民税	15,081	16,017	16,024	14,991	14,636
	合計	96,594	98,614	93,869	93,557	93,105
徴税費(B)	人件費	1,253	1,170	1,064	938	925
	需用費	346	344	350	326	280
	報奨金等					
	その他	232	239	264	259	192
	合計	1,832	1,754	1,679	1,524	1,397
県民税徴収取扱費(C)		817	892	742	694	640
純徴税費(D) = (B) - (C)		1,014	862	937	829	757
税収入額に対する徴税費割合	全体(B) ÷ (A)	1.9%	1.8%	1.8%	1.6%	1.5%
	市税(D) ÷ (E)	1.2%	1.0%	1.2%	1.1%	1.0%

徴税費の構成を見ると、人件費が6割程度を占めている。また、税収入額に対する徴税費割合(全体)は1.5%～1.9%程度であり、これは100円の税収入額を得るために、1.5円～1.9円の徴税費がかかっていることを意味している。

次に尼崎市と同程度の市税税収入額(800億円前後)の他中核都市(倉敷市、東大阪市、大分市、豊田市)の徴税費を比較したものは次のとおりである。

なお、他都市データの関係上、平成22年度を比較対象年度としている。

(単位：百万円)

区分		尼崎市	倉敷市	東大阪市	大分市	豊田市
税収入額(A)	市税	78,566	78,838	74,635	77,420	86,715
	個人の県民税	14,991	14,659	14,770	14,460	18,945
	合計	93,557	93,497	89,405	91,880	105,660
徴税費(B)	人件費	938	973	959	1,319	841
	需用費	326	33	254	320	387
	報奨金等			0	0	0
	その他	259	384	10		34
	合計	1,524	1,391	1,225	1,639	1,263
県民税徴収取扱費(C)		694	719	731	706	745
純徴税費(D) = (B) - (C)		829	671	493	932	518
税収入額に対する徴税費割合	全体(B) ÷ (A)	1.6%	1.5%	1.4%	1.8%	1.2%
	市税(D) ÷ (E)	1.1%	0.9%	0.7%	1.2%	0.6%
徴税職員数		110	141	135	191	113
1人当たり人件費(千円)		8,527	6,901	7,104	6,906	7,442
1人当たり税収入(千円)		850,518	663,099	662,259	481,047	935,044
1人当たり徴税費(千円)		13,855	9,865	9,074	8,581	11,177

税収入額に占める徴税費割合(全体)で比較した結果、大分市(1.8%)よりは低い水準ではあるが、豊田市(1.2%)、東大阪市(1.4%)、倉敷市(1.5%)よりは高い水準となっている。

一方1人当たり税収入は豊田市に次いで2番目に高い水準となっているが、1人当たり徴税費は他中核市に比べて最も高く、徴税費1円当たりの税収入額も大分市に次いで低い水準となっている。

上記のような結果となっている要因として、他中核市に比べて徴税職員数は最も少ないにも関わらず、1人当たり人件費が最も高いため、徴税費の大部分を占める人件費が高額となっていることが考えられる。

これについては、尼崎市の徴税職員の構成が他中核市に比べて、高年齢層で占められていることが原因であるとのことである。

平成22年度の普通会計における職員給与費によれば、尼崎市の1人当たり給与費は6,985千円であり、中核市平均の6,480千円に比べて若干多いものの、同規模中核市と比較しても突出しているわけではない。

以上より、徴税職員の構成が比較的高年齢層で占められているため、1人当たり徴税費が高い水準になっているのではないかと推察される。

【平成22年度の職員給与費(普通会計)】

	職員数 (人)	給与費 (百万円)	1人当たり給与費 (千円)
尼崎市	2,746	19,180	6,985
倉敷市	2,922	18,264	6,251
東大阪市	2,737	19,582	7,155
大分市	3,050	20,056	6,576
豊田市	2,903	18,641	6,422
		中核市平均	6,480

(出典：総務省の地方公共団体給与情報等公表システム)

2. 市民税(個人市民税、法人市民税)

市民税は、個人が負担する個人市民税と、法人等が負担する法人市民税があり、これと県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれている。

個人市民税

個人市民税は、前年中の所得に対してかかる税金であり、一定の税額を負担する「均等割」と所得金額に応じて負担する「所得割」に区分される。

(ア) 納税義務者

個人市民税の納税義務者は、次のとおりである。

納税義務者	納める税金
1月1日に市内に住所がある人	均等割額と所得割額の合計額
1月1日に市内に事務所や家屋敷等を有しているが住所がない人	均等割額

ただし、次の人に対しては、市民税が課税されない。

< 均等割も所得割も課税されない人 >

- ・生活保護法によって、生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ・前年中の合計所得金額が次による額又は次の算式で求めた額以下の人

() 扶養家族のない人は、35万円

() 扶養家族のある人は、35万円×家族数+21万円

(家族数は、本人、控除対象配偶者、扶養親族数の合計)

< 所得割が課税されない人 >

- ・前年中の総所得金額等の合計額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人

() 扶養家族のない人は、35万円

() 扶養家族のある人は、35万円×家族数+32万円

(イ) 税額の計算方法

均等割は市民税が3,000円、兵庫県の場合は県民税が1,800円(県民緑税800円を含む)となっている。(ただし市民税、県民税とも平成26年度分か

ら平成 35 年度分まで、震災復興の財源確保のため、上記に加えてそれぞれ 500 円ずつ上乘せとなる。)

所得割は前年中の所得金額から各種の所得控除額を差し引いて課税所得金額を計算し、その課税所得金額に一定の税率を乗じ、さらにこれに税額控除額を差し引いて計算する。

課税所得金額に乗じる税率は市民税が 6 %、兵庫県の場合は県民税が 4 % となっている。

(ウ) 申告と納税の方法

1 月 1 日現在、住所が尼崎市内にある人(住所は市外でも、事務所や事業所、家屋敷を市内に持っている人を含む)は、次に該当する場合を除き、3 月 15 日までに申告書を提出する必要がある。

< 申告する必要のない人 >

- ・ 所得税の確定申告書を提出する人
- ・ 前年中の所得が給与又は公的年金のみで、支払者から市へ支払報告書が提出される人
- ・ 前年中の合計所得金額が基礎控除額(33 万円)以下の人

納税方法には普通徴収と特別徴収があり、そのいずれか又は併徴によって納税する必要がある。

普通徴収の場合は、市が送付する納税通知書により、6 月、8 月、10 月、翌年 1 月の 4 回に分けて納付することになる。

特別徴収の場合は、給与所得者については市から給与支払者に特別徴収税額通知書が送付され、給与の支払者が毎月の給与の支払の際に、その人の給与から天引きした税金を翌月の 10 日までに市に納付することになる。

なお、特別徴収されていた納税者が退職により給与の支払を受けなくなった場合には、次の場合を除いて残りの税額を普通徴収の方法で納めることとなる。

- () 新しい会社に再就職し引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- () 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に退職した人で、残税額を支給される退職手当等からまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- () 翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職した人で、() に該当しない場合

公的年金受給者については、市から公的年金の支払者に税額決定通知書が送付され、公的年金の支払者が年金の支払の際に、その人の年金から天引きした税金を翌月の10日までに市に納付することになる。

公的年金からの特別徴収は、年6回(偶数月)の公的年金の支払の際に行われ、4月、6月及び8月には、その年の2月に徴収された額と同額が、10月、12月及び翌年2月には、その年度の住民税額から4～8月に徴収された額を差し引いた残りの税額の3分の1ずつが徴収されることになる。

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所等(店舗、工場などの事業所を含む)を有する法人や、法人でない社団又は財団などにかかる税であり、資本金等の額や従業者数に応じて税額を負担する「均等割」と法人の所得金額に応じて負担する「法人税割」に区分される。

(ア) 納税義務者

法人市民税の納税義務者は、次のとおりとなる。

納税義務者	納める税金
市内に事務所等を有する法人()	均等割額と法人税割額の合計額
市内に事務所等を有しないが、寮等を有する法人()	均等割額
市内に事務所等を有する個人で法人課税信託の引受けを行うもの	法人税割額

() 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。

(イ) 税額の計算方法

均等割の金額は法人等の区分、資本金等の額及び事務所等の従業者数によって異なり、次のとおりとなる。

資本金等の額 (注1)	従業者数 (注2)	税額(年額)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共法人及び公益法人等(一定の独立行政法人で収益事業を行うものを除く) ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人又は一般財団法人 ・ 資本金又は出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) 	-	6万円
1,000万円以下	50人以下	6万円
	50人超	14万4千円
1,000万円超 1億円以下	50人以下	15万6千円
	50人超	18万円
1億円超 10億円以下	50人以下	19万2千円
	50人超	48万円
10億円超 50億円以下	50人以下	49万2千円
	50人超	210万円
50億円超	50人以下	49万2千円
	50人超	360万円

(注1)資本金や出資金の額と、準備金や積立金など法人税法に定める所定のものとの合計額。連結納税の場合は連結個別資本金等の額、保険業法に規定する相互会社の場合は純資産額

(注2)市内に有する事務所、事業所、寮等の合計数。なお従業者には、役員・アルバイト・パートを含み、派遣労働者は派遣先の従事者として数える。

一方、法人税割は法人の所得から計算された法人税額に一定の税率を乗じて計算される。ただし、複数の市町村に事務所等を有する場合は、従業者の数に応じて按分する。

法人等の区分ごとの税率は次のとおりとなっている。

法人等の区分	税率
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	14.7%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(複数の市町村に事務所等を有する場合は、分割前のもの)が年400万円を超えるもの	14.7%
保険業法に規定する相互会社	14.7%
上記以外	12.3%

(ウ) 申告と納税の方法

納税義務のある法人は事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めなければならない(申告納付)。

事業年度が6か月超の法人の申告の種類、納める税額及び、申告と納税の期限は次のとおりである。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
(1) 中間(予定)申告	予定申告	均等割額(年額)の1/2の額と前事業年度の法人税割額の1/2の額との合計額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から原則として2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	均等割額(年額)の1/2の額と仮決算に基づく法人税割額の合計額	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内
(2) 確定申告		(均等割額 + 法人税割額) - 中間申告による納付額	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内

3. 固定資産税、都市計画税

固定資産税

固定資産税は、土地・家屋、償却資産に対して課税される税であり、課税の対象となる固定資産は次のとおりである。

対象	例
土地	宅地、田及び畑(農地)、山林、牧場など
家屋	住宅、店舗、工場、倉庫など
償却資産	構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具・備品などの事業用資産

(ア) 納税義務者

固定資産税の納税義務者は、1月1日現在で市内に固定資産を所有している者である。ここでいう所有者とは、土地及び家屋については登記簿又は土地(家屋)課税台帳に登記又は登録されている人を行い、償却資産については償却資産課税台帳に登録されている人を行う。

ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人(相続人等)が納税義務者となる。

(イ) 税額の計算方法

固定資産税の課税額は、市が決定して納税義務者に通知する賦課課税制度であり、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を計算し、その課税標準額に一定の税率を乗じ、さらにこれに減免額等を差し引いて計算する。課税標準額に乘じる税率は、1.4%となっている。

ただし同一人が市内に所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が、土地については30万円、家屋については20万円、償却資産については150万円に満たない場合、固定資産税は課税されない。

固定資産の評価額の計算は次のとおりである。

1) 土地

固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価額を算定する。

2) 家屋

固定資産評価基準に基づき、再建築価格に経年減点補正率を乗じて評価額を算定する。

再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費である。

また、経年減点補正率とは、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価を表したものである。

なお、土地と家屋の価格は、1月1日を賦課期日として決定するが、3年ごとに価格を見直すこと(評価替え)になっており、地目の変換、土地の分合筆、家屋の増改築等があった場合を除き、原則として3年間評価が据え置かれることとなる。

3) 償却資産

固定資産評価基準に基づき、個々の資産ごとに取得価額を基礎として、耐用年数に応じた取得後の経過年数による価値の減少(減価率)を反映して評価額を算定する。

また1月1日現在、市内に事業用資産を所有している法人又は個人は、償却資産の申告書を提出する必要がある。

(ウ)納税の方法

固定資産税額を決定すると、市から納税義務者に対して「納税通知書」が送付され、原則として、4月、7月、12月、翌年2月の年4回に分けて納付することとなる。

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業を行う費用に充てるために、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課税されるものである。

都市計画事業とは、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいい、都市計画施設とは次に掲げる施設をいう。

- ・交通施設(道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等)
- ・公共空地(公園、緑地、広場、墓園等)
- ・上下水道、電気・ガス供給施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設等

(ア)納税義務者

都市計画税の課税義務者は、1月1日現在で、市街化区域内に所在する土地又は家屋を所有している者である。

(イ)税額の計算方法

都市計画税の課税額の計算は、固定資産税とほぼ同じ方法であり、課税標準額に乗じる税率は0.3%である。

また免税点については、固定資産税について免税点未満のものは都市計画税もかからず、納税も固定資産税と合わせて納付することになっている。

4. 事業所税

事業所税は、道路、公園、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善のための事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事業所などにおいて、法人又は個人が行う事業に対して課税されるものであり、尼崎市では、昭和50年10月より施行されている。

(ア) 課税団体 77 団体(平成23年4月1日現在)

- 1) 東京都(特別区の存する区域に限る)
- 2) 地方自治法第252条の19第1項の市(19市)
- 3) 2)以外の市で首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市(8市)
- 4) 2)及び3)以外の市で人口30万以上の市で政令で指定するもの(49市)
尼崎市は3)近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市に該当している。

(イ) 事業所税の用途

次に掲げる事業に要する費用

- 1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は、処理施設の整備事業
- 4) 河川その他の水路の整備事業
- 5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 7) 公害防止に関する事業
- 8) 防災に関する事業
- 9) その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

(ウ) 納税義務者

事業所等において事業を行う法人又は個人が行う事業が課税対象となり、事業所等において事業を行う者が納税義務者となる。

事業所等とは事業の行われている場所(自己の所有かどうかは問わない)に、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。そのため事務所・店舗・工場はもとより、倉庫、材料置場、作業所、ガレージなどの家屋は含まれるが、人の居住用の部分は除かれる。

また事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供に係る全ての経済活動をいう。

(エ) 課税標準及び税率

事業所税は市内の各事業所などの合計床面積に対して課税する資産割と、従業者に支払った給与総額に対して課税する従業者割がある。

資産割、従業者割の課税標準、税率、免税点は次のとおりである。

	資産割	従業者割
課税標準	事業所床面積	従業者給与総額
税率	事業所床面積 1 m ² 当たり年額 600 円	従業者給与総額の 100 分の 0.25
免税点	事業所床面積 1,000 m ² 以下	従業者数 100 人以下

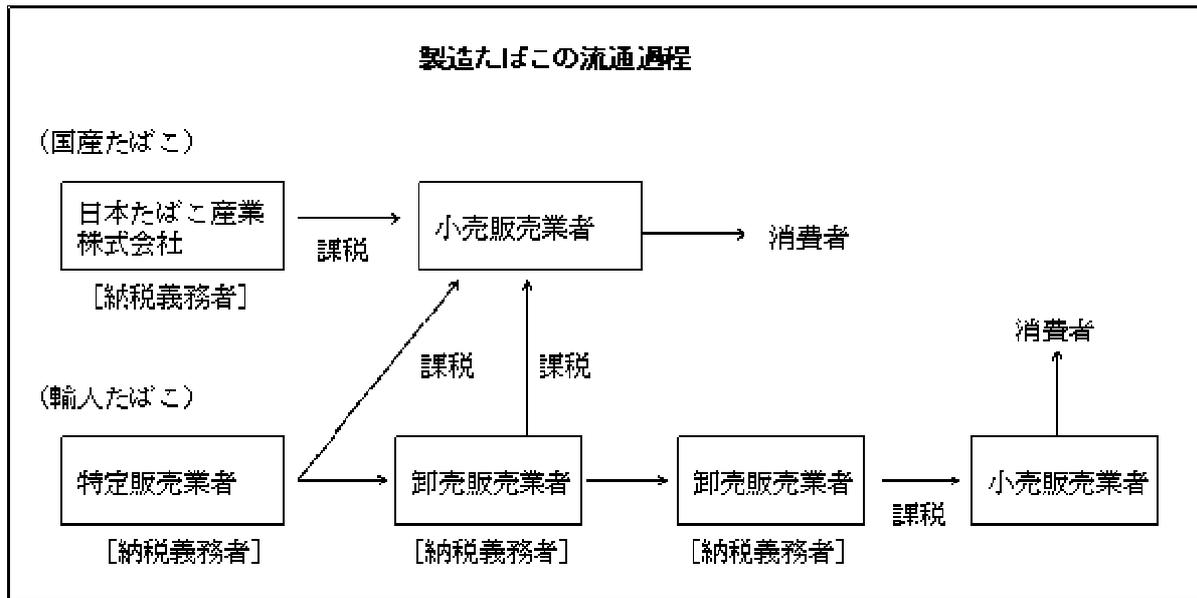
納税義務者が納めるべき税額を算出して、確定申告及び納付を行う必要がある。また、納税義務者が個人の場合は翌年の3月15日、法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に納付する必要がある。

なお免税点以下でも、合計床面積が800 m²を超える場合又は従業者の数が80人を超える場合は申告書を提出する必要がある。

5. 市たばこ税

市たばこ税は製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)及び卸売販売業者が、尼崎市内の小売販売業者又は消費者等に売渡したたばこに対して、課税される税金であり、課税技術上の観点から国内における製造たばこの流通過程のうち、最終卸売の段階で行われる売渡等の行為をとらえて課税されている。製造たばこの流通過程を図に示すと次のとおりである。

【製造たばこの流通過程】



(ア) 課税標準及び税率

市たばこ税は、売渡し等に係る製造たばこの本数に税率(円/1,000本)を乗じて算出される。市たばこ税の税率は平成22年10月1日以降1,000本につき4,618円となっており、この市たばこ税を含むたばこ税の内訳は次のとおりである。

区分	製造たばこ(注1)	製造たばこ(注1,2) (旧3級品)
市たばこ税	4,618円	2,190円
道府県たばこ税	1,504円	716円
国たばこ税	5,302円	2,517円
国たばこ特別税	820円	389円
たばこ税合計	12,244円	5,812円

(注1)1,000本当たりの税額である。

(注2)旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいい、エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・バイオレット・ウルマの6銘柄が該当する。

また、たばこ税率の推移について、たばこ1箱当たりに換算すると次のとおりとなる。

【たばこ税率の推移】

	平成 15 年 7 月より	平成 18 年 7 月より	平成 22 年 10 月より
税抜き価格	99.30 円	110.84 円	145.60 円
消費税等	12.86 円	14.28 円	19.52 円
たばこ特別税	16.40 円	16.40 円	16.40 円
国たばこ税	62.52 円	71.04 円	106.04 円
都道府県分	19.38 円	21.48 円	30.08 円
市町村分	59.54 円	65.96 円	92.36 円
たばこ税計	157.84 円	174.88 円	244.88 円
合計	270.00 円	300.00 円	410.00 円

たばこ税

上記のとおり、たばこ税及び消費税等を合わせた税負担率は 64%となっており、その他の高負担税物品であるビール(46%)、ウイスキー(26%)、ガソリン(42%)、灯油(6%)に比べて税負担率は最も高い水準となっている。

(イ) 申告納付の手続

市たばこ税は申告納付の方法によらなければならないため、納税義務者が前月の初日から末日までの間におけるたばこの売渡し等にかかる製造たばこの課税標準数量、金額等を記載した申告書を市に提出するとともに、その申告書に基づいて納付すべき税額を市に納付することとなる。

6 . 軽自動車税

軽自動車税は原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下、軽自動車等)に対して課される税である。

(ア) 納税義務者

毎年 4 月 1 日(賦課期日)現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有する者が納税義務者となる。

(イ) 税率

軽自動車税の税額は次のように車種や排気量などにより定められている。

	車種	年税額
原動機付自転車	総排気量が 50cc 以下	1,000 円
	総排気量が 50cc を超え 90cc 以下	1,200 円
	総排気量が 90cc を超え 125cc 以下	1,600 円
	三輪以上で総排気量が 20cc を超え、50cc 以下(ミニカー)	2,500 円

軽自動車	二輪で総排気量が 125cc を超え 250cc 以下		2,400 円	
	三輪で総排気量が 660cc 以下のもの		3,100 円	
	四輪以上で総排気量が 660cc 以下	乗用	営業用	5,500 円
			自家用	7,200 円
		貨物	営業用	3,000 円
自家用			4,000 円	
小型特殊自動車 (総排気量が 1500cc 以下)	農耕作業用(コンバイン、田植機等で乗用装置のあるもの)		1,600 円	
	その他(フォークリフト、ショベルローダー等)		4,700 円	
二輪の小型自動車	総排気量が 250cc を超えるもの		4,000 円	

7. 入湯税

入湯税は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てるために、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課される税である。(地方税法第 701 条)

市では尼崎市市税条例を改正し、平成 12 年 4 月公布、同年 10 月から施行されることとなり、概要は次のとおりである。

(ア) 納税義務者(尼崎市市税条例第 96 条の 9、第 9 条の 13)

鉱泉浴場における入湯客が納税義務者となるが、鉱泉浴場の経営者(特別徴収義務者)が入湯客から徴収した税額を翌月 15 日までに申告し、納付することになる。

ただし次の者は課税免除となる。(同条例第 96 条の 10)

- ・ 12 歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

(イ) 税率(同条例第 96 条の 11)

入湯税の税額は「入湯客数×税率」で算定され税率は次のとおりである。

- ・ 宿泊を伴う場合：1 人 1 日(1 泊 2 日)で 150 円
- ・ その他の場合：1 人 1 日で 75 円

第 3 . 監査の結果及び意見-総括-

税目ごとの監査の結果及び意見の要約を次にまとめている。

なお「結果」とは、財務に関する事務の執行において 法令・条例等に違反又は不当と判断したもの 3E(有効性・効率性・経済性)の観点から著しい問題があると認められ改善を求めるものである。

一方「意見」とは、「結果」には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの その他改善が望ましいものをいう。

1 . 個人市民税

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
1-1	課税対象者の税務システム上の各種管理区分の見直しについて	当初申告書発送、再申告書発送及び所得調査の対象者は、税務システム上で市申告書発送区分(申発区分)を振り付けて管理している。 申告書の発送及び所得調査の対象者は申発区分を抽出条件として機械的に抽出しているため、不適切な申発区分が振り付けられることで、本来課税すべき納税者への納税勧奨がなされず、未申告のまま放置される可能性がある。	【結果】 調査した9件のうち4件は本来の申発区分とは異なる区分となっていた。 課税対象者を公平かつ網羅的に把握する観点から課税状況に変更があった場合は適時に申発区分に反映するとともに、定期的に見直しを行う必要がある。	58
1-2	所得調査の効果的な実施について	申発区分により抽出された納税義務者に当初申告書送付後申告がない者等に対しては再申告書を発送し、それでもなお申告のない者に対して所得調査を実施している。 なお、平成20年度から所得調査の対象者を前年度課税対象者に限定している。	【意見】 平成23年度の調査件数は担当職員一人当たり30件程度であり、調査対象件数を増加することも実務上可能であると考えられる一方で、調査結果の取りまとめ、分析、情報の引継ぎが体系的に行われていない。 人的制限、時間的制約がある中で対象者の絞込みや調査方法の選択を戦略的に行い、効率的に調査件数を増加させることでより効果的な所得調査になると考えられる。	61

1-3	担当職員の所得調査未実施と所得調査票の管理体制について	職員一人当たり 30 件程度を基準に所得調査を実施している。	<p>【結果】 所得調査の実施状況及び所得調査票の保管状況を調べたところ、調査終了後に各担当職員から回収し一括保管すべき所得調査票綴りのうち職員 2 名分が保管されていないことが判明した。</p> <p>職員甲の担当案件 32 件については、所得調査は実施され、所定の上位者の承認を得ていたものの、調査後の所得調査票綴りを職員甲が個人で保管していた。職員乙の担当案件 31 件については、所得調査への着手が遅れたため、結果的に実施されることなく終了となった。またその後、所得調査票綴りも個人で保管していたことも問題であった。</p> <p>市民税課として全ての調査対象案件について調査の実施状況をフォローすべきであり、最低限各担当職員から結果報告を受け所得調査票綴りを回収した際に、所得調査分担一覧を利用して回収消込みを行う等の管理を実施すべきである。</p>	62
1-4	所得調査実施の徹底について	所得調査は「平成 23 年度所得調査事務処理要領」に基づき実施することとなっている。	<p>【結果】 担当者ごとの所得調査票綴りを閲覧したところ、調査記録欄に空白が目立ち、調査が十分にできていないと読みとれる綴りが多数見受けられた。</p> <p>また、このような案件について上位者は、再調査や追加調査の指示を特に行っていない。</p> <p>所得調査票の記載項目、記載内容には担当職員により大きな個人差があり、調査範囲やその深度についても調査要領で想定している一定水準を維持できているとは考えにくい。</p> <p>そのため調査水準の維持及び所得調査票の記載項目・記載内容の統一化が図られるように職員へ要領の周知徹底を行うとともに、上位者は担当職員の調査内容をモニタリングし、必要に応じて追加調査を指示することが求められる。</p>	63

1-5	所得調査における調査内容の課題について		<p>【意見】 平成 23 年度の所得調査票綴りから任意で 8 件抽出し、所得調査完了後の申告状況のてん末を確認したところ、4 件について調査が不十分であることが判明した。 調査を十分実施することが必要である。</p>	64
1-6	給報提出義務者の継続的な捕捉について	<p>市民税課では給与支払報告書を提出していない事業所に対して課税客体の捕捉のため、給与支払報告書の提出を依頼し、適正・公平な課税を図る目的で給報未提出義務者の実態調査を行っている。 給報未提出義務者の実態調査は、特別徴収を行っている事業所のみを対象としており、普通徴収を行っている事業所は調査の対象外となっている。</p>	<p>【結果】 サンプル調査の結果、平成 22 年度に給報を提出している事業所の平成 23 年度の給報提出漏れが 2 件判明した。 所得調査で前年度給報により捕捉していた納税者に対する調査を行う際、事業所へ問い合わせを行う等の対応を行うなど他の当初課税事務と連携し納税義務者を捕捉する手段を検討すべきである。</p>	65
1-7	給与支払事業者に対する給報提出指導の徹底について	<p>確定申告者や市申告書によって給与所得を申告する者の中には、所得を証明する書面として源泉徴収票を添付する者があるが、その際、給与支払事業者に給与支払報告書の提出を求めることの徹底ができていない。</p>	<p>【意見】 納税義務者の申告時に給与支払事業者に対して給報の提出を求めているか否かについては折衝記録が残されていないため不明であるが、結果として平成 24 年度に給報の提出があった事業者は調査対象 10 件中わずか 2 件にとどまっている。 給報の提出は当該納税義務者の所得の把握のためだけでなく、事業者が雇用する他の納税義務者を特定し、網羅的な賦課業務を行うための非常に有効な手段となることから、給報以外の方法により給与所得を把握した場合は、その都度事業者へ給報の提出を求めることが必要であり、その折衝内容を記録すべきである。</p>	66
1-8	事業所均等割課税を賦課される者の適切な捕捉について	<p>「居住実態は市外にあるが、尼崎市内に事業所・事務所等を置いている者」の事業所均等割課税について、事業者からの申告によるだけで、申告漏れに対する手続が行われていない。</p>	<p>【意見】 前年度課税対象であったが当年度未申告の納税者をリスト化し、税務署へ提出される廃業届との整合性は最低限確認すべきである。廃業届の提出がない個人事業主に対しては問い合わせを行い、案内を送付するなど納税指導を行う必要がある。</p>	69

1-9	現況調査における送付対象除外について	一度申請を受理した失業減免適用対象者については、原則として本人からの減免理由消滅の申請があった場合に減免が取り消されるが、減免制度の適正な運用を図る目的で、年に2回文書による照会を行い、就職状況等の現況調査を行っている。	<p>【意見】</p> <p>現況調査において、海外移住しているものについては発送対象から除外している。しかしながら、海外移住を理由に送付対象から除外することについては合理的な理由はないと考えられる。</p> <p>しかしながら、海外へ移住すると住民基本台帳には国名のみしか記録されず、発送することは困難であり、やむを得ない措置と思われる。そのため、海外移住に当たり市民課へ転出届を行う際に、納税に必要な手続きの周知を図られるような対応が求められる。</p>	70
1-10	所得減少減免対象者の定期的な見直しについて	所得減少減免は、前年の所得と比べて当年の所得が2分の1以下に減少すると認められ、かつ生活が著しく困難となった者を対象としており、納税困難な納税者への課税を軽減している。	<p>【意見】</p> <p>任意に抽出した2件については、平成23年度の減免申請時に申告した見込所得よりも実際の所得が多くなっており、所得減少減免の減免額は見込所得の減少率を基礎として算定するため、見込所得減少率が実績から乖離すると減免額が誤って算出されてしまう。</p> <p>例えば所得減少減免対象者の追跡調査を行い、減免申請時に申告した見込所得減少率と実際の所得減少率を比較することで、見込所得減少率の妥当性を検討すべきである。</p>	70
1-11	死亡減免の条例と実務について	尼崎市市税条例では「相続人」が「生活が著しく困難」と認められる場合に、被相続人の合計所得額に応じて減免を適用する。	<p>【意見】</p> <p>相続人の担税力を検討する前提である「相続人」が「生活が著しく困難」な場合の判断基準や手続内容が明確にされていない。</p> <p>条文の解釈を整理した上で、判断基準や手続を明確化し、相続人の担税力を客観的かつ合理的に判断できる体制を構築する必要がある。</p>	71
1-12	一本化処理救済事務における警告リストの処理について	一本化処理救済事務としてエラー未救済リストと警告リストを出力し、救済処理を行っている。	<p>【意見】</p> <p>エラー未救済リストを全て救済しないと課税台帳が作成されないが、警告リストは救済を行なわなかった場合は、入力情報を正として課税台帳が作成されるため、仮に救済すべき警告の対応が漏れていたとしても現状気付く術がない。</p> <p>そのため、エラー未救済リストと警告リストを処理後即座に廃棄するのではなく、上位者等の第三者による処理内容の確認を行う体制を構築すべきである。</p>	73

1-13	各種文書の保管について	市民税課では、当初課税事務の中で使用する各種リストを担当者に配付及び内容調査・処理を行った後、処理内容を記録及び保管をすることなく廃棄している。	【意見】 システム上課税台帳に抽出件数の記録は残るが、個別の救済結果、調査内容の記録は残らないため資料を保管する必要性は極めて高い。 事務処理量や保管場所の観点のみで切り捨てるのではなく、各文書の重要度を検討し、重要と考えられる文書については、一定期間保管することを検討すべきである。	73
------	-------------	--	--	----

2. 法人市民税

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
2-1	不申告者への対応について	法人市民税の不申告者に対して催告書を送付し、申告を促している。	【意見】 前年度に申告があり、監査時点で申告期限を過ぎても当年度の申告が行われていない法人について、管理台帳の閲覧等を実施したところ、催告書の送付以外の追加手続が必要であると考えられる案件が発見された。 催告書の再送付、電話催告、訪問調査等の追加手続を行うことや実効性のある文言を催告書に記載することを検討することが必要である。	78
2-2	未申告法人の調査について	毎月税務署に赴き、チェックリストを用いて税務申告書の閲覧及び登記簿の閲覧調査を行っている。 調査の結果、新規設立届出が提出されていない法人に提出するよう依頼文書を送付している。	【意見】 平成23年度の新規設立届出未提出先99件について提出依頼文書を送付しているが、その後のフォローが実施されていない。 監査時点において25件が未だ設立届が提出されていないのでフォローを行うべきである。 また、不詳先については未提出先と同様に確認又は調査を行うべきである。	79
2-3	税務署調査の項目の検討について	税務署調査による確定申告書の閲覧項目を限定している。	【意見】 閲覧項目が限定されているため、網羅的な賦課業務のための調査としては不十分である。 閲覧項目を見直し、法人市民税の未申告者に対して実効性のある対応を図ることが必要である。	82

2-4	設立届未提出法人の調査について		<p>【結果】 設立届が提出されていない25社について、電話番号、ホームページの開設等を調査し、事業実施の可能性を調査した。</p> <p>8社について事業実施の可能性があり、うち2社については、明らかに営業行為を行っていることが判明したため、法人市民税の賦課漏れが生じていると考えられる。今後同様の事態を生じさせないためにも、設立届の提出を継続して働き掛けるとともに情報収集に努め、必要に応じて訪問等の実態調査を行うことが必要である。</p>	82
2-5	事務所、事業所等の不申告に対する対応について	<p>税務署調査時に登記簿を閲覧し、新規設立届が市に提出されていない法人に対して設立届を提出するよう依頼文書を発送している。</p>	<p>【意見】 尼崎市市税条例では、市内に事務所又は事業所を有することになった者が、事務所、事業所等、申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合に、過料を科すことが規定されている。</p> <p>依頼文書を発送後一定期間経過してもなお設立届を提出しない法人に対しては、上記規定を明示して再度督促を行うなど、実効性のある対応を図る必要がある。</p>	83
2-6	eLTXによる電子申告と税務システムとの連携について	<p>eLTXにより申告されたデータは税務システムとは連携されておらず、eLTXから紙帳票を出力しパンチ業者に税務システムへパンチ入力するように委託している。</p>	<p>【意見】 eLTXデータと税務システムの連携を行うためには多額の税務システム改修費用がかかるので、現時点では予定していないとのことであるが、システム改修費用と委託コスト、紙帳票を扱うことによる不効率部分の人件費等を精査し、費用対効果を勘案し意思決定を行うべきである。ただし、今後システムを大幅に改修する予定もあり、その段階でシステム連携等の改修を検討することも考えられる。</p>	84
2-7	従業者数が未記載の申告書について	<p>申告書に均等割額は記載されているが、従業者数が記載されていないものについては、税理士が署名を行っているため正しいと判断し、特に調査を行っていない。</p>	<p>【意見】 任意の簿冊を閲覧したところ、株式会社や有限会社だけでも従業者数が未記載かつ税理士の署名が無い申告書が15件あった。</p> <p>従業者数が50人を超えるかどうかで均等割額が異なるため、例えば申告書の受付時に従業者数が記載されていない申告書は受理せずに申告指導を行う方法や、事後的ではあるが従業者数未記載かつ税理士の署名が無い申告書については調査を行うなどの対応策を検討すべきである。</p>	85

3 . 固定資産税・都市計画税

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
3-1	税務通知に基づく入力内容のチェック体制について	法務局の登記内容の変更通知に基づき、各地区担当者は所有権移転や土地の分合筆、家屋の新築・滅失などの異動内容を税務システムに入力し、各係長が入力内容をチェックしている。	<p>【意見】</p> <p>各係長が実施している税務システムへの入力チェック方法は、画面上でのチェックや入力内容を入力してチェックするなど統一されていない。また、そのチェックの証跡も残されていない。入力チェックの方法を統一し、かつ各係長のチェック証跡を残す等の改善が必要である。</p>	97
3-2	航空写真撮影業務等の委託業務結果(アンマッチリスト)の利用について	航空写真撮影業務等により得たアンマッチリストを基に、各地区担当者は現地調査などにより課税漏れなどの有無を把握し、その調査結果を同リストの処理状況欄に記載し、係長が状況把握をすることとされている。	<p>【結果】</p> <p>平成 23 年度における各地区担当者の調査状況の結果リストの閲覧を求めたところ、調査状況の結果リストを保管していたのは 15 地区担当者中 1 担当者のみであった。</p> <p>これらの調査結果は課税の根拠となる基礎資料であり、少なくとも税の時効消滅期間である 5 年間は保管しておくべきものである。</p> <p>アンマッチリストに基づき適切に現地調査等の業務を遂行していることを示すためにも、また、当年度の調査結果を翌年度以降の調査等の参考にし、業務の効率化を図るためにも保管する必要がある。</p> <p>なお、受託者により提出されたアンマッチリスト(処理状況記載前)についても、平成 23 年度及び平成 24 年度のデータのみ保存されており、それ以前のデータは廃棄されていたが、これについても調査等の根拠データとして一定期間保存する必要がある。</p>	98

			<p>【結果】 アンマッチリストによる調査方法についてのマニュアル等が定められていない。 調査結果が保管されていた1地区のアンマッチリストにおいても、処理状況欄が空欄になっている箇所が散見され、また「要調査」と記載されたまま調査を進行していないものもあった。 これら「要調査」と記載されていたものについて、市に調査を依頼したところ、課税漏れが1件発見された。 アンマッチリストの情報について適時に漏れなく調査を実施し、適切な課税をすることが確保できるよう、マニュアル等を整備し、上位者のモニタリングの体制を構築する必要がある。</p>	99
			<p>【結果】 2年連続してアンマッチとして記載されている家屋から数件抽出し、現地調査を実施した結果、課税漏れ及び課税誤り（滅失処理漏れ）が発見された。アンマッチリストをもとにした現地調査を適時に行っていれば早期に発見できたと考えられる。</p>	101
			<p>【結果】 2年連続してアンマッチとして記載されている家屋のうち、現地調査対象としなかったものについて、市に調査を依頼した結果、課税漏れ及び課税誤り（滅失処理漏れ）が発見された。 また、法人の工場内等のため簡便な調査しか行われていないものがあるが、今後アンマッチリストの解消を適時に行っていくためには集中して調査を行い、早期に解消することが望ましい。 さらに、非課税物件について受託者に伝達していないことからアンマッチとなっているものがあったが、適時に伝達する必要がある。</p>	102
			<p>【意見】 2年連続してアンマッチとして記載されている家屋のうち、課税漏れ又は滅失処理漏れの問題はないとしているものの中に、受託者への解消指示漏れが原因となっているものが散見された。アンマッチリストの処理手順を各担当者に周知徹底し、適時にアンマッチを解消することが望ましい。</p>	106

			<p>【意見】 多数のアンマッチリストを適時・網羅的にフォローするためには、地区担当者の貴重な人的資源を有効に配分することが求められる。</p>	107
3-3	過年度課税について	<p>課税の把握漏れ等が発見された場合、制度上5年間に限り遡って賦課決定できることになっている(地方税法第17条の5第5項)が、市では遡って課税しているケースとしていないケースがある。</p>	<p>【結果】 課税の公平性の観点から問題があるといえる。 増築時期等が不明であるなど遡及する賦課時期の根拠がない場合は、遡及による課税が困難であることは理解できるが、根拠が得られる場合は遡及して課税すべきである。</p>	107
3-4	非課税について	<p>用途により非課税とされるものについて、一度申請され非課税処理としたものについて、毎年度申請させることはせず、その後の用途変更等により非課税対象でなくなったときに届出書を提出してもらおうとしている。 なお、現在、非課税対象資産について、従来の紙で管理されていた台帳からシステムへの移行入力が進められている。</p>	<p>【意見】 今回抽出し現地調査を行った宗教施設5件のうち1件について、外観は一般の住宅であり、宗教施設を示す表札等もなく、非課税処理が適切かどうかの確認ができなかった。平成21年度の申請時に市は現地を確認し、宗教施設の教職舎を示す表札及び住居内部に祭壇等があることを確認したが、現在は実態を把握していないとのことであった。なお、その後の調査で現在も教職舎として使用されていることを確認している。 用途の変更等があり、非課税対象でなくなる場合も想定されるため、市は定期的に非課税対象資産の用途等の変更がないかの実態調査を行うべきである。また、そのアナウンス効果も期待できる。 なお、非課税対象資産の把握及び上述の定期的チェックのためにも、網羅性が確保された非課税リストが必要であり、できるだけ早急に入力を完了することが望まれる。</p>	108
3-5	減免について	<p>固定資産税の減免は、毎年度、納税義務者からの申請書に基づき、課税システム上減免処理されている。公衆浴場及び集会所等は課税システムにおいて自動で年度更新され減免が継続となる。そのため、減免対象をリスト化し、年度更新時に前年度の減免対象者に対して減免申請書提出の通知を行い、申請書の回収状況をチェックしている。</p>	<p>【結果】 公衆浴場の固定資産税の減免について、課税システムの減免リストを母集団として減免申請書の入手状況を確認したところ、1件について減免申請書がなかった。 減免申請書がなく減免することは適切ではない。</p> <p>【意見】 市では減免申請書提出の通知を行って、減免申請を促しているが、上記減免申請書の入手漏れの案件については、通知リスト作成に齟齬があり改善すべきである。</p>	110
				111

		<p>減免申請の内容確認については、減免申請書に添付される各書類を確認することで行っている。</p> <p>また、平成 23 年度において、公衆浴場の一斉調査が行われ、減免申請の内容の妥当性を確認している。</p>	<p>【意見】</p> <p>公衆浴場及び集会所等については、公衆浴場については減免対象面積の変化等が発生する可能性があり、また集会所等については使用目的及び使用状況が変更される可能性があるが、公衆浴場は平成 23 年度に一斉調査を行っている。</p> <p>集会所等についても同様に一斉調査を実施し、以後継続して一定の頻度で調査を実施する、又は担当地区の巡回時に計画的に現地調査を実施する等により、減免申請の内容の妥当性について継続して確認する必要がある。</p>	111
3-6	減額申告書に基づく入力チェック体制について	<p>各種申告書に基づく課税システムへの入力内容について上位者の承認を得ている。その際、添付されている入力後の課税システム帳票と申告書を照合している。</p>	<p>【意見】</p> <p>課税システム帳票が添付されていないため上位者が課税システムを閲覧し入力内容をチェックすることがあるとのことである。</p> <p>また、減額申告書の調査の結果「住宅バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額申告書」のうち、1 件について上位者による課税システム入力内容のチェックが行われているかどうか不明であった。</p> <p>減額申告書に基づく課税システム入力内容の妥当性のチェック方法についてマニュアル化すべきである。</p>	112
3-7	固定資産税の返還金について	<p>固定資産税の課税に誤りがあった場合、償還金(還付金・返還金)を支払っている。</p>	<p>【意見】</p> <p>家屋の床面積について課税台帳への登録を誤ったため 109,400 千円の償還金を支払っている事例があった。</p> <p>また、専用住宅の敷地について本来小規模住宅用地として認定すべきところ、一部について非住宅用地として認定したことにより 2,749 千円の償還金を支払っている事例があった。</p> <p>これらについて、チェック体制の強化を図り、誤りのない事務処理に努めていくとのことであるが、マニュアル等の形で明文化されていない状況であるため、登録内容の正確性のチェック体制について明文化し適切に運用されているか継続してモニタリングする必要がある。</p>	112

3-8	課税保留について	<p>相続放棄等を理由として課税が困難になる場合は必要な調査を行い、決裁を受けることにより課税保留とされている。</p> <p>課税保留案件は基本的にすべての案件をファイルで管理される仕組みであり、課税システムで定められた減免コードを入力することで処理される。</p>	<p>【意見】</p> <p>共有土地を持分按分で課税している場合の課税保留のケースでは、課税保留の処理について課税システム上、別の処理を行うことで対応しており、その案件に関する資料はファイルに綴じられておらず、担当者が別途保管していた。</p> <p>課税保留は重要な案件であり、日々責任者によりモニタリングされるべきものであるため、網羅的に管理する仕組みが必要である。</p>	114
3-9	相続財産管理人の選任の申立てについて	<p>相続人が相続放棄していることや、相続人の特定ができないこと等を理由として、固定資産税について課税保留しているものが47件ある。</p>	<p>【意見】</p> <p>申立てに必要な書類の準備が煩雑であること、手数料が発生すること等を理由に、費用対効果の観点から、相続財産管理人の選任の申立てを積極的に実施せず、他の債権者からの申請により相続財産管理人が選任された案件を日々官報で確認し、該当があれば相続財産管理人に課税する手続を実施している状況である。</p> <p>長期間にわたって課税保留しているものも多く、今後少子高齢化に伴い相続人不存在となるケースが多くなることも想定される。また、相続人が不存在等の土地及び家屋を一括して相続財産管理人の選任の申立てを実施している自治体の事例もある。</p> <p>そのため、課税保留案件の状況を再確認し、将来の課税の可能性も含めた長期的な観点から費用対効果の検討を行い、相続財産管理人の選任の申立てを適時に実施することが望ましい。</p>	114
3-10	償却資産の申告書誤り時の処理について	<p>償却資産申告書について誤りを発見した場合、誤りを修正する旨を納税者に電話で伝え、市職員が修正を行い、納税者には納税者控への訂正を依頼している。</p>	<p>【意見】</p> <p>償却資産申告書を修正する際「相手方に連絡済み」などの簡単な記載はしているが、日時や相手方氏名等の詳細な記載はしておらず、またその記載も徹底できていない。そのため修正時の記載方法など明文化し運用すべきである。</p>	115

3-11	税務署資料閲覧調査について	償却資産の未申告者等の把握のため、税務署において所得税青色申告決算書を閲覧し、資料を複写し、償却資産の申告内容と突合し、尼崎市へ申告がない者(未申告者)及び申告内容が一致しない者(不適正申告者)について、申告書(修正申告書)を送付する。指定した期限までに申告書(修正申告書)を提出しない者に対しては催告書を送付する。催告に応じない者に対して実地調査のうえ申告指導する。	<p>【意見】 この調査を開始した当初は、免税点である150万円以上を対象としていたが、150万円程度の未償却残高では、たとえ課税漏れを発見して当年度に課税しても、その後の減価償却により課税標準額が減少し、早ければ翌年度には免税点未満になり課税されなくなる可能性が大きいことから、事務作業の効率化を勘案し、平成21年度から複数年連続して課税ができる可能性の大きい300万円以上を対象としている。</p> <p>しかしながら、税務署資料閲覧調査により新たに課税することとなった件数・税額は年々減少している。</p> <p>翌年度以降は免税となり課税されない可能性が高いとしても、当年度に課税漏れがあるとすれば当然課税すべきものであるため、調査の対象は少なくとも未償却残高150万円以上とするべきである。</p>	115
------	---------------	--	---	-----

4. 事業所税

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
4-1	事業所税の床面積と固定資産税システムの床面積の乖離について	平成23年度より事業所税の申告書に記載された床面積と固定資産税システムに登録されている床面積が乖離しているもののうち1,000㎡以上の乖離について原因を調査している。	<p>【結果】 市が未調査のものから6件抽出し調査したところ、1件申告漏れの可能性が極めて高いものがあった。</p> <p>そのため1,000㎡以下の乖離についても早急に乖離原因を調査すべきである。</p>	122
4-2	課税事務処理マニュアルの整備について	現在担当者1名で事務処理を行っている。	<p>【意見】 担当者が交代した際に前任者から事務処理の引継ぎが適切になされていないと、事業所税の事務処理に誤りや不足が生じる可能性が高くなる。</p> <p>そのため課税事務処理マニュアルを整備すべきである。</p>	125
4-3	申告書記載項目の検証について	申告書及び添付された明細書の照合及び計算チェックを行っている。 なお、事業所床面積については、上記4-1に記載の調査を実施している。	<p>【意見】 事業所床面積以外の減免・控除・非課税対象面積及び従業員の給与総額などの記載項目について、正確性・妥当性の検証は特に実施されていないため、例えば前年度と比較して申告数値が大きく変動しているものについて事業主に問い合わせ又は現地調査を行うなどの方法を検討し、申告書記載項目の検証を行うべきである。</p>	125

4-4	未申告者に対する催告について	未申告者に対して、電話で催告を行っている。	【意見】 未申告者について未申告企業一覧表を作成し状況がフォローアップされているが、合理的理由により当該一覧表への記載から除外された先やその理由などが記載されていないため、漏れなくフォローされているかどうかの事後確認が困難である。 そのため未申告者の中で未申告企業一覧に記載しない先とその理由等がわかるように発送先リスト等に明記しておくことが必要である。	126
4-5	未申告者に対する督促状況のフォローについて	未申告者一覧に督促状況を記載している。	【意見】 督促を行ったが申告書が提出されなかった先に対して、定期的に状況報告を適当な責任者に行い対応策を検討することが必要である。	126
4-6	従業者割の従業者数調査について	毎月情報政策課より法人市民税の申告従業者数と事業所税の申告従業者数を比較したリストを入手し、申告漏れがないか調査を行っている。	【結果】 実際の運用においては、人員不足の問題等から調査を行っていなかった。 例えば一定以上の従業者数や業種で絞込みを行うなど効果的かつ効率的な調査を実施すべきである。	127
4-7	不申告者に対する対応について	尼崎市市税条例において、不申告者に100,000円以下の過料を科すると定められている。	【意見】 催告を行っても、なお未申告の者に対しては、規定を明示して、再度督促を行うなど、実効性のある対応を図る必要がある。	128

5. 市たばこ税

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
指摘すべき事項は無い。				

6. 軽自動車税

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
6-1	海外転居者に対する納税通知書の発送事務について	4月1日時点で納税義務者となったもののうち、その後納税通知書発送時点までに海外へ転居した納税義務者については、家族等の住所が確認でき連絡が付いた場合は、その住所に送付しているが、それ以外の場合は納税通知書を発送対象先から除外している。	【意見】 市外への転居者や本人死亡者については納税通知書を発送しているのに対して、海外転居者に発送しないのは不公平感がある。 そのため、例えば納税義務者が海外への転出届を市民課へ提出する際に、納税に必要な手続を行うよう口頭で伝えることや、書面を渡すなど、納税を促す対応を行うべきである。	135

7. 入湯税

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
7-1	過少申告問題について	提出された申告書について、計算チェックのみ実施している。	<p>【結果】</p> <p>入湯税導入当初に特別徴収義務者と市職員との間で過少申告を行う合意をしたことは重大な問題ではあるが、当該問題が平成 24 年まで発覚しなかったことについて、担当者の交代による引継が適切に行われていなかったこと、申告書の記載内容が正確かどうかの検証が行われていなかったことも問題であったと考えられる。</p> <p>特に については、現地に赴き帳簿と申告入湯客数を突き合わせするなどの検証を行えば、今回の問題が発見できる可能性が高かったはずである。そのため、現地調査の実施を徹底すべきである。</p>	137

8. 収納事務

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
8-1	現年度調査の徹底について	現年課税の高額滞納案件（50 万円以上）については、そのリストが担当者に配付され、財産調査、納付督促等の対応をとることになっている。	<p>【意見】</p> <p>対象案件 69 件のうち平成 23 年度税額の全て又は一部が未納の納税者 19 件については、平成 22 年度以前の未納税額はなかったが、平成 23 年度の未納付を契機に平成 24 年度税額も全て又は一部が未納付となっている。</p> <p>現年度調査の意義を再確認し、実施手順や実施期間を明確にし、上位者への報告や調査結果のフォロー体制を構築することが必要である。</p>	161
8-2	催告書送付手続について	催告書は、何らかの理由により催告書を送付する必要がない滞納者については、納税課及び特別処理担当課の担当者により、送付の停止がされているが、上位者のチェックは行われていない。	<p>【意見】</p> <p>催告は納税を促す重要な手段であり、その実施の徹底が求められる。そのため、催告書の送付停止の判断について、実務的に実効性のある方法でチェックすることが求められる。</p>	162

8-3	延滞金額の網羅的な把握について	延滞金は、税務システムでは納税者単位で特定日を基準日として仮計算が可能となっているが、延滞金の集計や一覧表のように全体像を把握する仕組みがシステム上ないため、延滞金の更なる徴収に向けた根本的な対策が検討できていない状況である。	【結果】 延滞金の徴収は、担当者が納税指導を行っているが、納税者の理解が得られない場合があり、結果的に納税の公平性を欠いている。 そのため、今後、税務システムの改修に向けた検討が必要である。	163
8-4	延滞金の減免に係る判断について	延滞金を減免するかどうかの判断を一義的には各担当者に委ねており、減免に当たって、地方税法が定める減免の要件を満たしているかどうかについて、内部決裁等によって明示的に示すことはできていない場合がある。	【意見】 減免の判断の妥当性及び各担当者間の判断の整合性を確認するためにも、一定の承認手続を定めることが必要であり、判断基準についても、整合性を担保する仕組みが必要である。	163
8-5	納税の公平性の確保について	延滞金を徴収できているのは滞納税額の一部であり、納税の公平性が確保されていない。	【意見】 期限内に納付し、あるいは法令に基づく延滞金を納付した納税義務者との公平を著しく欠いている。 納税の公平性を確保するためには、安易な延滞金の免除は許されず、仮に免除する場合であっても、その判断の合理性を説明できる体制を整備することが求められる。	164
8-6	延滞金データの保存について	税務システムでは、過年度に本税の収入未済がない場合には、賦課・徴収に係る履歴を当年度及び過去3ヶ年度分だけデータとして保有しており、それ以前のデータは保有されない仕組みとなっている。 本税の収入未済がある場合にのみ、上記に加え、当該課税年度の賦課・徴収データが引き継がれる。	【結果】 過去の納付実績や延滞金の残高等を別途網羅的にかつ正確に管理することは実務上相当の困難を伴うとのことであるが、納税の公平性を確保し、また財源の確保を図るためにも、税務システムの改修に向けた検討を進める必要がある。	165
8-7	給与特別徴収に係る滞納事業者への徴収手続について	他の税目に係る滞納税の徴収手続と同様である。	【意見】 他の税目に係る滞納税額と比べると少額であるが、特別徴収は従業員からの預り金であり、他の税目の滞納とはその性格を異にすることから、滞納額が増加傾向にある場合には、機動的に財産調査、滞納整理に取り組む等、明確な方針を打ち出す必要がある。	166

8-8	給与支払報告書未提出事業者の捕捉について	<p>確定申告者や市申告書によって給与所得を申告する者の中には、所得を証明する書面として源泉徴収票を添付する者があるが、その際、給与支払業者に給与支払報告書の提出を求めることが徹底できていない。</p>	<p>【意見】 課税客体の網羅的な把握のためにも、確定申告者や市申告書によって給与所得が申告された場合には、給与支払者を特定し、電話照会するなどして、給与支払報告書の提出を促すことが必要である。</p>	168
		<p>新規設立法人は市への開業届の提出が必要となるが、個人市民税担当ではこれと連携し、当該新規設立法人に対して給与支払報告書の提出を促すことはしていない。</p>	<p>【意見】 給与支払報告書の未提出は、所得税の源泉徴収事務に比べてその事務の必要性が広く認知されていないことにも原因があるものと考えられることから、課内連携により、新規設立法人には開業届の提出に合わせて指導を行うとともに、給与支払報告書の提出が適時に行われていることを確認することが必要である。</p>	168
		<p>平成 17 年度から平成 18 年度にかけて、法人市民税の申告法人をもとに、給与支払報告書未提出法人の調査が行われているが、それ以後同様の取組は行われておらず、また現在課内において特段の連携等は取られていない。</p>	<p>【意見】 法人市民税の均等割の基準となる従業員が存在することをもって、給与支払報告書の提出義務がある事業者と特定することはできないが、提出の必要性や該当の有無について事業者に関し合わせ等を行うことは有用であると考えられる。 市では平成 17 年度から平成 18 年度にかけて、法人市民税の申告法人をもとに給与支払報告書未提出法人の調査が行われているが、それ以後同様の取組は行われておらず、また現在課内において特段の連携等は取られていないことから、市民税担当部署内で情報交換を進めるとともに、定期的に同様の調査を実施し、課税客体の網羅的な把握に努めることが必要である。</p>	168
		<p>普通徴収から特別徴収への勧奨推進への取組を平成 20 年度から積極的に実施している。</p>	<p>【意見】 地方税法上、特別徴収義務の不履行について罰則規定は存在しないことから、今後も粘り強く継続して特別徴収への切替を勧奨する以外に方法はないものと考えられるため、年度ごとに目標件数を設定し、実施項目の成果と問題点を検証することにより、翌年度は更に効果的な取組が行われるような体制を構築することが必要である。</p>	170

8-9	領収書管理の徹底について	領収書綴り受払簿による領収書の簿冊管理と使用確認書による連番管理を行うこととしているが、一部適切に運用されていない。	【意見】 部内応援用の領収書綴りは、一冊の簿冊を複数人かつ複数年度に渡り使用しているため「誰が」、「いつ」使用したのか後日特定するのは非常に困難である。部内応援用についても管理簿による管理を徹底すべきである。	172
8-10	部内応援の実効性について	年に2回(5月・12月)に課長以上の管理職者が市税滞納者に対して電話や訪問を行う部内応援を行っている。	【意見】 部内応援の趣旨や費用対効果を見直し、実効性が乏しい場合には、実際の徴収業務は徴収ノウハウをもった担当職員に任せて、管理職という役職に見合った総合的・大局的視点が必要となる業務に注力するなど、より効果的な業務実施について再検討を行うべきである。	174

9 . 滞納整理事務

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
9-2	少額案件への取組について	少額滞納案件に対する担当職員1人当たりの業務量は9,412件、うち未処分案件の1人あたり業務量は6,451件と業務量が多大となっており、多くの案件に手が回っていない現状である。	【意見】 少額の滞納案件は、滞納者の資金難よりも納税意欲による問題であることも多いといえ、積極的に滞納整理に取り組むことにより徴収が促進されると考えられる。また、1件当たりの滞納額は小さいが、件数が多いためトータル金額は大きい。 今後、収入率の向上のためには少額案件への取組による効果が大きく鍵を握ると考えられる。担当職員の人員不足があることは理解できるが、それだけに、如何に効率的に業務を実施し、納税の公平性の確保と収入率の向上を実現できるかが重要となる。	186
		少額案件については、時効期間の経過から1年半以内に不納欠損となることが予定されている案件のリスト(不納欠損予定リスト)に基づき、滞納整理の事務が行われている。	【意見】 このような方法では、常に長期滞納者を対象に滞納整理を実施している後手の処理となっており、徴収の観点から非効率な事務となっている。 滞納期間の短い滞納者も含め滞納整理を進めていく先手の処理の検討も必要である。	186

		<p>市では、効率的な財産調査の実施のために、まず不納欠損予定リストの案件の全てについて、納税管理担当係において金融機関1行に対し一斉に預金調査を実施し、当該金融機関の口座の有無等の結果を納税課の調査に役立てている。</p>	<p>【意見】 十分な調査をするためには、金融機関1行のみの調査では不足であり、更なる預金調査等が必要になるのが通常である。 多くの金融機関が本店に照会をかけることで全店の情報を調査してくれるとのことであり、預金の一斉調査の金融機関の数を拡大することなどにより、より効果的な調査の実施が可能であると考えられる。</p>	188
		<p>市では、滞納者の差押えを実施するに当たり、差押事前通知を発送している。発送合計483件のうち約40%の194件に対し差押えの履行がされているが、差押えが実施されていない約60%の289件について、差押えが実施されなかった理由の内訳をみると、完納されたものが61件と分納誓約の取付ができたものが180件であり、これらの合計は241件である。</p>	<p>【意見】 差押事前通知を送付した対象のほぼ半数について、差押事前通知の送付のみで差押えの手続を経ることなく、徴収効果があった状況であり、差押事前通知送付の徴収効果が浮き彫りになっている。また、少額案件に対して積極的な滞納整理を行うことが徴収効果に繋がるということを表していると考えられる。 今後、より積極的な財産調査を実施することで、差押事前通知の効果を含め、差押手続による徴収効果を発揮されたい。</p>	189
		<p>市報やホームページなどで「あまがさき行財政構造改革推進プラン」の収納率向上の取組について広報している。</p>	<p>【意見】 更に、実際に少額案件も含めて差押え等を行っている状況を継続的に広報することで、少額の滞納であったとしても差押え等をされてしまう可能性があることを市民に認識してもらい、納税を促すというアナウンス効果による滞納案件の縮減策も必要であると考えられる。</p>	189
		<p>不納欠損リストにより平成23年度に対応できなかったものを抽出し、理由を確認したところ、すべて、滞納額が少額なため、優先順位の判断から後回しになったものであった。</p>	<p>【意見】 優先順位の選定に当たり金額だけでなく課税の発生内容(現年度に固定資産税の課税がある、給与所得があるなど)も参考にして決定すべきであったと思われた案件が散見された。また、特に給与照会は、給与振込口座も判明し、預金差押の可能性にも繋がることや照会を受けた就業先が本人に納税を促してくれる効果も実際にあるようであり、実効性が高いと考える。</p>	190

9-3	高額案件への取組について	50万円以上の差押事案を21件抽出し、その後の処理状況を検討した結果、3件について、滞納者が死亡していたため平成23年度に参加差押を行うことができず、差押え後に発生した滞納税額が時効となり不納欠損となっていた。	【意見】 差押え後も継続して折衝し、また公売を実施するかどうかを検討し、滞納税額の徴収に努力すべきである。	191
		300万円以上の未処分事案を17件抽出し、現在の処理状況を検討した結果、1件については、死亡者課税のまま相続人等らにより自主納付がされていたが、滞納が発生したことが分かり、告知替えを行い、差押処分したが、811,800円が不納欠損となっていた。 さらに、滞納繰越額が50万円から100万円までの未処分事案については、十分な取組ができていない状況となっている。	【意見】 平成20年度から対象案件が、従来の滞納繰越額が100万円以上から50万円以上に拡大されたこと等から、過去から積み上がった高額滞納案件の処理が優先され、また時効対象案件から優先されていくため、十分な取組ができていないとのことである。 今後は、高額案件の徴収を強化するために特別処理担当を充実させることで比較的少額な案件についても対応できると期待される。	192
9-4	滞納処分の執行停止について	市は滞納整理のマニュアルを作成し、滞納処分の執行停止の要件を設定しているが、いかなる場合に財産がないと認定するのか等の具体的な内容の記載がない。	【意見】 適切な財産調査が網羅的に行われ、その内容について上位者の判断が適切に行われるために、より具体的なマニュアルやチェックリスト等を作成すべきである。	194
		市の滞納処分の執行停止のための財産調査の基準を設定しているが、設定されている金融機関への調査必要件数等が少ないと思われる状況である。	【意見】 市が設定している財産調査の基準は、例えば、金額10万円未満の場合の預金調査は金融機関1店舗のみであるなど、明らかに調査必要件数が少ないと考える。また、他自治体の財産調査の基準と比較しても明らかに調査件数等が少ない状況であった。そのため、十分な調査が実施できるよう基準の見直しが求められる。	194

		<p>執行停止で抽出した案件の滞納者の多くは、年齢が20～30歳代であった。</p>	<p>【意見】</p> <p>一般的に若い人ほど預金残高は少なく、固定資産等の財産を有することが少ないことが想定されるが、一方、資力が回復する可能性は大きいと考えられる。</p> <p>納税の公平性の観点から、将来の資力の発生の可能性を考慮して執行停止の判断をすべきである。</p>	195
		<p>滞納処分の執行停止分については、地方税法に基づき、執行停止後3年の間に取消事由が発生した場合は取消しを行っている。</p>	<p>【意見】</p> <p>具体的には、執行停止後3年を経過する直前に、執行停止データと市民税の賦課データを照合し、執行停止後に市民税の課税があるものについて取消しが行われているが、預金調査や他都市照会等は行われていない。</p> <p>例えば、執行停止後2年経過時点で預金調査を行う、また市民税の賦課データとの照合を毎年度行うなど、執行停止後の検討を強化することが望ましい。</p>	196
9-5	死亡者課税について	<p>固定資産税の納税者が死亡後、相続による変更登記がなされていないケースでは、まず、相続人代表者指定届の提出を受けた相続人代表者宛に納付書を送付している。</p> <p>また、相続人代表者指定届が提出されない場合においても相続人等が納付するケースが多いことから、死亡者宛のまま納付書を送付している。</p> <p>その後、滞納となった場合に告知替えにより見込まれる徴収額と業務量を勘案し、効果があると判断した場合に告知替えを行い、滞納処分等を実施している。</p>	<p>【意見】</p> <p>死亡者課税の滞納が発生したときに如何にその情報を適時に把握し、早期に告知替え等の措置の検討を行うことができるかが重要となるので、その効果や事務の効率性を検討の上、資産税課と納税課の連携の強化や実施主体についての体制の確立など、より実効性を担保する措置が必要である。</p>	197
		<p>死亡者課税で滞納している案件のなかには、実際には相続放棄がなされているケースや、相続人が行方不明となっているケース等もあると思われる。</p>	<p>【意見】</p> <p>このようなケースに対して課税を続けることは、納付されないにも関わらず無駄な収納事務や滞納整理手続が発生するという非効率な事務手続を行わないために課税保留とすべきである。</p> <p>また、課税保留にすることで相続財産管理人の選定を検討し、課税できる固定資産となる機会が得られる可能性があるというメリットも考慮されたい。</p>	198

10. 税システム

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
10-1	パスワードの定期的な変更について	4月など多くの職員が人事異動する際に、一斉に初期設定パスワードに戻され、各職員が再設定するようにしている。	【結果】 監査実施時に調査したところ、158個のユーザIDのうち105個のユーザIDのパスワードが初期設定のままであった。 全ての職員がパスワードを再設定しているか定期的に確認すべきである。	203
10-2	データ保護対策実施状況の継続的な監視について	システム導入時又は変更時にデータ保護対策にかかるチェックシート等を用いてデータ保護対策を実施している。	【結果】 データ保護管理規程第4条において、データ保護管理者は所管課長によるデータ保護対策の実施状況を「継続的に」監視すると定められている。 しかし、システム導入時又は変更後の実施状況は各所管課において適切に保護対策を実施することが前提になっており、データ保護管理者により必ずしも確認されているわけではないことから、「継続的に」監視されているとはいえないと考えられる。 そのため、データ保護管理者は、例えば、チェックリストを所管課に定期的に配付して自主点検を効果的に実施させ継続的に監視する必要がある。	204
10-3	データ保護対策会議の実施について	データ保護対策会議は少なくとも過去5年間開催されていない。	【意見】 定期的にデータ保護対策会議を開催することが望まれる。	205
10-4	データ保護対策に関する研修の実施について	データ保護対策に関する研修は、新規入庁時又は異動時に行うのみである。	【意見】 研修の実施の趣旨は、職員の認識理解を高めていく必要があることやデータ保護に関する啓発を行うことであるとされており、新規入庁時等に1度実施すれば認識理解や啓発が担保されるものではないはずである。 そのためデータの保護対策に関する研修を定期的に実施することが望まれる。	206

11. その他

No.	表題	尼崎市の実施内容	監査の結果及び意見	頁
11-1	尼崎市の人事制度について	職員育成の観点から、一般的に3年に1度の割合でジョブローテーションが行われている。	<p>【意見】</p> <p>市税事務に関しては地方税法等の知識や税務実務などの専門性が要求されると考えられる。</p> <p>そのため人事ローテーションを行う際には、その専門性が継続的に発揮できるよう考慮する必要があるが、事務を行う際の事務処理マニュアル等について整備されていない税目も多く、新たに税務管理部に配属された職員が初年度から適切な市税の事務執行を行うことが難しい環境にあり、事務処理のミス等が発生する可能性がある。</p> <p>したがって人事ローテーションを見据え適切な引継ぎ等が行われるよう事務処理マニュアルを整備すべきである。</p> <p>また市税事務は専門性が要求されることから、税務職員は専門職員とするなど、人事制度の見直しについても検討の余地があると考えられる。</p>	207
11-2	尼崎市の収入率向上に向けた取組について	<p>平成20年4月に策定された「あまがさき行財政構造改革推進プラン」において、市税の収入率向上に向けて次のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年課税分の収入率を毎年0.1%向上させ、平成24年度98.4%を目標にする。 ・コンビニ収納を実施し、納税者の利便性と収入率の向上を図る。 ・滞納者に係る差押強化。 ・納税推進センターを設置し、収入率の向上と新規滞納の抑制を図る。 	<p>【意見】</p> <p>各収入率向上の取組についてはそれぞれ一定の効果が認められる。</p> <p>しかしながら更なる収入率の向上を目指して、現在の市税の取組の浸透に加え、国民健康保険料や保育料など、市税以外の債権と一括して徴収(公金徴収一元化)を実施することも有効な方法と考えられる。</p>	208

第4 . 監査の結果及び意見-税目別-

1. 個人市民税

(1) 概要

過去3年間の決算の状況

個人市民税の平成21年度から平成23年度までの納税額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

【平成21年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	24,409,270	23,501,523		907,747	96.3%
	過年度分	238,821	146,825		91,996	61.5%
	小計	24,648,091	23,648,348		999,743	95.9%
滞納繰越分		2,804,903	550,788	139,768	2,114,347	19.6%
個人市民税合計		27,452,994	24,199,136	139,768	3,114,090	88.1%

【平成22年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	22,602,071	21,865,395		736,676	96.7%
	過年度分	158,561	116,704		41,857	73.6%
	小計	22,760,632	21,982,099		778,533	96.6%
滞納繰越分		3,105,491	624,837	134,486	2,346,168	20.1%
個人市民税合計		25,866,123	22,606,936	134,486	3,124,701	87.4%

【平成23年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	21,951,696	21,292,456		659,240	97.0%
	過年度分	159,916	110,376		49,540	69.0%
	小計	22,111,612	21,402,832		708,780	96.8%
滞納繰越分		3,019,599	651,081	153,818	2,214,700	21.6%
個人市民税合計		25,131,211	22,053,913	153,818	2,923,480	87.8%

個人市民税の所得割額の計算

個人市民税の所得割額の計算は、次の計算式で算定される。

$$\text{所得割額} = (\text{所得金額(ア)} - \text{所得控除(イ)}) \times \text{税率} - \text{調整控除(ウ)} - \text{税額控除(エ)}$$

なお、(総所得金額-所得控除)×税率で税額を求める方法(総合課税)と、これとは別に退職所得、山林所得、土地建物等の譲渡による所得、株式等の譲渡による所得及び先物取引による所得は、それぞれ別々の計算方法で税額を求めるものがある(分離課税)。

(ア)所得金額

所得金額は、各収入額から必要経費を差し引くことによって算定される。

なお住民税は、前年中の所得を基準として計算されるため、例えば平成24年度の住民税では平成23年中の所得金額が基準となる。

各所得の内容及びその計算方法は次のとおりである。

所得の種類		内容	所得金額の計算方法
1	利子所得	公・社債、預貯金などの利子	収入金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額-必要経費
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額-必要経費
5	給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額-給与所得控除額又は特定支出控除額
6	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額-必要経費)×2分の1
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額-必要経費-特別控除額
8	譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額-資産の取得価額などの経費-特別控除額
9	一時所得	懸賞金など継続性のない一時的な所得	収入金額-必要経費-特別控除額
10	雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次のとの合計額 公的年金等の収入金額-公的年金等控除額 を除く雑所得の収入金額-必要経費

(イ)所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じ税負担を求めるために所得金額から差し引かれるものであり、各所得控除の要件は次のとおりである。

控除の種類		要件
1	配偶者控除	生計を一にする、前年の合計所得金額が38万円以下の配偶者を有する場合
2	配偶者特別控除	生計を一にする、前年の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の配偶者を有し、かつ、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合
3	扶養控除	生計を一にする、前年の合計所得金額が38万円以下の扶養親族(配偶者を除く)を有する場合

4	障害者控除	本人又は控除対象配偶者・扶養親族が障害者である場合
5	寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 夫と死別・離婚した後、再婚していない又は夫が生死不明の女性で、扶養親族又は生計を一にする子(前年の総所得金額が 38 万円以下)を有する場合 夫と死別した後、再婚していない又は夫が生死不明の女性で、前年の合計所得金額が 500 万円以下である場合
6	寡夫控除	妻と死別・離婚した後、再婚していない又は妻が生死不明の男性で次の両方に該当する場合 生計を一にする子(前年の総所得金額が 38 万円以下)を有する 前年の合計所得金額が 500 万円以下である
7	勤労学生控除	本人が大学生・高校生等で前年の合計所得金額が 65 万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の場合
8	基礎控除	全ての納税義務者
9	雑損控除	前年中の資産が災害や盗難により損失を受けた場合
10	医療費控除	前年中に医療費(介護保険サービス含む)を支払った場合
11	社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険、国民年金、厚生年金保険、介護保険など)を支払った場合
12	小規模共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金を支払った場合
13	生命保険料控除	生命保険料や個人年金保険料を支払った場合
14	地震保険料控除	地震保険料を支払った場合 長期損害保険料(満期返戻金等があり期間 10 年以上)を支払った場合(平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料)

(ウ)調整控除

調整控除は、税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額(1)の差に基づく税負担増加を調整するため、次の算式により求めた金額を所得割額から控除するものである。

分類	要件
合計課税所得金額(2)が 200 万円以下の場合	1 と 2 のいずれか少ない額の 5%(市民税 3%、県民税 2%) 1. 人的控除額の差の合計額 2. 合計課税所得金額
合計課税所得金額が 200 万円を超える場合	1 の金額から 2 の金額を控除した額(5 万円未満の場合は 5 万円)の 5%(市民税 3%、県民税 2%) 1. 人的控除額の差の合計額 2. 合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

(1)人的控除額：障害者控除、寡婦・寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養親族・配偶者特別控除、基礎控除をいう。

(2)合計課税所得金額：課税所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計をいう。

(エ) 税額控除

(ア)から(ウ)で算定された所得割額から、さらに下記で計算した税額控除を差し引いて所得割額が決定される。

() 配当控除

株式の配当などの配当所得がある場合には、その金額に次の率を乗じた金額が税額から控除される。

課税総所得金額等の合計額()	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配(適格機関投資家私募によるものを除く)	1.6%	0.8%
証券投資信託の収益の分配(一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く)	0.8%	0.4%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.2%

() 課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期(短期)譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額

() 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が控除される。

() 住宅借入金等特別税額控除

対象者	平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用があり、かつ、所得税から控除しきれない額がある人()
対象となる住民税	平成 22 年度から平成 35 年度までの個人市民税・県民税の所得割額
控除額	次の 、 のいずれか小さい額 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 所得税の課税総所得金額等の額の 100 分の 5 に相当する額(最高 97,500 円)

() 平成 19 年、20 年に入居した場合は対象者にはならないが、所得税の住宅ローン控除の控除期間を延長する特例が設けられている。

() 寄附金税額控除

税額控除の対象となる寄附金	次の ~ に対して、5,000 円()を超える額の寄附をした場合(~ 合わせて総所得金額等の 30%が上限) 兵庫県共同募金会 日本赤十字社兵庫県支部 都道府県や市区町村(ふるさと寄附金)
控除額	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県共同募金会又は日本赤十字社兵庫県支部の場合 (寄付金額-5,000 円) × 10% ・ふるさと寄附金の場合 次の a と b の合計額 a: (寄付金額-5,000 円) × 10% b: (寄付金額-5,000 円) × (90%-(0% ~ 40%)) b の額は、住民税所得割額の 1 割が上限。

()平成 24 年度以降の住民税からは 2,000 円(平成 23 年 1 月 1 日以降寄附分)

() 配当割額控除・株式等譲渡所得割控除

前年中に特別徴収された上場株式等の配当等の所得及び源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得については、他の所得と区分して分離課税がされるが、通常、支払われる時に住民税が 3 % (市 1.8%、県 1.2%) 特別徴収され、課税関係が終了する。また、申告を行った場合は所得割で課税され、所得割額から税額控除される。

個人市民税の非課税・減免制度

個人市民税の非課税については、地方税法等に「市民税の非課税の範囲」(地方税法第 295 条)及び「所得割の非課税の範囲」(地方税附則第 3 条の 3)が定められている。

また地方税法 323 条において「市長村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例に定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」と個人市民税の減免制度を構築することができることになっている。

そのため市では、尼崎市市税条例第 34 条において以下の減免制度を設けている。

【個人市民税の減免制度】

	減免対象者	減免額										
	<p>【34条2項1号】(本人該当事項軽減) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条に規定する被爆者で前年の合計所得が158万円以下。</p>	<p>所得割額の5割</p>										
	<p>【34条2項2号】(生活保護等減免) 生活保護法の規定による扶助又は賦課期日の翌日以後において、貧困により生活のため公私の扶助を受けることとなった者。</p>	<p>均等割額及び所得割額の全額</p>										
	<p>【34条2項3号】(失業・廃業軽減) 雇用保険法第13条に規定する基本手当の受給資格者及び廃業により失業した者並びにこれらに準ずる者で、生活が著しく困難になった者。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得</th> <th>所得割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150万円以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>250万円以下</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>350万円以下</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>450万円以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得	所得割額	150万円以下	5割	250万円以下	4割	350万円以下	3割	450万円以下	2割
前年の合計所得	所得割額											
150万円以下	5割											
250万円以下	4割											
350万円以下	3割											
450万円以下	2割											
	<p>【34条2項4号】(死亡(相続)軽減) 地方税法第9条の規定により、納税義務を承継した相続人で、生活が著しく困難になった者。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得</th> <th>所得割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150万円以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>250万円以下</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>350万円以下</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>450万円以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得	所得割額	150万円以下	5割	250万円以下	4割	350万円以下	3割	450万円以下	2割
前年の合計所得	所得割額											
150万円以下	5割											
250万円以下	4割											
350万円以下	3割											
450万円以下	2割											
	<p>【34条2項5号】(所得減少軽減) 7月1日以後において、当該年の普通所得の金額が前年の普通所得の金額に比し5割以下に減少すると認められる者のうち、前年の合計所得金額が450万円以下の者。</p>	<p>普通所得に対する所得割額×減少率の5割</p>										
	<p>【34条4項】 市長は公益上その他の理由により特に必要があると認められる者に対しては、市民税を減免することができる。</p>											
	<p>(災害減免) 災害により被災し、生活が著しく困難になった者のうち、前年の合計所得が1,000万円以下の者。</p>	<p>災害の程度に応じ、均等割額及び所得割額のそれぞれ1割～全額</p>										
	<p>(傷病・労災軽減) 健康保険法の規定による傷病手当金などの支給を受けている者のうち、前年の合計所得が450万円以下の者。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得</th> <th>所得割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150万円以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>250万円以下</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>350万円以下</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>450万円以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得	所得割額	150万円以下	5割	250万円以下	4割	350万円以下	3割	450万円以下	2割
前年の合計所得	所得割額											
150万円以下	5割											
250万円以下	4割											
350万円以下	3割											
450万円以下	2割											

また、平成 21 年度から平成 23 年度までの非課税及び減免事由ごとの金額、件数の推移は次のとおりである。

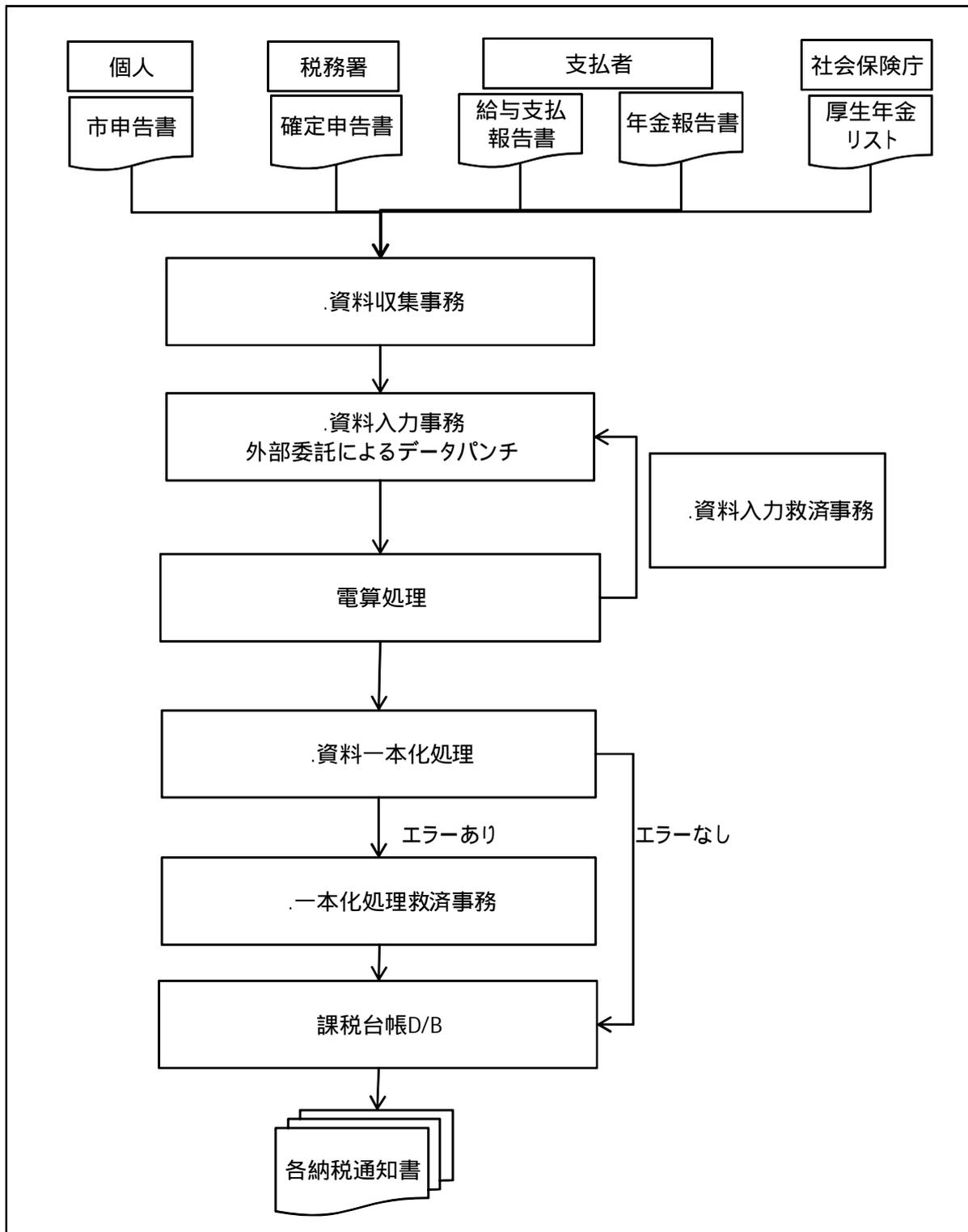
【過去 3 年間の非課税・減免状況推移】

区分	事由	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
非課税	均等割非課税基準以下	件	107,674	113,091	113,877
	所得割非課税基準以下	件	1,982	2,089	2,234
	障害者等で所得 125 万円以下	件	17,067	17,268	17,413
	生活保護	件	3,681	4,448	5,531
	非課税合計	件	130,404	136,896	139,055
減免	(34 条 2 項 1 号) 本人該当事項軽減	件	2,605	1,556	1,480
		千円	24,906	15,582	16,066
	(34 条 2 項 2 号) 生活保護等減免	件	108	86	54
		千円	3,687	2,461	1,508
	(34 条 2 項 3 号) 失業・廃業軽減	件	3,353	2,889	2,424
		千円	116,798	54,241	44,227
	(34 条 2 項 4 号) 死亡(相続)軽減	件	241	45	55
		千円	7,181	725	830
	(34 条 2 項 5 号) 所得減少軽減	件	92	324	184
		千円	3,284	9,506	5,469
	(34 条 4 項) 災害減免、傷病・労災軽減	件	50	81	78
		千円	1,633	1,017	800
	減免合計	件	6,449	4,981	4,275
		千円	157,491	83,533	68,904
非課税・減免合計		件	136,853	141,877	143,330
		千円	157,491	83,533	68,904

個人市民税の当初課税事務フロー

個人市民税の当初課税事務フローを示すと次のとおりである。

【個人市民税当初課税事務フロー図()】



() 市民税課作成の「市民税・当初課税実務マニュアル」を要約したもの

.資料収集事務

市申告書、確定申告書、給与支払報告書（以下、「給報」）、年金報告書及び厚生年金リストなどの課税資料をそれぞれ提出者から入手する。市申告書について、申告義務者と思われる人に当初申告書を送付することにより、申告指導を行う。また、申告がない者に対しては、8月に再申告書を送付し、それでもなお申告のない者に対しては、10～11月に所得調査などを行っている。また、給報未提出の事業者に対しても、提出指導を行っている。

.資料入力事務

給報及び確定申告書・市申告書、並びに年金報告書、厚生年金リストなどの課税資料について、各資料の情報をバッチ処理、リアル処理併用でシステムに入力する。

.資料入力救済事務

資料入力事務の結果、入力した各課税資料の問題点(エラーあるいは警告)を指摘するリストが出力される。

- ア．氏名・生年月日で個人が特定できない場合は、「統一コードアンマッチエラーリスト」が出力されるので、その後調査し適切な処理を行う。
- イ．データ内容に問題等があればその内容に応じて「データ処理不能リスト」、「論理チェックリスト」等が出力されるので、その後調査し適切な処理を行う。

.資料一本化処理

資料入力救済事務処理後の課税データを納税者ごとにシステム上で集計し、課税台帳を作成する。主な一本化処理項目は次のとおりである。

- ア．複数給与支払報告書の一本化
- イ．複数年金資料の一本化
- ウ．申告書（市申告書、確定申告書）と給与支払報告書、年金の適切処理
- エ．徴収区分の判定
- オ．所得、控除の判定
- カ．扶養親族の是非認
- キ．障害、寡婦等のデータの把握

・一本化処理救済事務

資料一本化処理を行ったことにより、問題点を指摘するリスト(「エラー未救済リスト」あるいは「警告リスト」)が出力される。これを救済することで正しい課税台帳が作成されるよう処理を行う。

(2)実施した監査の手続

個人市民税の課税事務について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、事務の概要を把握した。

課税対象者の税務システム上の各種管理区分について、担当者への質問及び区分別リストの閲覧を行い、区分の分類や管理体制を確認した。

所得調査について、所得調査票を閲覧し所得調査の実施状況を確認した。

減免制度について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、制度の概要を把握した。

減免について、減免申請書を閲覧し減免申請への対応状況を確認した。

住民基本台帳の対象外となる納税義務者の管理方法について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、管理方法を確認した。

(3)監査の結果及び意見

課税対象者の税務システム上の各種管理区分の見直しについて(結果)

当初申告書発送、再申告書発送及び所得調査の対象者は、税務システムで市申告書発送区分(以下「申発区分」とする。)を振り付けて管理している。

申告書の発送及び所得調査の対象者は申発区分を抽出条件として機械的に抽出しているため、不適切な申発区分が振り付けられていると本来課税すべき納税者への納税勧奨がなされず、未申告のまま放置される可能性がある。

課税対象者を公平かつ網羅的に把握する観点から、納税者への申発区分の振付けは重要である。

【申発区分の種類】

区分	内容
0	特記事項なし
1	当初発送
2	再申告時点で課税がない場合発送
3	本人の希望により当初から発送

6	未申告者につき再申告書発送対象
7	基礎控除以下につき申告義務なし
8	転居先不明等につき発送対象外
9	発送不可

申発区分9は当初申告書から発送対象外としており、特殊事情による発送除外を想定して設けられた区分であるため、課税状況の変化に対応した適時の区分変更と定期的な申発区分の見直しが必要である。

しかし実務上は申発区分9への振付けの明確な運用ルールがなく、その判断は担当者に委ねられている。

そのため課税状況が変化した場合であっても、申発区分の変更が徹底されておらず、定期的な見直しや第三者のチェックも行われていないため、申発区分9の件数は年々増加しており、監査実施時点（平成24年10月22日）で1,600件程度となっている。

監査実施時点の申発区分9一覧リストから下記(ア)～(ウ)の抽出条件で任意に9件サンプル抽出し、監査実施時点の基本台帳データ、課税台帳データの記載内容を確認した。

< 抽出条件 >

- (ア)前年度、市申告書を提出している納税者
- (イ)前年度、確定申告書を提出している納税者
- (ウ)前年度、給報により所得を把握している納税者

調査した9件のうち、次の4件は、申発区分9(申告書発送不可)として扱うべき特段の事由は認められなかった。

調査対象者	A
抽出条件	(ア)
概要	<p>台帳データに「あて所に尋ねあたらず」と記載があるが、平成23年3月に生活保護を申請する際に基本台帳データに登録されている住所で申請しており、居住の実態があると考えられる。</p> <p>居住の事実が判明した時点で、台帳データの記載は削除すべきである。</p> <p>また台帳データの記載からは申発区分を9とする特段の事由が読みとれない。</p>

起こりうる事態	生活保護受給者ではなくなり市申告が必要となった場合でも、申告書の発送や所得調査の対象外となる。
あるべき区分	0

調査対象者	B
抽出条件	(イ)
概要	台帳データに「毎年確定申告あり。申告書送付不要の依頼あり」との記載があり申発区分9としていた。 平成23年度は確定申告、平成24年度は市申告による申告がされており、課税状況に変化が生じている。 当該課税状況の変化を申発区分に反映すべきである。
起こりうる事態	申告書の発送や所得調査の対象外となる。
あるべき区分	0

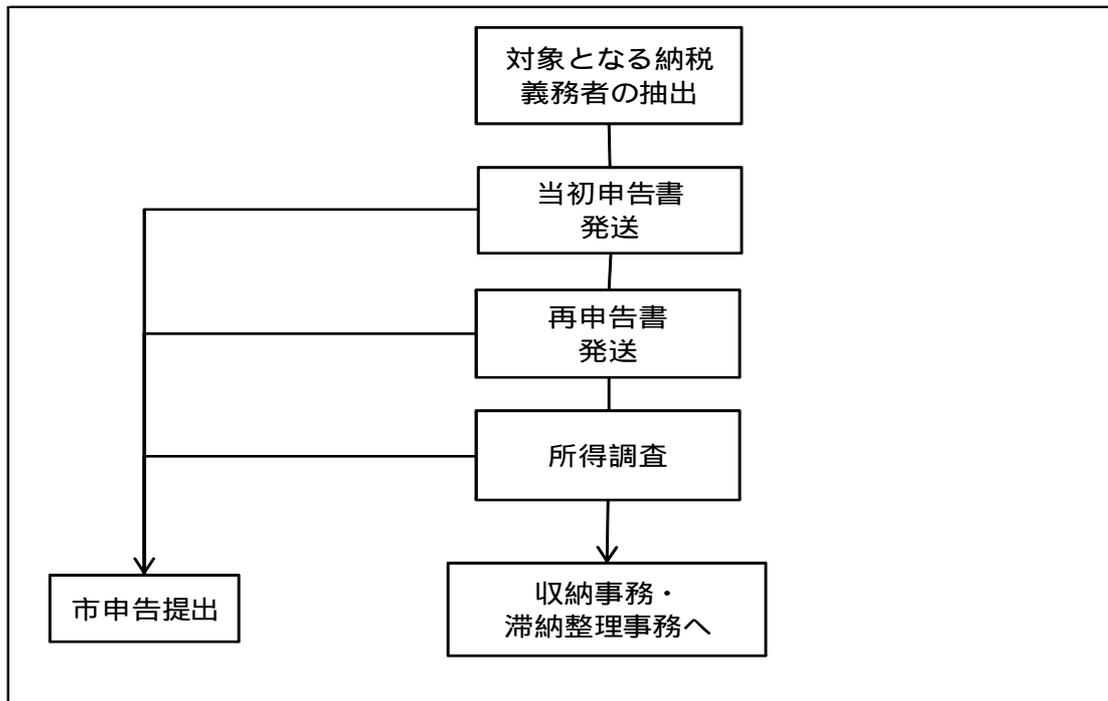
調査対象者	C
抽出条件	(ウ)
概要	申発区分9とした経緯が台帳データから読みとれないが、平成22年度の退職給報提出までは給報で納税義務を捕捉していた。 平成23年度は非課税であったが、本来退職給報の提出時点で申発区分を0に変更すべきである。
起こりうる事態	申告書の発送や所得調査の対象外となる。
あるべき区分	0

調査対象者	D
抽出条件	(ウ)
概要	納税義務者の平成23年度給与所得に係る給報の提出がなかったことから、別途事業所に問い合わせを行うよう依頼したところ、納税義務者が継続して勤務していること及び平成24年度給報が未提出であったことが判明した。
起こりうる事態	申発区分9であったことが、給報未提出の発覚が遅れた一つの要因と考えられる。 また、別の問題として給報未提出事業者の調査対象が特別徴収のみであることが挙げられる。 これについては「給報提出義務者の継続的な捕捉について(結果)」参照。
あるべき区分	0

課税の公平性を確保し、課税対象者を網羅的に把握する観点から、課税状況に変更があった場合は適時に申発区分に反映するとともに、「発送不可」「申告義務なし」「発送対象外」の区分については、定期的に見直しを行う必要がある。

所得調査の効果的な実施について(意見)

対象となる納税義務者の抽出から所得調査に至る流れは次のとおりである。



申発区分により抽出された納税義務者に当初申告書、その後申告がない者等に対しては再申告書を発送する。

所得調査は、市民税課の職員が未申告者に対する電話、郵便を活用した申告指導、現地に出向き申告書の交付や投函を行うことである。調査対象者は前年度課税対象者を母集団とし、当初申告書又は再申告書発送対象者のうち当年度9月30日時点で未申告である者としている。

平成19年度から平成23年度の所得調査の結果は、次のとおりである。

【過去5年間の年度別当初申告書、再申告書、所得調査の送付・申告受理件数】(単位：件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当初申告					
送付件数	12,937	12,085	11,859	11,881	11,769
申告件数	8,710	8,590	8,238	8,524	8,455
再申告					
送付件数	7,927	8,531	7,429	7,601	7,020
申告件数	3,177	4,462	2,796	3,010	3,953
所得調査					
対象件数	3,232	771	717	865	727
申告件数	175	87	104	126	101
申告金額	1,009万円	606万円	817万円	654万円	478万円
調査後申告件数割合	5.4%	11.3%	14.5%	14.6%	13.9%

平成 20 年度以降の所得調査の件数が激減しているが、これは平成 20 年度より公的年金受給者の特別徴収制度及び税源移譲による住宅ローン控除の申告制度が始まったことに伴う職員の業務量の増加及び職員数減少による人員不足が主な要因となっている。

一方で平成 20 年度以降は調査対象者について、当初申告書又は再申告書発送対象者のうち「前年度課税対象者のみ」に限定しており、長期未申告者が調査対象から外れたため、調査後申告件数割合は増加している。

所得調査は課税の公平性という観点から意義のある業務であり、実際に臨戸訪問等により申告の必要性を市民に理解してもらう良い機会である。

また臨戸訪問する場合、実際に対面により納税義務者の実情が聞けるといいうメリットもある。したがって、今後も継続的に所得調査を行っていくべきである。

平成 23 年度の調査件数は担当職員一人当たり 30 件程度であり、調査対象件数を増加することも実務上可能であると考えられる一方で、調査結果の取りまとめ、分析、情報の引き継ぎが体系的に行われていない。

人的制限、時間的制約がある中で調査件数を増加させ、また効果的な所得調査を行うために調査対象者を前年度課税対象者に限定せず、これまでの調査結果を体系的に整理した上で、対象者の絞込みや調査方針を定めることが必要である。

担当職員の所得調査未実施と所得調査票の管理体制について(結果)

平成 23 年度の所得調査について「所得調査結果報告書(個人総括表)」に記載されている各担当者の調査件数を集計したところ 664 件であり、「平成 23 年度所得調査結果報告書」に記載されている調査件数合計 727 件と 63 件の差異があった。これについて差異の原因、所得調査の実施状況及び所得調査票の保管状況を調べたところ、調査終了後に各担当職員から回収し一括保管すべき所得調査票綴りのうち、職員 2 名(職員甲、職員乙)分が保管されていないことが判明した。

職員甲の担当案件 32 件については、所得調査は実施され、所定の上位者の承認を得ていたものの、調査後の所得調査票綴りを職員甲が個人で保管していた。

職員乙の担当案件 31 件については、所得調査への着手が遅れたため、結果的に実施されることなく終了となった。またその後、所得調査票綴りも個

人で保管していたことも問題であった。

一方で市民税課としても、このように職員 2 名の所得調査票綴りが回収できていないことに気が付かず、監査実施時まで放置されていたという事態はその管理体制を問題視せざるを得ない。

所得調査は、当年度 9 月 30 日時点の未申告者のうち「前年度課税対象者」のみを対象としているため、平成 23 年度の調査対象となった者は翌年度以降も未申告であったとしても課税関係に変化が生じない限り翌年度以降の所得調査の対象にはならない。

そのため、調査対象案件については、調査対象となった年度に確実に調査を実施することが重要となる。

よって、全ての調査対象案件について調査の実施状況をフォローするべきであり、最低限各担当職員から結果報告を受け所得調査票綴りを回収した際に、所得調査分担一覧を利用して回収消込みを行う等の管理を実施すべきである。

所得調査実施の徹底について(結果)

所得調査は「平成23年度所得調査事務処理要領」に基づき実施することとなっている。

事務処理要領には最低限実施すべき手続として以下の定めがある。

- ・ 事前調査として、電話番号判明分については電話による調査を行う。
- ・ 現地訪問時不在者に対しては、事後的に電話等による申告指導を行う。
- ・ 調査時に入手した情報については必ずその場で所得調査票に記入する。

各担当職員が実施した所得調査票を調査したところ、電話回数が上位 3 職員、下位 3 職員の調査結果は次のとおりであった。

【平成 23 年度所得調査 担当職員別調査結果】 (単位：件)

職員	a	b	c	d	e	f
調査担当件数	31	32	34	33	32	30
電話回数	50	37	35	3	2	2

担当者ごとの所得調査票綴りを閲覧したところ、事務処理要領に準拠して調査記録を記載している綴りがある一方で、調査記録欄に空白が目立ち、明らかに調査が十分にできていないと読みとれる綴りも多数見受けられた。

さらに、明らかに調査不十分と読みとれる案件について、上位者へ報告する際に再調査や追加調査の指示を特に受けていなかった。

所得調査票の記載項目、記載内容には担当職員により大きな個人差があり、調査範囲やその深度についても調査要領で想定している一定水準を維持できていない可能性が高いと考えられる。

所得調査は課税対象者の納税義務を捕捉する重要な手段であるため、調査水準の維持、及び所得調査票の記載項目・記載内容の統一化が図られるように職員へ要領の周知徹底を行うとともに、上位者は担当職員の調査内容をモニタリングし、必要に応じて追加調査を指示することが求められる。

所得調査における調査内容の課題について(意見)

平成23年度の所得調査票綴りから任意で8件抽出し、所得調査完了後の申告状況の顛末を確認したところ、調査した8件のうち、より深度のある調査が可能であった4件についての概要及び意見は次のとおりである。

調査対象者	A
訪問回数	1
電話回数	0
概要及び意見	訪問時不在で期限申告書を投函した。所得調査票には電話番号の記載がなかったため、未申告のまま調査を終了している。 平成22年度に減免申請を行っており、減免申請書の情報を利用し架電する等の対応が可能である。

調査対象者	B
訪問回数	1
電話回数	1
概要及び意見	所得調査票に「確定申告書を送付してくれる予定」と書かれた付箋が貼られている。これについて、事後の追跡調査がされておらず、監査実施時点(平成24年10月22日)でも確定申告書は送付されていない。未解決案件については、調査期間終了後も追跡調査を行う必要がある。

調査対象者	C
訪問回数	1
電話回数	0
概要及び意見	訪問時不在で期限申告書を投函した。1回の訪問のみで調査を終了しているが、配偶者と子供4人の合計5名を扶養家族としており、所得がないとは考えにくい。本人との接触を含め、さらなる調査が必要である。

調査対象者	D
訪問回数	1
電話回数	0
概要及び意見	<p>平成 22 年度は給報による捕捉を行っており、退職給報の提出がないことから平成 23 年度の勤務実態に関して事業者にお問い合わせを行う等の対応をすべきであった。</p> <p>また監査の際に平成 22 年度と平成 24 年度は同一の事業所から給報が提出されていたことから、給報提出事業者にお問い合わせを行ったところ、平成 23 年度も同一の会社に勤務実態があり、給報の提出が漏れていたことが判明した。</p> <p>詳細は「給報提出義務者の継続的な捕捉について(結果)」参照。</p>
課税の有無	随時による課税

給報提出義務者の継続的な捕捉について(結果)

市民税課では給報を提出していない事業所に対して、課税客体の捕捉のため、給報の提出を依頼し、適正・公平な課税を図る目的で給報未提出義務者の実態調査を行っている。

「平成23年度「給報未提出義務者実態調査票」の処理について」より抜粋した調査概要は次のとおりである。

対象地域	尼崎市及び近隣 27 市町に所在する事業所
対象事業所	1,022 件（平成 22 年度は 1,028 件）
抽出条件	平成 22 年度に特別徴収を行っている事業所のうち、平成 23 年 7 月 15 日現在において、平成 23 年度給与支払報告書が提出されていない事業所で、平成 22 年度当該事業所の在職者（退職を除く）を対象としている。
処理方法	事前調査 電話照会 給報の入力及び調査票の作成

給報未提出義務者の実態調査は、特別徴収を行っている事業所のみを対象としており、普通徴収を行っている事業所は調査の対象外となっている。

監査の過程で「課税対象者の税務システム上の各種管理区分の見直しについて」及び「所得調査における調査内容の課題について」におけるサンプル調査の結果、平成22年度は給報を提出している事業所で平成23年度の給報提出漏れが2件判明しており、その内容は次のとおりである。

調査対象者	D
判明の経緯	平成 23 年度は給報（普通徴収）提出、平成 24 年度は給報未提出であり、退職給報の提出もないことから別途事業所に問い合わせを行うよう依頼したところ、事業所が平成 24 年度の給報を提出していないことが判明した。
問題点	給報未提出義務者実態調査の調査対象は特別徴収を行っている事業所のみである。 そのため普通徴収を行っている当該事業所は調査対象となっていない。
その後の課税状況	平成 24 年 11 月 14 日に給報が提出され、普通徴収による随時課税として本人に通知を行った。

調査対象者	D
判明の経緯	平成 22 年度と平成 24 年度は同一の事業所から給報（特別徴収）が提出されていることから事業所に対して問い合わせを行うよう依頼したところ、平成 23 年度も継続して勤務していた事実と納税者 D の給報のみ未提出であったことが判明した。
問題点	給報未提出義務者実態調査の対象は、事業所単位で給報を未提出の事業所である。 納税者 D の給報のみが未提出であり他の従業員の給報は提出していたため、調査対象となっていない。
その後の課税状況	平成 24 年 10 月 24 日に給報が提出され、普通徴収による随時課税として本人に通知を行った。

普通徴収を行っている事業所や従業員個人単位で給報が提出されていないケースについても給報未提出義務者の実態調査の対象とすることが望ましいが、電算化したデータに普通徴収事業所のデータが保有されていないことから実務上そのすべてに対応することは困難であると考えられる。

そのため、所得調査で前年度給報により捕捉していた納税者に対する調査を行う際に事業所サイドへ問い合わせを行う等の対応を行うなど他の当初課税事務と連携し納税義務者を捕捉する手段を検討すべきである。

給与支払事業者に対する給報提出指導の徹底について(意見)

給与支払事業者は、原則として納税義務者が居住する市町村に対して給報を提出する義務があり、市町村にとっても給報は給与所得者の収入・所得を把握するための資料として最も効率的かつ確実なものである。

平成23年度の所得調査対象者のうち、所得調査後に市申告書等により申告を行った納税義務者(いずれも給与所得者)から10件を抽出し、提出された課税資料及び平成24年度の申告状況を調査した結果は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 24 年度	
	申告種別	申告額	収入・所得を確認した証憑等	課税状況	申告種別
A	市申告書	3,703	源泉徴収票	無	-
B	市申告書	2,653	源泉徴収票	有	給報・市申告
C	所得調査	2,334	給与明細書	有	所得調査
D	市申告書	5,309	源泉徴収票	有	給報
E	給報	2,138	なし(自己申告)	有	所得調査
F	所得調査	2,820	源泉徴収票	有	市申告
G	給報	1,444	源泉徴収票	有	市申告
H	給報	1,220	なし(自己申告)	無	-
I	給報	1,216	源泉徴収票	有	確定申告
J	市申告書	1,164	確定申告書	有	確定申告

平成23年度の所得調査時に作成された所得調査票には給与支払事業者との折衝記録が残されていないため、当時の詳細な折衝内容は不明であるが、担当者への聞き取り、平成24年度の課税状況を踏まえ、各調査対象者に対する賦課事務の概要をまとめると次のとおりである。

調査対象者	A
概要	源泉徴収票から平成 22 年度、平成 23 年度ともに同一事業所に勤務していることが読み取れる。 申告時点で給与支払事業者に給報の提出を求めていれば、平成 24 年度の所得を給報によって把握できた可能性がある。

調査対象者	B, D
概要	平成 23 年度の所得調査当時、給与支払事業者に給報の提出指導を行ったか否かは不明であるが、結果として平成 24 年度より給報が提出されており、課税事務は改善されたと判断できる。

調査対象者	C
概要	<p>収入・所得を確認した証憑が給与支払事業者の作成した源泉徴収のない給与明細書であり、事業者は源泉徴収義務、給報提出義務の双方を履行していないことになる。</p> <p>他機関と連携して給与支払事業者に指導を行った事実は記録からは確認できなかった。</p>

調査対象者	E
概要	<p>申告書から平成 22 年度、平成 23 年度ともに同一事業所に勤務していることが読み取れる。</p> <p>平成 23 年度の市申告書ではアルバイト勤務の記載があることから、引き続き給報提出義務があるか否かは不明であるが、事業者に問い合わせを行った事実は記録からは確認できなかった。</p>

調査対象者	F
概要	<p>源泉徴収票から少なくとも平成 22 年度以降同一事業所に勤務していることが読み取れる。</p> <p>年末調整事務も適切に行われており、事務能力からして給報の提出事務についても求めに応じる可能性が高かったと推測される。</p> <p>しかし記録からはその働き掛けが行われたか否かは不明である。</p>

調査対象者	G, I
概要	<p>源泉徴収票から少なくとも平成 22 年度以降同一事業所に勤務していることが読み取れる。</p> <p>平成 22 年度の課税は給報により行われており、平成 23 年度の所得調査時に給報の提出を事業者を求める必要があったものと考えられる。</p> <p>しかし記録からはその働き掛けが行われたか否かは不明である。</p>

調査対象者	H
概要	<p>平成 22 年度の課税は給報により行われているが、同一事業所に勤務しながら平成 23 年度の申告は源泉徴収票によらない自己申告により行われており、平成 23 年度の所得調査時に給報の提出を事業者を求める必要があったものと考えられる。</p> <p>しかし記録からはその働き掛けが行われたか否かは不明である。</p>

調査対象者	J
概要	源泉徴収票から少なくとも平成 22 年度以降同一事業所に勤務していることが読み取れる。 申告時点で給与支払事業者に給報の提出を求める必要があるが、記録からはその働き掛けが行われたか否かは不明である。

納税義務者の申告時に給与支払事業者に対して給報の提出を求めているか否かについては折衝記録が残されていないため不明であるが、結果として平成24年度に給報の提出があった事業者は、10件中わずか2件にとどまっている。

給報の提出は、当該納税義務者の所得の把握のためだけではなく、事業者が雇用する他の納税義務者を特定し、網羅的な賦課業務を行うための非常に有効な手段となることから、給報以外の方法により給与所得を把握した場合は、その都度事業者へ給報の提出を求めることが必要であり、その折衝内容を記録すべきである。

事業所均等割課税を賦課される者の適切な捕捉について(意見)

「居住実態は市外にあるが、市内に事業所・事務所等を置いている者」の事業所均等割課税については、居住実態が市外であるため尼崎市の住民基本台帳の記載対象外となる。

市では当該納税義務者を捕捉するため、住民基本台帳への記載がなく、かつ前年度以前に事業所均等割課税の対象となった者は、課税情報を課税台帳データベースに登録し翌年度以降に引き継いでいる。

平成22年度及び平成23年度の「居住実態は市外にあるが、市内に事業所・事務所等を置いている者」の事業所均等割課税の件数及び税額は次のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度
件数	661 件	656 件
税額 (調定額)	1,983 千円	1,968 千円

現状、前年度課税対象であった者について、当年度申告の有無の把握や問い合わせはしておらず、本来納税義務のある個人事業主を網羅的に捕捉できていない可能性がある。

そのため、前年度課税対象であったが当年度未申告の納税者をリスト化し、税務署へ提出される廃業届との整合性は最低限確認すべきである。

また、廃業届の提出がない個人事業主に対しては問い合わせを行い、案内を送付するなど納税指導を行う必要がある。

現況調査における送付対象除外について(意見)

個人市民税の減免事由のうち失業減免については、納税義務者からの減免申請に基づき行われる。

一度申請を受理した減免適用対象者については、原則として、本人からの減免理由消滅の申請があった場合に減免が取り消されるが、減免制度の適正な運用を図る目的で、失業減免の適用を受けた者に対して年に2回文書による照会を行い、就職状況等の現況調査を行っている。

【現況調査の概要】

実施時期	調査対象
10月	現年度課税において失業減免の適用を受けた者のうち、すでに減免理由消滅申告書の提出があった者を除いた減免適用対象者
翌年8月	前年度課税において失業減免の適用を受けた者のうち、すでに減免理由消滅申告書の提出があった者を除いた減免適用対象者

現況調査において、課税システムで機械的に抽出された送付対象件数のうち、海外移住しているものについては発送対象から除外している。

しかしながら、海外移住を理由に送付対象から除外することについては合理的な理由はないと考えられる。

平成23年度送付件数1,291件のうち海外移住を理由に、現状調査の発送から除外したのは4件である。海外へ移住すると住民基本台帳には国名のみしか記録しておらず、発送することは困難であり、やむを得ない措置と思われる。

そのため、海外移住に当たり市民課へ転出届を行う際に、納税に必要な手続きの周知を図られるような対応が求められる。

所得減少減免対象者の定期的な見直しについて(意見)

所得減少減免は、前年の所得と比べて当年の所得が2分の1以下に減少すると認められ、かつ生活が著しく困難となった者を対象としており、納税困難な納税者への課税を軽減するものである。

平成 23 年度減免申請書綴りから任意に 15 件抽出し、減免適用の適切性を確認したところ、調査した 15 件のうち所得減少減免対象者 2 件について、減免適用の適否を再検討することが適当と考えられる状況であった。その概要は次のとおりである。

(単位：千円)

調査対象者	A	B
減免事由	所得減少	所得減少
平成23年度税額	227	243
平成22年度所得(実績) A	3,274	4,279
平成23年度所得(見込) B	1,127	496
見込所得減少率 (A-B)/A	66%	89%
平成23年度所得(実績) C	1,505	1,027
所得減少率 (A-C)/A	55%	76%

調査対象者 A、B は、平成 23 年度の減免申請時に申告した見込所得よりも実際の所得が大きくなっているが、結果的に両者とも所得減少減免を適用することに問題はなかった。

しかしながら、所得減少減免の減免額は見込所得の減少率を基礎として算定するため、見込所得減少率が適切に申告されないと適用すべき減免額も誤ってしまうことになる。

そのため、例えば所得減免対象者の追跡調査を行い、減免申請時に申告した見込所得減少率と実際の所得減少率を比較することで、見込所得減少率の妥当性を検討すべきであるが、このような事後調査は実施されていない。

所得減少減免についても失業減免と同様に事後的な追跡調査を行い、実際の所得減少率を把握する必要がある。

死亡減免の条例と実務について(意見)

個人市民税の減免事由のうち死亡減免について、尼崎市市税条例では次のように定められている。

<p>【尼崎市市税条例】 第 34 条第 2 項 次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認める者に対しては、当該各号に定める額の市民税を軽減する。この場合において、同一人が 2 以上の軽減事項に該当するときは、順次これを適用するものとする。 (第 1 号～第 3 号省略) 第 4 号</p>
--

法第9条の規定により、納税義務を承継した相続人(民法(明治29年法律第89号)第922条の規定による限定承認を行った者を除く。)で、生活が著しく困難になったもの

相続の開始があった日以後に納期限が到来する納期分の被相続人の所得割額に、被相続人の前年の合計所得金額のうち占める給与所得、事業所得(相続の開始があった日から30日以内に廃業した場合に限る。)及び勤労に基づいて得た雑所得の割合を乗じて得た額につき

- ア 被相続人の前年の合計所得金額が1,500,000円以下である相続人
10分の5相当額
- イ 被相続人の前年の合計所得金額が2,500,000円以下である相続人
10分の4相当額
- ウ 被相続人の前年の合計所得金額が3,500,000円以下である相続人
10分の3相当額
- エ 被相続人の前年の合計所得金額が4,500,000円以下である相続人
10分の2相当額

尼崎市市税条例では「相続人」が「生活が著しく困難」と認められる場合に、被相続人の合計所得額金額に応じて減免を適用するとしているが、減免要件は被相続人の前年の合計所得金額のみによっている。

近隣他市の減免対象者及び減免要件は、次のとおりである。

	伊丹市	池田市
対象者	相続人において納税義務の継承が著しく困難である者	相続人において納税義務の承継が著しく困難である者
減免要件	相続人及び被相続人の前年中の合計所得が600万円以下の場合	被相続人と生計を一にしていた者との前年中の合算した合計所得金額が550万円を超えない場合に限る

「困難」性を判断する要件として、伊丹市では、相続人の前年の合計所得金額を含んでおり、池田市では、被相続人と生計を一にしていたこと及び被相続人と相続人の前年の合計所得金額を合算した金額が一定金額以下であることを要件にしている点で、より実質的な「困難」性の判断をしていると考えられる。被相続人の担税力のみならず、相続人の担税力も考慮して減免の適否を判断することは、納税困難な納税者を救済するという制度趣旨にも合致している。

しかしながら、現状、市では相続人の担税力を考慮せず、被相続人のみの合計所得金額に着目して減免の適否を判断している。

「所得減少減免対象者の定期的な見直しについて(意見)」で抽出したサンプル15件のうち死亡減免1件についても、被相続人の死亡の事実、前年度

の合計所得金額をそれぞれ住民基本台帳、課税台帳で確認するのみで減免申請を受理しているのが実情である。

「相続人」が「生活が著しく困難」な場合の要件について、市税条例の条文趣旨、解釈を整理した上で、相続人の担税力を実質的に判断するための基準や手続を明確にする必要がある。

一本化処理救済事務における警告リストの処理について(意見)

一本化処理救済事務としてエラー未救済リストと警告リストを出力し、救済処理を行っている。

当該リストは1納税者につき1枚出力され、担当者が分担し、処理を行うが、各担当者が処理を行ったリストについては処理後遅滞なく廃棄しており、処理の内容や上位者のチェック結果を後日確認することができない。

エラー未救済リストについては全て救済しないと課税台帳が作成されないが、警告リストについて救済を行わなかった場合は、入力情報を正として課税台帳が作成されてしまうため、本来ならば救済すべき警告の対応が漏れていたとしても現状気付く術がない。

そのため、エラー未救済リストと警告リストを処理後即座に廃棄するのではなく、上位者等の第三者による処理内容の確認を行う体制を構築すべきである。

各種文書の保管について(意見)

市民税課では、当初課税事務の中で使用する各種リストに関して、システムからリストを出力し、担当者に配付し、内容調査・処理を行った後、処理内容を記録及び記録の保管をすることなく廃棄している。

そのため監査の際に既に文書が廃棄されており監査手続が実施できないケースが多く見受けられた。

その一例が次のとおりである。

事務	廃棄されていた資料
一本化処理救済事務	エラー未救済リスト
一本化処理救済事務	警告リスト
給与支払報告書未提出者の調査	給与支払報告書未提出者実態調査票
扶養調査	扶養調査票

これらの資料は公文書ではあるが、保管年限を定めていないために廃棄時にも特に廃棄記録を残さずに廃棄している。

いずれの文書も責任の所在を明確にする上で重要であるし、税務システム上も抽出件数の記録は残るが、個別の救済結果・調査内容の記録は残らないことから、資料保管の必要性は極めて高いと考えられる。

そのため、事務処理量や保管場所の観点のみで一律に廃棄するのではなく、各文書の重要度を検討し、重要と考えられる文書については、一定期間保管することを検討すべきである。

2. 法人市民税

(1) 概要

過去3年間の決算の状況

法人市民税の平成21年度から平成23年度までの納税額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

【平成21年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	5,864,863	5,829,671		35,393	99.4%
	過年度分	132,454	126,221		6,261	95.3%
	小計	5,997,317	5,955,892		41,654	99.3%
滞納繰越分		125,554	30,221	12,519	82,983	24.1%
法人市民税合計		6,122,871	5,986,113	12,519	124,637	97.8%
【平成22年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	6,651,957	6,623,393		33,291	99.6%
	過年度分	130,534	122,773		7,761	94.1%
	小計	6,782,491	6,746,166		41,052	99.5%
滞納繰越分		124,484	27,779	8,926	87,779	22.3%
法人市民税合計		6,906,975	6,773,945	8,926	128,831	98.1%
【平成23年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	6,722,166	6,690,310		33,836	99.5%
	過年度分	328,184	326,227		1,957	99.4%
	小計	7,050,350	7,016,537		35,793	99.5%
滞納繰越分		128,738	34,316	11,492	82,930	26.7%
法人市民税合計		7,179,088	7,050,853	11,492	118,723	98.2%

平成21年度はリーマン・ショック等の影響もあり、現年課税分の調定額が59億円に落ち込んだが、平成22年度以降は徐々に回復傾向にあり、平成23年度では70億円の水準となっている。

法人市民税の課税対象となる法人数等の平成 20 年度から平成 23 年度までの推移は次のとおりである。

(単位：社、百万円、%)

区 分	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			
	法人数	調定額	比	法人数	調定額	比	法人数	調定額	比	法人数	調定額	比	
資本金 法人 段階 階別	1,000万円以下	7,653	-	73.0	7,642	-	72.9	7,592	-	72.5	7,538	-	72.8
	1,000万円超 1億円以下	2,048	-	19.5	2,077	-	19.8	2,114	-	20.2	2,084	-	20.2
	1億円超	792	-	7.5	764	-	7.3	759	-	7.3	717	-	6.9
	法人数 計	10,493	-	100.0	10,483	-	100.0	10,465	-	100.0	10,339	-	100.0
法人 税割 額 産業 調定 分類 別	建設業	695	350	3.9	603	392	8.7	483	253	4.9	512	300	5.7
	製造業	893	5,477	61.5	603	2,333	51.9	546	2,207	42.3	581	1,888	35.9
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	3	79	0.9	1	3	0.1	3	343	6.6	3	393	7.5
	情報通信・運輸業	241	738	8.3	210	266	5.9	214	490	9.4	207	427	8.1
	卸売・小売業	1,029	839	9.4	884	544	12.1	874	710	13.6	912	869	16.5
	金融・保険業	63	315	3.5	49	61	1.4	51	194	3.7	55	260	5.0
	不動産業	439	345	3.9	417	240	5.4	427	342	6.6	437	403	7.7
	サービス業	952	763	8.6	858	652	14.5	869	673	12.9	918	717	13.6
	合 計	4,315	8,909	100.0	3,625	4,495	100.0	3,467	5,215	100.0	3,625	5,261	100.0

平成 20 年に発生したリーマン・ショック等の影響を受け、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、法人税割の法人市民税が賦課される法人数及びその調定額が大幅に減少している。

特に収入の多くを占める製造業でその影響が顕著であり、平成 23 年度においても減少傾向が続いている。なお法人全体では、法人数、調定額ともに回復傾向にある。

一方、資本金を基準にした法人市民税申告法人全体で見ると、資本金 1 億円超の大法人の減少が続いており(法人数ベース：平成 20 年度比 9.47%)、均等割部分の税収の回復にマイナスの影響を与えているものと考えられる。

法人市民税の減免制度

地方税法 323 条において特別の事情等がある場合において、条例を定めることによって、市民税を減免することができることとされている。

そのため市では尼崎市市税条例第 34 条において、市民税の減免を定めている。

平成 23 年度の法人市民税の減免事由別の減免額は次のとおりである。

【平成 23 年度の減免状況】

(単位：千円)

減免事由	件数	減免額
清算中の法人 (旧条例 34 条 3 項 1 号)	1	30
旧民法 34 条に規定する公益法人 (旧条例 34 条 3 項 2 号)	4	240
公益社団・財団法人 (条例 34 条 3 項)	1	60
その他公益減免 (条例 34 条 4 項)	65	3,785
合計	71	4,115

【地方税法】

第 323 条

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

【尼崎市市税条例】

第 34 条第 3 項

公益社団法人又は公益財団法人(収益事業を行うものを除く。)で市長において必要があると認めるものに対しては、市民税の均等割を免除する。

第 34 条第 4 項

市長は前各項に定めるもののほか、公益上その他の理由により特に必要があると認める者に対しては、市民税を減免することができる。

法人市民税の賦課事務の流れ

法人市民税の例月賦課事務の流れは次のとおりである。

時期	主な事務
上旬	(申告書の整理) ・申告書の内容をチェック及び整理。 ・申告書をパンチ業者へ送付(確定・予定申告のみ)
中旬	(調定決議) ・パンチ業者に出した申告書のエラー分を修正入力。 ・調定決議 (申告書発送事務) ・前月決算法人の申告書を打ち出し、紙台帳と照合し、発送の可否をチェックする。 (設立・異動届の決裁及び入力) (未申告法人に対して催告書を送付)

下旬	(税務署への閲覧) ・税務署に赴き、登記簿と確定申告書を閲覧。 (延滞金リストの作成) ・中旬に調定決議を行った法人の延滞金リストを作成。 (申告書の整理)
随時	・設立、異動届入力 ・更正事務

国税当局等との連携・協力関係

地方税法第 325 条では「市町村民長が市町村民税の賦課徴収について、政府に対し、所得税又は法人税の納税義務者が政府に提出した申告書、(中略)政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を市町村民長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。」と規定しており、国税当局には、市に対する課税上の協力が求められる。

(ア)未申告法人

課税客体の把握、特に未申告法人を捕捉するためには、法人税資料を閲覧することが効果的である。

市では毎月税務署に赴き、登記事項届出書(新規設立届、異動届)及び後述する特定の項目について税務申告書の閲覧を行っている。

このうち登記事項届出書については、新たな課税客体の把握に役立つものであり、結果として未申告法人を捕捉することにもつながる。

(イ)更正又は決定に関する通知

地方税法第 63 条第 2 項では「国税当局が法人税に係る更正又は決定の通知をした場合には、所得の金額及び法人税額を当該法人の事務所又は事業所所在地の道府県知事に通知しなければならない」と規定しており、また同条第 4 項では「通知を受けた道府県知事は、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村民長に通知しなければならない」と規定している。

市では関係する県税事務所等から地方税法第 63 条第 4 項の規定による通知を受領し、これにより法人市民税の更正又は決定を行っている。

【地方税法第 63 条第 2 項】

政府は、法人税に係る更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得及び連結所得（法人税法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいう。第 65 条第 2 項において同じ。）の金額並びに法

人税額及び連結法人税額を当該更正若しくは決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人（当該法人が連結親法人（連結申告法人に限る。以下この項において同じ。）の場合にあっては、当該連結親法人及び当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所）所在地の道府県知事に通知しなければならない。

(2) 実施した監査の手続

法人市民税の課税事務について担当者への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、事務の概要を把握した。

申告書を閲覧し記載内容に不備が無いか確認し、不備がある場合は市がどのように対応しているかについて質問により確認した。

税務署への調査状況について質問を行い、調査結果をまとめた資料を閲覧した。

未申告法人に対する把握の方法及びその対応状況について質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

不申告者への対応について(意見)

前年度以前に申告をしていながら、当年度に申告をしていない法人に対して、市は申告を促す「催告書」を送付している。

しかし、法人市民税の賦課決定が法人からの申告を前提とすること、また法人市民税の賦課業務に従事する職員が限定されることもあり、催告書の送付後、税務署での登記簿閲覧調査により、異動申請があった法人に対し、次期確定申告書送付時に、2年分又は3年分の申告書を送付しているが、申告を促す特段の追加手続は実施されていないのが実情である。

前年度に申告があり、監査時点で申告期限が過ぎても平成23年度の申告が行われていない法人を任意に20社抽出し、管理台帳の閲覧、担当者へのヒアリングを行った。

その結果、下記A社については申告を促す追加手続(催告書の再発送、電話催告、訪問調査等)が必要であったと思われる。

その状況は次のとおりである。

対象会社	決算期	状況の説明
A社	12月	平成21年度、平成22年度は申告期限内に申告が行われていたが、平成23年度は未申告であった。 A社は平成23年度に入り、法人名・本店の変更登記が行われ、平成24年度に再度法人名及び代表者・業種の変更登記が行われている。 直前期まで適切に申告が行われていながら、平成23年度以降頻りに登記事項の変更が行われており、事業実態の確認も含め電話催告、訪問調査が必要であったと考えられる。

限られた人員の中で、すべての未申告法人について、催告書の再送付、電話催告、訪問調査等を求めるものではないが、重要性の色分けをした上で、追加手続を実施すべき未申告法人を特定し、人的資源の効率的な配分を行う必要がある。

また、他の税目と訪問調査業務を共通化し、少ない人員でも効果的な調査が行えるような仕組みを検討することも必要である。

なお、平成23年度の地方税法改正により不申告法人に対する刑事罰則が新設されていることから、催告書に当該文言を入れるなど実効性のある催告を行う工夫が求められる。

【地方税法】

(法人の市町村民税に係る故意不申告の罪)

第321条の8の3

正当な事由がなく(途中省略)申告書を提出期限内に提出しなかった場合においては、法人の代表者(人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 (省略)

未申告法人の調査について(意見)

市では、毎月税務署に赴いて、税務申告書の閲覧及び登記簿の閲覧調査を行っている。

税務申告書の閲覧は以下のチェックリストを用いて実施しており、平成23年度の実施状況は次のとおりである。

【法人税申告書のチェック項目】

区分	チェック内容
(ア)	修正申告で法人税額計の欄が「+」のもの
(イ)	欠損金の繰戻しによる法人税の還付があるもの
(ウ)	普通法人の確定申告で、法人税額計が20万円超、かつ、控除後の法人税額計が20万円以下のもの
(エ)	合併解散法人又は合併存続法人の確定申告
(オ)	特定法人の確定申告等(特に転記を要する法人の申告)

【申告書閲覧調査の実施件数】

(単位：件)

平成23年申告分	合計	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
4月申告分	54	47	4	2	1	
5月申告分	79	62	16			1
6月申告分	105	88	13			4
7月申告分	21	2	6	1		12
8月申告分	33	16	4		1	12
9月申告分	28	21	3	1	1	2
10月申告分	41	38	1		2	
11月申告分	80	67	9	1	3	
12月申告分	105	99	3		2	1
1月申告分	32	26		1		5
2月申告分	40	32	4	2	2	
3月申告分	19	13	2			4
総合計	637	511	65	8	12	41

本来ならば税務申告書を全て閲覧し、市民税の申告が漏れなくなされているかどうかを調査すべきであるが、申告書調査の趣旨は税務署から通知が来ないような案件を把握することが主目的であること及び調査人員が限られており、実務上全件チェックすることは現実的ではないことなどの理由により、申告書の全件調査を行っていない。

また、平成23年登記簿の調査状況は次のとおりである。

【登記簿閲覧調査の実施件数】

(単位：件)

平成23年調査分	合計件数	処理済等 (1)	不詳分 (2)	新規未届分 (3)
4月届出分	308	293	3	12
5月届出分	211	199	5	7
6月届出分	265	254	4	7

7月届出分	298	280	5	13
8月届出分	269	257	1	11
9月届出分	207	201	2	4
10月届出分	254	245	1	8
11月届出分	197	192	1	4
12月届出分	210	202	2	6
1月届出分	189	176	2	11
2月届出分	191	181		10
3月届出分	228	219	3	6
総合計	2,827	2,699	29	99

- (1)既に尼崎市で登録処理されているものなど
- (2)変更届が提出されているが、そもそも尼崎市で設立届が提出されていないもの
- (3)新規設立届が尼崎市に提出されていないもの

登記簿を閲覧し、新規設立届出が市に提出されていないもの 99 件については、新規設立届出を提出するよう各法人に依頼文書を発送している。

しかしながら、一度依頼文書を発送した後に、新規設立届出が市に提出されているかなどのフォローは実施されていない。

監査実施時点(平成 24 年 10 月 15 日)において上記 99 件の新規設立未届先のその後の状況を調べた結果、25 件が未だ設立届が提出されていなかった。

また不詳分について、市は税の納付義務がない先であろうと判断し、特に届出を行うよう依頼するなどの事務は実施していない。

以上より法人市民税申告書が漏れなく提出されているかどうかについて、上記 2 つの手続では十分ではなく、例えば次のような手続を実施すべきであると考えられる。

税務申告書の閲覧については一定以上の税額が発生している先や、一定規模以上の資本金を有する先については、法人市民税申告書が提出されているかの確認を行うなど一定の基準を用いて調査を実施すべきである。

また新規設立届については、届出が市に提出されていないものに対して一度だけ届出提出依頼を行うのみではなく、その後も未提出法人リストを作成するなどして、届出を提出するまでフォローを行うべきである。

さらに現在不詳に分類される先については、市では特に確認・調査等を実施していないが、新規設立届が提出されていない先と同様に確認又は調査を行うべきである。

税務署調査の項目の検討について(意見)

現在、月に1回の税務署調査を実施しているが、前述の「未申告法人の調査について(意見)」に記載のとおり、調査項目が限定されており、例えば以下の事象に対応できていない。

- ・新規設立法人で市に設立届等が出されていない場合に、事業者が法人税の確定申告のみを行っている場合
- ・休業中の事業者が事業を再開している場合及び法人税の申告書の提出を再開した場合

法人市民税は納税義務者の申告に基づき賦課・徴収されるものであるが、課税客体を市独自の権限・調査において網羅的に把握することは実務上困難であることから、課税の適切性・公平性を確保するために、課税標準は異なるものの、課税客体を同一とする法人税に係る課税資料を閲覧し、又は情報提供を受けることは、法人市民税の賦課業務上不可欠であり効果的でもある。

調査項目を見直し、法人市民税の未申告者に対して実効性のある対応を図ることが必要である。

設立届未提出法人の調査について(結果)

前述の「未申告法人の調査について(意見)」に記載した設立届未提出法人25社について、電話番号、ホームページの開設等を監査人が調査した結果は次のとおりである。

(ア) 調査対象法人の内訳

法人種別	資本金	件数
株式会社	100万円未満	4
	100万円以上1,000万円未満	11
	1,000万円	1
小計		16
合同会社		3
一般社団法人		2
一般財団法人		1
NPO法人		3
合計		25

(イ) 調査結果

25社中8社について、事業を開始していると思われる状況が確認された。その内容は次のとおりである。

法人	事業の分類	内容
株式会社 A	建設業	ホームページが開設されており、事業・商品の紹介、価格の提示等が行われている。
株式会社 B	サービス業 (障害福祉)	求人案内情報が掲載されている。
C 株式会社	小売業	通信販売サイトが開設されており、商品の紹介、価格の提示等が行われている。
株式会社 D	サービス業 (産業廃棄物処理等)	ホームページが開設されており、事業案内、会社情報が掲載されている。
株式会社 E	建設業	住所、電話番号、地図、事業内容等がウェブサイトに掲載されている。
一般財団法人 F	国際交流	ホームページが開設されており、事業の紹介、活動計画等が掲載されている。
NPO 法人 G	不明	住所、電話番号、地図等がウェブサイトに掲載されている。
NPO 法人 H	保健・医療、福祉	兵庫県の NPO 法人情報公開サイトで活動内容等が掲載されている。

上記調査対象法人はいずれも会社（法人）として何らかの活動を行っていることが推測され、株式会社 A や C 株式会社のように営業活動を行っていることが明らかな法人も含まれている。

設立届の提出を早急に求め、確実に均等割課税(最低税額 6 万円 × 8 社 = 48 万円)を行うとともに、申告に当たっては、国税当局とも連携するなどして、適時に所得を把握することが求められる。

また、今後同様の事態を生じさせないためにも、設立届の提出を継続して働き掛けるとともに情報収集に努め、必要に応じて訪問調査等を行うことが必要である。

事務所、事業所等の不申告に対する対応について(意見)

市では税務署調査時に登記簿を閲覧し、新規設立届が市に提出されていない法人に対して設立届を提出するよう依頼文書を発送している。

しかし前述の「 設立届未提出法人の調査について(結果)」にあるように、事業を開始していると思われる状況が確認できるものの、当該届出を行っていない法人が散見される現状からすると、上記依頼文書に実効性を持たせることが必要であると考えられる。

尼崎市市税条例では、市内に事務所又は事業所を有することになった者が、事務所、事業所等、申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合に、過料を科すことが規定されている。

依頼文書を発送後一定期間経過してもなお設立届を提出しない法人に対しては、上記規定を明示して再度督促を行うなど、実効性のある対応を図る必要がある。

【尼崎市市税条例】

(事務所、事業所等の不申告に関する過料)

第 33 条の 14

市民税の納税義務者が、第 33 条の 9 の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

(事務所、事業所等の申告)

第 33 条の 9

市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第 17 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に該当することとなった者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(市民税の納税義務者等)

第 17 条第 1 項

市民税は第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額によって、第 5 号の者に対しては法人税割額によって課する。

(1)～(2) 省略

(3) 市内に事務所又は事業所を有する法人

(4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの

(5) 省略

eLTAX による電子申告と税務システムの連携について(意見)

市では、事業者などを対象に eLTAX(エルタックス)を利用した市税の電子申告サービスを提供しており、法人市民税も申告可能となっている。

平成 23 年度においては法人市民税の確定申告約 10,000 件に対して、電子申告による申告が約 4,200 件と、約 4 割が電子申告により申告を行っている。

しかしながら、現状 eLTAX により申告されたデータは、税務システムとは連携されておらず、紙帳票として出力し、パンチ業者に依頼してパンチ業務を行っている。

市は、データの連携を行うためには多額の税務システムの改修費用がかかることから、システム改修を予定していないとのことであるが、どの程度のシステム改修費用が発生し、その結果どの程度の効果があるかについての検証が行われていない。

そのため、システム改修費用と委託コスト、紙帳票を扱うことによる不効率部分の人件費等を精査し、費用対効果を勘案し意思決定を行うべきである。

ただし、今後システムを大幅に改修する予定もあり、その段階でシステム連携等の改修を検討することも考えられる。

従業者数が未記載の申告書について(意見)

法人市民税申告書の5月申告分の4簿冊のうち、任意に1簿冊を抽出し閲覧したところ、均等割額は記載されているが従業者数が記載されていないものが散見された。

これについて市は、税理士が署名を行っているため従業者数が記載されていなくても均等割額は正しいと判断し、特に調査は実施していない。

しかしながら抽出した簿冊を確認したところ、従業者数が記載されておらず、かつ税理士の署名のないものが、株式会社や有限会社だけでも15件あり、これについては均等割額が正しいかどうかは判断できない。

確かに従業者数が未記載の申告書は多数にのぼり、また資本金が10百万円以下の比較的規模が小さい法人が多く、未記載法人全てを調査することは事務処理量が膨大となり現実的ではないと考えられる。

しかしながら、従業者数が50人を超えるかどうかで法人市民税の均等割額が異なってくるため、例えば申告書の受付時に従業者数が記載されていない申告書は受理せずに申告指導を行う方法や、事後的ではあるが従業者数が未記載で、かつ税理士の署名がないような申告書については、該当する法人に対して問い合わせ等の調査を行うなどの対応策を検討すべきである。

3. 固定資産税・都市計画税

(1) 概要

過去3年間の決算の状況

固定資産税・都市計画税の平成21年度から平成23年度までの納税額は次のとおりである。

(単位：千円)

【平成21年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	41,441,414	40,411,106	-	1,033,076	97.5%
	過年度分	23,829	17,898	-	5,930	75.1%
	小計	41,465,242	40,429,003	-	1,039,007	97.5%
滞納繰越分		4,257,430	732,092	389,599	3,138,451	17.2%
合計		45,722,673	41,161,096	389,599	4,177,458	90.0%

【平成22年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	42,500,076	41,568,681	-	932,718	97.8%
	過年度分	29,030	27,027	-	2,003	93.1%
	小計	42,529,106	41,595,708	-	934,721	97.8%
滞納繰越分		4,173,621	975,913	220,654	2,977,278	23.4%
合計		46,702,728	42,571,621	220,654	3,912,000	91.2%

【平成23年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	42,072,053	41,238,848	-	834,158	98.0%
	過年度分	55,169	40,454	-	14,714	73.3%
	小計	42,127,222	41,279,303	-	848,873	98.0%
滞納繰越分		3,898,388	959,225	132,028	2,807,494	24.6%
合計		46,025,611	42,238,528	132,028	3,656,367	91.8%

固定資産課税台帳

市町村長は固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないものとされている(地方税法第380条第1項)。

固定資産課税台帳とは土地課税台帳、家屋課税台帳、土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、及び償却資産課税台帳を総称したものである(同法第341条第9号)。

市町村が固定資産税の課税上備えつけない帳簿としては、固定資産課税台帳のほか、土地名寄帳及び家屋名寄帳を備えるものとされている(同法第387条)。

固定資産課税台帳、土地名寄帳及び家屋名寄帳には所有者の住所、氏名又は名称並びに所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、価格等が記載されている。

固定資産税は市町村の備える固定資産課税台帳に登録されている固定資産の価格等を課税標準とし、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者を納税義務者として課されるものである。

評価と価格の決定

固定資産税については原則として、市町村に設置される固定資産評価員の实地調査の結果に基づいて評価が行われ（地方税法第 408 条、409 条）、その評価の結果に基づいて毎年 3 月 31 日までに市町村長が価格を決定するものとされている（同法第 410 条 1 項）。

総務大臣は固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（固定資産評価基準）を定め、これを告示しなければならないこととされている（同法第 388 条第 1 項）。

この固定資産評価基準は固定資産税における評価及び価格の決定についてのもよべき基準となり、市町村長、道府県知事又は総務大臣が固定資産の価格を決定するに当たっては、これによって行うべきものとされている（同法第 403 条第 1 項、第 389 条第 1 項、第 745 条第 1 項）。

市町村長は価格等を決定した場合においては、直ちにその価格等を固定資産課税台帳に登録し、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した場合においては、直ちにその旨を公示しなければならない（同法第 411 条第 1 項、第 2 項）。

この場合、同法第 382 条の 2 の求める固定資産課税台帳の閲覧については、新たな価格等が登録された固定資産課税台帳を閲覧に供することとなる。

また、毎年 4 月 1 日から 20 日又は納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間、公示で指定する場所において土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供しなければならない（同法第 415 条、第 416 条）。

これは、土地又は家屋の固定資産税の納税義務者が、自己の土地又は家屋課税台帳等の価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるようにするためである。

なお、市町村長は同法第 411 条第 2 項の規定による公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大

な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失ないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。

この場合においては、市町村長は遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない（同法第 417 条第 1 項）。

固定資産税の非課税制度

非課税とは課税を行うことを禁止しているものである。

地方税法において非課税として法定しているものについては、地方公共団体の意思如何にかかわらず納税義務を負わせることができない、いわば地方公共団体の課税権を制限したものと見える。

固定資産税の非課税範囲を定める場合に、その根拠を固定資産の所有者の性格に求めているものと、固定資産それ自体の性格、用途の面に求めているものとに区分することができる。前者を人的非課税、後者を物的非課税と称している。

なお、非課税の適用に当たっては定期的に実地調査を行うこと等により利用状況を的確に把握し、適正な認定を行う必要があるが、利用状況の把握のために、条例により申告義務を課することもできるとされている（「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)第 3 章第 1 節 18」）。

所有者の性格による非課税（人的非課税）	国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができないものとされている。（地方税法第 348 条第 1 項）
固定資産の性格又は用途による非課税（物的非課税）	固定資産が供されている用途の特質にかんがみ非課税とされるもの(地方税法第 348 条第 2 項、4 項～ 9 項)。例えば宗教法人、学校法人、社会福祉法人がその本来の用に供する固定資産などが挙げられる。

固定資産税の減免制度

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その

他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる(地方税法第 367 条)。

次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるときは、固定資産税を減免する(尼崎市市税条例第 48 条第 1 項)。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産であつて自己の用に供するもの
- (2) 災害その他の事由により使用不能になった固定資産
- (3) 土地区画整理法又は土地改良法により仮換地等の指定前に公共の用に供されたため使用収益することができない土地
- (4) 土地区画整理法又は土地改良法により指定された仮換地等に他人の工作物等があるため使用収益することができない土地
- (5) 公共事業実施のため使用収益することができなくなった土地又は建物

そして、賦課期日後において災害又は天候不順に因って田畑の収穫に甚大な損害を受け市長において必要があると認めるときは、当該田畑に対する固定資産税を減免する(同条例第 48 条第 3 項)。

また上記の他、公益その他の理由により市長において必要があると認めるときは、固定資産税を減免することができる(同条例第 48 条第 4 項)。

なお、固定資産税の減免を受けようとする者は、減免事由の発生の日から 10 日以内(減免事由が前年度から存続しているときは、当該年度の最初の納期限まで)に、申請書にその事由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならないとされている(同条例第 48 条第 5 項)。

平成 23 年度の減免の状況は次のとおりである。

【平成 23 年度の減免状況】(平成 24 年 5 月末現在)

(単位：千円)

	減免条項	減免理由	平成 24 年 5 月末現在					
			件数	筆・棟数	固定資産税	都市計画税	合計	
土地	第48条第1項1号	貧困により生活扶助を受けているもの	47	53	496	213	710	
	2号	災害により使用不能になったもの	0	0	-	-	-	
	3・4号	区画整理事業のため使用収益できなくなったもの	0	0	-	-	-	
	5号	公共事業実施のため使用収益できなくなったもの	45	57	550	154	704	
	第48条第4項		寄付又は本市が買収	2	2	15	5	20
			公衆浴場に対するもの	73	122	11,165	2,422	13,587
			集会所敷地等	71	113	16,711	3,650	20,362
			法第348条1項記載の者(国など)が取得	5	5	55	12	67
			法第348条2項各号有料使用外3月末までの取得	2	2	828	177	1,006
			公園用地に対するもの	21	68	24,533	5,338	29,871
			学童農園用地に対するもの	3	3	700	300	1,000
			心身障害者小規模通所援護事業等に係る小規模作業所等 障害者自立支援法に係る減免	1	1	57	15	72
		障害者自立支援法に係る減免	1	5	102	27	129	
	合計	271	431	55,217	12,315	67,532		
家屋	第48条第1項1号	貧困により生活扶助を受けているもの	76	100	1,309	281	1,590	
	2号	災害により使用不能になったもの	31	55	287	61	349	
	5号	公共事業実施のため使用収益できなくなったもの	35	60	666	143	810	
	第48条第4項		公衆浴場に対するもの	62	140	4,192	898	5,090
			集会所	157	183	10,329	2,213	12,543
			寄付又は本市が買収	1	1	2	0	3
			兵庫県信用保証協会	1	1	644	138	783
			法第348条1項記載の者(国など)が取得	0	0	-	-	-
			法第348条2項各号有料使用外3月末までの取得	2	2	76	16	93
			自転車駐車場整備センターに対するもの	0	0	-	-	-
			心身障害者小規模通所援護事業等に係る小規模作業所等 障害者自立支援法に係る減免	2	4	236	50	287
		障害者自立支援法に係る減免	1	3	194	41	236	
		尼崎市シルバー人材センター	0	0	-	-	-	
	合計	368	549	17,941	3,846	21,787		
償却資産	第48条第1項2号	災害により使用不能になったもの	1	-	45	-	45	
	第48条第4項	公衆浴場に対するもの	36	-	1,387	-	1,387	
		自転車駐車場整備センターに対するもの	1	-	114	-	114	
	合計	38	-	1,546	-	1,546		

新築住宅に対する固定資産税の減額措置等

一定の条件に該当する住宅に対し、固定資産税を減額する措置が設けられている。平成 23 年度に新たに軽減措置となったものの状況は次のとおりである。

【平成23年度の減額の種類別件数と軽減税額】(平成23年度固定資産概要調書)

種類	件数	軽減税額 (千円)
・一般の新築住宅に対する固定資産税の減額		
法附則第 15 条の 6 第 1 項 (1 / 2 減額)	685	30,531
法附則第 15 条の 6 第 2 項 (1 / 2 減額)	756	33,262
・新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額		
法附則第 15 条の 7 第 1 項 (1 / 2 減額)	95	5,677
法附則第 15 条の 7 第 2 項 (1 / 2 減額)	23	1,303

・特定市街化区域農地の所有者等の新築貸家住宅等に対する軽減		
法附則第 15 条の 8 第 1 項 第 1 種 (2 / 3 減額)	30	1,210
・住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額		
法附則第 15 条の 9 第 1 項 (1 / 2 減額)	7	56
・バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額		
法附則第 15 条の 9 第 4 項 (1 / 3 減額)	13	150
法附則第 15 条の 9 第 5 項 (1 / 3 減額)	3	72
・省エネ改修に伴う固定資産税の減額		
法附則第 15 条の 9 第 9 項 (1 / 3 減額)	10	203
法附則第 15 条の 9 第 10 項 (1 / 3 減額)	2	39
合計	1,624	72,503

固定資産税における申告制度

(ア) 償却資産

土地及び家屋については、原則として登記簿を基礎として、課税客体及び納税義務者たる所有者を固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるため、課税客体の把握のための申告制度は採られていない。

一方、償却資産については土地及び家屋のような登記制度がなく、課税客体等を捕捉することができないため、償却資産の所有者に対して申告義務を課している。

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって毎年 1 月 1 日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及びその償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 31 日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告することが求められている(地方税法第 383 条)。

(イ) 住宅用地

土地のうち、住宅用地については、課税標準の減額特例措置が講じられており、極めて多数の案件が生じるものと想定されている。

そのため、対象案件を把握する必要から市町村は条例を定めて申告制度を採用している(地方税法第 384 条、尼崎市市税条例第 51 条の 3)。

申告された土地は、住宅用地に該当するかどうかの認定審議に図られることになる。

また、被災住宅用地等の減額特例措置が創設されたが、この特例についても住宅用地と同様に申告制度を採用している(同法第 384 条の 2、同条例第 51 条の 4)。

不服審査

納税者は固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に対して「審査の申出」をすることができる。

この審査の申出期間は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 60 日までである(地方税法第 432 条)。

固定資産評価審査委員会は、申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならない(同法第 433 条)。

土地及び家屋の異動の把握

市では下記の方法により、新たな固定資産の把握、所有権の移転・分割・家屋の滅失等の把握を行っている。

)法務局の登記情報の入手

市では土地及び家屋に関し、法務局の登記内容の変更通知(以下、税務通知)を入手し、それを調査し、課税対象やその異動を把握している。

法務局から届いた税務通知(紙ベース)は、管理担当で所有者コードの振り付け作業をした後、土地家屋第 1 ~ 第 3 担当の各地区担当者へ配付している。

各地区担当者は税務通知の内容に基づき、所有権移転や土地の分合筆、家屋の新築・滅失などの異動について必要があれば調査をし、その異動内容を税務システムに入力する。

各係長は税務通知や調査資料と税務システムに入力された異動情報を突合することによりチェックをしている。

これらの作業が完了した税務通知は、処理済としてファイルに保管している。

毎年 12 月から 1 月に管理担当の職員は、法務局の登記情報と突合することにより、法務局からの税務通知漏れや担当者の処理漏れがないかチェックしている。

) 航空写真撮影業務等の委託

市は平成7年度より、市の固定資産に係る課税客体の完全捕捉、適正課税の確保及び事務効率の向上に資することを目的に、経年変化の実態を把握するため、航空写真撮影業務等を委託している。

この委託業務により、市の固定資産(土地・家屋)図面管理システムによる地図情報の管理、出力等を行い、デジタル方式による現況に即した精度の高い地番図、家屋図、路線価図を整備している。

委託業務の概要は次のとおりである。

・航空写真撮影

原則として12月下旬～末日の気象条件の良好な日に、市全域の航空写真を撮影し、航空写真等の成果物を市に提出する。

・経年異動更新

市から異動更新対象期間内(1月2日から翌年1月1日まで)の登記申請書副本や固定資産課税台帳システムデータ等、必要となる資料を受託者に提供し、1月1日までに異動が発生した土地・家屋について、既存の地番図及び家屋図データの修正を行い、調査用図面(市の各地区担当が調査に利用するための図面)、公開用路線価図等の成果物を市に提出する。

また、市は委託業務の成果物として、前年度と当年度の航空写真の異なる家屋、市の課税台帳データと受託者の保有する地図データとの異なる家屋のリスト(以下、アンマッチリスト)を入手する。

このアンマッチリストは、市の課税漏れの可能性を示すリスト(以下、未評価家屋リスト)、市の滅失処理漏れの可能性を示すリスト(以下、滅失漏れ家屋リスト)に区分されており、市は、これに基づき現地調査等を行い、固定資産の異動(主に未登記家屋の新築・増築及び滅失)を把握する。

尼崎市及び受託者の事務の流れは次のとおりである。

< 尼崎市 >

主な事務	時期
受託者に異動更新期間内の登記申請書副本や修正用図面等、必要となる資料を提供する。	12月中旬～1月下旬
受託者に課税台帳システムデータを提供する。	2月下旬

< 受託者 >

主な事務	時期
市から入手した資料に基づき図面データを更新する。	12月中旬～3月末
航空写真を撮影する。	12月下旬
市に航空写真データ、調査用図面等を提出する。	3月末～
市にアンマッチリストデータを提出する。	5月中旬

また、アンマッチリストのひな型は次のとおりである。

区域	コード	大字	所在地番	所有者コード	所有者名	住所	図面番号
××	××	××	××	××	××	××	××

)市内巡回

市内を6つの地区に分け、それぞれに担当職員を設定し、各担当が地区を巡回することで土地家屋の異動を把握する。

なお、平成23年度の市内巡回の各担当者別実績は次のとおりである。

(単位：時間)

担当	土地家屋 第1担当						土地家屋 第2担当					土地家屋 第3担当			
	中央			園田			小田		立花			大庄		武庫	
地区	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
担当者															
4月	11	8	7	4	7	6	5	9	10	5	19	13	7	3	2
5月	13	5	7	7	4	1	22	2	12	0	16	5	13	9	4
6月	4	6	0	9	11	16	20	6	9	3	3	29	15	9	7
7月	25	17	7	18	7	11	9	15	19	9	6	5	6	2	12
8月	12	3	14	10	23	11	19	0	30	3	0	18	16	10	20
9月	23	8	8	18	21	14	9	4	3	15	0	30	9	15	22
10月	46	35	23	17	10	20	18	16	33	13	39	20	12	47	33
11月	45	26	31	27	16	17	19	18	31	7	47	14	6	14	43
12月	53	38	21	14	18	18	33	15	42	19	37	34	29	33	45
1月	30	18	20	25	20	11	11	7	24	21	45	22	17	15	34
2月	16	17	11	7	8	11	8	3	11	11	14	7	9	15	19
3月	11	14	0	7	0	2	10	1	8	3	5	6	0	3	5
合計	289	195	149	163	145	138	183	96	232	109	231	203	139	175	246

注1：「出張命令簿兼復命簿」をもとに集計している。

注2：上記巡回時間は新築家屋の評価等の時間を含んでいる。

)建築確認申請データの入手

市(建築指導課)が受理する建築確認申請のデータから、家屋の新築・増築を把握するが、賦課期日における課税客体としての新築家屋を捕捉する参考資料として活用している。

)土地及び家屋の異動把握の状況

平成 23 年度の土地及び家屋の異動把握の状況は、税務通知に基づく登記物件の異動が 27,148 件(表示に関する登記の異動：7,223 件、権利に関する登記の異動：19,925 件)であり、また、アンマッチリストに基づく、市内巡回調査及び建築確認申請データに基づき把握して課税した未登記物件は 182 件である。

償却資産の未申告者等の把握

償却資産の未申告者等の把握については、税務署資料閲覧調査、3 年連続未申告者調査及び駐車場調査等を実施している。

)税務署資料閲覧調査

税務署において所得税青色申告決算書を閲覧し、事業所所在地が尼崎市内である者、前年中に新たな資産の取得がある者、償却資産(建物、自動車等を除く)の未償却残高の合計額が 300 万円以上の者の条件を全て満たす者について、当該決算書の表紙及び減価償却費の計算又は減価償却資産明細書を複写記録する。

税務署において複写記録した資料をもとに記録した内容と市への償却資産の申告内容を突合し、市へ申告がない者(未申告者)及び申告内容が一致しない者(不適正申告者)について、申告書(修正申告書)を送付する。

指定した期限までに申告書(修正申告書)を提出しない者に対しては催告書を送付する。催告に応じない者に対して実地調査のうえ申告指導する。

なお、税務署資料閲覧調査により新たに課税することとなった件数・税額の過去 5 年間の推移は次のとおりである。

	件数	税額
平成 19 年度	140 件	13,069 千円
平成 20 年度	117 件	9,341 千円
平成 21 年度	25 件	2,289 千円
平成 22 年度	17 件	3,651 千円
平成 23 年度	13 件	1,053 千円

) 3 年連続未申告者調査

過去に申告実績がある者で、直近の 3 年間連続して申告がない者(個人、法人)について、電話による聴き取り調査、電話連絡がつかない者は現地調査を実施する。

電話連絡又は現地調査により事業継続が確認できた場合は申告指導する。
また、事業実態がないことを確認できた場合は課税台帳等を整理する。

なお平成 23 年度は、3 年連続未申告者 156 件全件について調査を実施し、
そのうち 16 件については、現地調査を実施している。

) 駐車場調査

固定資産税の土地家屋評価担当者が担当地区を巡回するなかで、新設駐車場を発見した場合、当該土地の所有者名、所在地、面積、駐車台数等を記した償却資産(駐車場等)連絡票を償却資産担当へ提供する。

償却資産担当は、償却資産(駐車場等)連絡票に記載された所有者へ電話連絡し、駐車場の事業者を特定したうえで、当該事業者が新規申告対象者である場合は、駐車場施設が償却資産の申告対象であることを記した資料を同封のうえ、翌年度用の償却資産申告書を送付する。

なお平成 23 年度は、資産税課から新設駐車場 3 件の情報が償却資産担当へ提供され、そのうち 1 件が新規申告対象として把握された。

) 飲食業、美・理容業等関連調査

担当者は、新規事業開始申請者を捕捉するために飲食業については「食品衛生申請台帳」を美・理容業及びクリーニング業については「環境衛生関係台帳(施設の一覧)」を関係部署より入手する。

食品衛生申請台帳等により捕捉した事業者が新規申告対象者である場合は、飲食業関係施設等が償却資産の申告対象であることを記した資料を同封のうえ、翌年度用の償却資産申告書を送付する。

(2) 実施した監査の手続

土地及び家屋

(ア) 平成 23 年度の税務通知ファイルから任意に税務通知を 20 件抽出し、課税システム画面と照合し、税務通知の内容が課税システムに適切に入力されているか確認した。

(イ) 航空写真撮影業務等の業務結果の検討

() 業務結果であるアンマッチリストについて確認した。

- () 継続してアンマッチとなっている家屋の中から任意に 12 件抽出し、現地調査を実施した。
- () 継続してアンマッチとなっている家屋(現地調査対象以外)の調査結果を確認した。
- (ウ) 非課税申請書の閲覧及び非課税リストから任意抽出による現地調査を実施した。
- (エ) 平成 23 年度の固定資産税の減免申請書を通査し、減免処理の妥当性確認した。
- (オ) 平成 23 年度の固定資産税の減額申告書を通査し、減額処理の妥当性確認した。

償却資産

- (ア) 償却資産申告書の確認業務の内容を聴取し、申告内容誤りに対する処理方法を確認した。
- (イ) 税務署資料閲覧調査の方法、結果等の内容をヒアリングし、処理の妥当性確認した。
- (ウ) 非課税リストにより、非課税の内容を確認し、処理の妥当性確認した。
- (エ) 償却資産の減免申請書を閲覧し、減免処理の妥当性確認した。

(3) 監査の結果及び意見

土地及び家屋

(ア) 税務通知に基づく入力内容のチェック体制について(意見)

法務局からの税務通知に基づく課税システムへの入力処理の網羅性・妥当性確認するため、平成 23 年度の登記情報から 20 件を任意に抽出し、平成 23 年度の課税台帳に登録されているかを確認したところ、全件正確に登録されていた。

しかし、各係長は税務通知や調査資料と税務システムの異動情報をチェックしているが、税務システム画面上でチェックする場合や税務システム出力帳票をもとにチェックする場合などチェックの方法が統一されていない。

また、そのチェックの証跡も残されていない。

入力チェックの方法を統一し、かつ各係長のチェック証跡を残す等の改善が必要である。

(イ)航空写真撮影業務等の委託業務結果(アンマッチリスト)の利用について
市は航空写真撮影業務等を受託者に委託しているが、この業務結果であるアンマッチリストは、課税漏れ・課税誤りの可能性を示した重要な情報であり、適時に漏れなく調査を実施し、適切な課税に資する必要がある。

よって、当該アンマッチリストの情報に基づく調査の状況を確認した。

)平成 23 年度のアンマッチリストの状況

受託者より提出された平成 23 年度のアンマッチリストについて、地区別に未評価家屋リスト及び滅失漏れ家屋リストの件数を集計した結果は次のとおりである。

地区	未評価家屋リスト	滅失漏れ家屋リスト	合計
中央	241 件	18 件	259 件
小田	100 件	37 件	137 件
大庄	51 件	6 件	57 件
立花	102 件	4 件	106 件
武庫	61 件	7 件	68 件
園田	103 件	9 件	112 件
合計	658 件	81 件	739 件

)調査結果の保管について(結果)

資産税課では、受託者よりエクセルデータで入手したアンマッチリストについて、未評価家屋リスト及び滅失漏れ家屋リストの各データを地区担当者別に区分・配付し、各担当者は、当該リストに基づき現地調査等を実施して家屋の課税漏れや課税誤りの有無を把握し、必要に応じて課税台帳データベースへの追加、修正や受託者の地図データ修正のための指示を行うこととしている。

また、各地区担当者に配付されたリストには処理状況欄が設けられており、地区担当者が当該欄に調査状況を記載し、上位者である係長へ報告し、係長が状況確認を行うこととしている。

そこで平成 23 年度における各地区担当者の調査状況の結果リストの閲覧を求めたところ、調査状況の結果リストを保管していたのは 15 地区担当者中 1 担当者のみであった。

また、その保管していたリストも係長の承認印等はなく、組織としての保管資料ではなく、担当者の判断により保管していたものであった。

資産税課ではアンマッチリストは、家屋の課税漏れ等を発見するために重要視してはいるものの、発見事項について課税台帳システムへの追加・修正や受託者への地図データ修正指示を実施した後は不要との認識であり、組織的に調査結果を保存することにはしていなかった。

しかし、これらの調査結果は課税の根拠となる基礎資料であり、少なくとも税の時効消滅期間である5年間は保管しておくべきものである。

アンマッチリストに基づき適切に現地調査等の業務を遂行していることを示すためにも、また、当年度の調査結果を翌年度以降の調査等の参考にし、業務の効率化を図るためにも保管する必要がある。

なお、受託者により提出されたアンマッチリスト(処理状況記載前)についても、平成23年度及び平成24年度のデータのみ保存されており、それ以前のデータは廃棄されていたが、アンマッチリストは業務委託の成果物であり、それに基づく調査等の根拠データとして一定期間保存する必要がある。

)アンマッチリストの処理状況及び上位者のモニタリングについて(結果)

上述のとおり、アンマッチリストによる調査の結果を担当者が処理状況欄に記載し、係長が状況把握することとされてはいるが、処理状況欄の記載方法や報告の方法、タイミング等について特に決められたものはなく、また上位者から担当者へのモニタリングや報告内容のフィードバックの方法等も定められたものはなく、ともに口頭にて報告されていることが多いようである。

調査結果が保管されていた1地区のアンマッチリストにおいても、処理状況欄が空欄になっている箇所が散見され、また「要調査」と記載されたまま調査を進行していないものもあった。

これら「要調査」と記載されていたものについて、市に調査を依頼したところ、以下の課税漏れが発見された。

これは調査が必要であることを認識しつつも調査未了のまま翌年度に持ち越しとなり、課税漏れとなっていたケースであるが、上位者によるモニタリング機能が適時、適切に発揮されていれば防ぐことができたと考えられる。

そのためアンマッチリストの情報について適時に漏れなく調査を実施し、適切な課税をすることが確保できるよう、調査結果の処理状況の記載方法

や報告の方法、タイミング等に関するマニュアル等を整備し、上位者のモニタリングの体制を構築する必要がある。

アンマッチ対象	事実及び問題点	顛末 (平成 24 年 9 月末時点)	増減税額
未評価家屋リスト	<ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、平成 14 年に誤って滅失処理をしてしまっていたことが判明。原因は資料が残っておらず不明とのこと。 誤って滅失処理した平成 14 年以降継続してアンマッチとして提示されていたと思われるが、リスト及び調査結果が保管されていないため状況等は不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度分より課税 法によれば 5 年間遡及して課税できるところ、市の誤りが原因であるため、遡及課税の理解が得られないと判断して遡及していない。 	+ 6,500 円 (評価額) 378,437 円

) 現地調査の発見事項について

a. 現地調査対象の選定

市が保管していた平成 23 年度及び平成 24 年度のアンマッチリストより 2 年連続してアンマッチとして記載されている家屋 270 件(未評価家屋リスト 242 件、滅失漏れ家屋リスト 28 件)から、12 件(未評価家屋 9 件及び滅失漏れ家屋 3 件)を抽出し、現地調査を実施した。

調査対象 No.	アンマッチリスト	地区
1	未評価家屋	中央
2	未評価家屋	中央
3	未評価家屋	小田
4	未評価家屋	小田
5	未評価家屋	小田
6	未評価家屋	立花
7	未評価家屋	立花
8	未評価家屋	武庫
9	未評価家屋	園田
10	滅失漏れ家屋	小田
11	滅失漏れ家屋	小田
12	滅失漏れ家屋	小田

b. 現地調査の判明事項(結果)

現地調査とその後の資料調査等を通じ、下記の7件について次の事項が判明した。

調査対象	事実及び問題点	顛末 (平成 24 年 11 月末時点)	増減税額
No. 3 小田地区	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の課税漏れが今回の現地調査で判明した。 当該家屋については、平成 9 年に建築されたものであり、当時からアンマッチリストに記載されていたと考えられる。 アンマッチリストをもとにした現地調査を適時に行っていれば早期に発見できたと考えられる。 	家屋の評価を行い所有者と折衝し、遡及可能な平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間分を課税した。	+ 347,800 円
No. 4, 12 小田地区	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の課税誤り(滅失処理漏れ)が今回の現地調査で判明した。 平成 23 年に店舗が隣接地に移設されていたが、市は家屋の滅失処理及び新築家屋の評価を行っていなかったため、平成 24 年度について課税額が不適切となっていた。 アンマッチリストをもとにした現地調査を適時に行っていれば早期に発見できたと考えられる。 	平成 24 年度分の課税額を見直した。	80,000 円
No. 10, 11 小田地区	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の課税誤り(滅失処理漏れ)が今回の現地調査で判明した。 従来車庫として課税していた家屋は、平成 22 年に取り壊しされていたが、市は滅失処理しておらず、平成 23 年度、平成 24 年度と課税していた。 アンマッチリストをもとにした現地調査を適時に行っていれば早期に発見できたと考えられる。 	滅失処理を行い、平成 23 年度分、平成 24 年度分の固定資産税を返還した。	90,300 円
No. 6 立花地区	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の課税漏れが今回の現地調査で判明した。 平成 23 年に新築家屋とともに建築されていた物置について、課税が漏れていた。 アンマッチリストをもとにした現地調査を適時に行っていれば早期に発見できたと考えられる。 	建築した平成 23 年度分から課税した。	+ 20,500 円

No. 7 立花地区	・従来から折衝中の案件である。	現在も折衝中である。	-
No. 8 武庫地区	・従来から折衝中の案件である。	家屋の評価を行い所有者と折衝し、遡及可能な平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間分を課税した。	+ 106,500 円
No. 9 園田地区	・従来から折衝中の案件である。	平成 24 年度から課税した。	+ 3,300 円

No. 7 については、早急に折衝による調査を進め、課税漏れがないか検討が必要である。

)現地調査対象としなかった 2 期連続アンマッチの調査結果(結果)

市が保管していた平成 23 年度及び平成 24 年度のアンマッチリストより 2 年連続してアンマッチとして記載されている家屋 270 件(未評価家屋リスト 242 件、滅失漏れ家屋リスト 28 件)のうち、現地調査対象としなかった 258 件について、市に調査を依頼した結果、未評価家屋 233 件と滅失漏れ家屋 25 件について、以下の事項が判明した。

未評価家屋 233 件の調査結果

【未評価家屋 233 件の調査結果(平成 24 年 11 月末時点)】

	状況	件数
a	課税漏れ(折衝が完了したもの)	9
b	調査中(課税漏れで折衝中のもの含む)	13
c	法人の工場内等のため簡便に調査した結果、課税漏れの問題なし	159
d	課税漏れの問題なし	52
	合計	233

a. 「課税漏れ(折衝が完了したもの)」について

調査対象	事実及び問題点	顛末	増減税額
中央地区 A	・平成 8 年に建築された家屋である。 ・廃屋で課税対象外であると認識し、詳細な調査ができていなかった。	今回の監査で詳細に調査した結果、家屋として認定したが、評価額が免税点以下であった。	-

中央地区 B	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年頃より建築が開始され現在は完成している。 古い倉庫で課税対象外であると認識し、詳細な調査ができていなかった。 	今回の監査で詳細に調査した結果、家屋として認定したが、未登記家屋であることから完成年月日・面積等の詳細な情報がなく、所有者との折衝段階において平成 25 年度からの課税として交渉を進めたことから、平成 25 年度から課税する予定とのことである。	+ 94,796 円
中央地区 C	<ul style="list-style-type: none"> 所有者がすでに死亡しており、相続について親族間の争いがあったことから、所有者の特定ができていなかった。 	今回の監査で折衝を進めた結果、課税することとなったが、相続に関して争いがあること等から、遡及による課税が困難とのこと、平成 24 年度分からの課税となっている。	+ 9,208 円
中央地区 D	<ul style="list-style-type: none"> 平成 6 年に建築された家屋である。 何度か訪問するも所有者に接触することができず、家屋として認定できていなかった。 	今回の監査で詳細に調査した結果、資力等を勘案し所有者と交渉を進め、平成 24 年度分からの課税となっている。	+ 20,800 円
小田地区 A	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年に建築された家屋である。 課税対象外の家屋であると認識し、詳細な調査ができていなかった。 	今回の監査で詳細に調査した結果、平成 22 年度分から遡及して課税している。 (平成 22 年度分：14,797 円、平成 23 年度分：14,797 円、平成 24 年度分：13,303 円)	+ 42,897 円
小田地区 B	<ul style="list-style-type: none"> 平成 11 年に建築された家屋である。 登記物件であり建築確認申請もあったが、当時の担当者からの引継ぎに不備があり、また現在の担当者が調査できていなかった。 	今回の監査で詳細に調査した結果、平成 20 年度分から遡及して課税している。 (平成 20 年度分：87,344 円、平成 21 年度分：81,141 円、平成 22 年度分：81,141 円、平成 23 年度分：81,141 円、平成 24 年度分：70,709 円)	+ 401,476 円

小田地区 C	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年に建築された家屋である。 未登記であったことから未完成の家屋であると認識し、詳細な調査ができていなかった。なお、建築確認申請はあった。 	今回の監査で詳細に調査した結果、平成 23 年度分から遡及して課税している。(平成 23 年度分：64,368 円、平成 24 年度分：59,741 円)	+ 124,109 円
小田地区 D	<ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年及び平成 14 年に建築された家屋である。 課税対象外の家屋であると認識し、詳細な調査ができていなかった。 	今回の監査で詳細に調査した結果、平成 20 年度分から遡及して課税している。(平成 20 年度分：23,633 円、平成 21 年度分：19,398 円、平成 22 年度分：19,398 円、平成 23 年度分：19,398 円、平成 24 年度分：14,689 円)	+ 96,516 円

注：残りの 1 件については、上述の「)アンマッチリストの処理状況及び上位者のモニタリングについて」に記載している。

b. 「調査中(課税漏れで折衝中のもの含む)」について

早急に調査を進め、課税漏れがないか検討が必要である。

c. 「法人の工場内等のため簡便に調査した結果、課税漏れの問題なし」について

これまでアンマッチリストに記載している工場内の家屋については、敷地を巡回することに多大な時間を要する等を理由に、実地調査を行わずに先方担当者に確認する等の簡便な調査しか行わない場合である。

アンマッチリストの件数は多いが、同じ納税義務者で複数のアンマッチが生じている場合があり、名寄せすると件数はそれほど多くないと考えられる。

今後アンマッチリストの解消を適時に行っていくためには集中して調査を行い、早期に解消することが望ましい。

d. 「課税漏れの問題なし」について(非課税物件について)

調査の結果、課税等の問題なしとなっている案件の中に非課税物件があるが、受託者に対してその旨を伝達していないことからアンマッチとなっているものがあつた。

非課税物件についてアンマッチリストとならないよう、受託者へ適時に伝達する必要がある。

なお、非課税物件については別途定期的にモニタリングすることが必要である。

滅失漏れ家屋 25 件の調査結果

【滅失漏れ家屋 25 件の調査結果(平成 24 年 11 月末時点)】

	状況	件数
e	滅失漏れ(還付 3 件、免税点未満 2 件、その他 1 件)	6
f	法人の工場内等のため簡便に調査した結果、滅失漏れの問題なし	10
g	滅失漏れの問題なし	9
	合計	25

e. 「滅失漏れ」について

調査対象	事実及び問題点	顛末	課税額の変更
小田地区 E	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年に滅失した家屋である。 滅失処理ができていなかった。 	今回の監査で詳細に調査した結果、滅失が判明したが、評価額が免税点未満であったため還付はない。	-
小田地区 F	<ul style="list-style-type: none"> 現地確認の結果、家屋が存在した。。 	アンマッチとなった理由は不明である。	-
小田地区 G	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年に滅失した家屋である。 滅失処理ができていなかった。 	今回の監査で詳細に調査した結果、滅失が判明し、平成 23 年度分から還付している。 (平成 23 年度分：5,100 円、平成 24 年度分：5,100 円)	10,200 円
小田地区 H	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年に滅失した家屋である。 滅失処理ができていなかった。 	今回の監査で詳細に調査した結果、滅失が判明したが、評価額が免税点未満であったため還付はない。	-
小田地区 I	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年に滅失した家屋である。 滅失処理ができていなかった。 	今回の監査で詳細に調査した結果、滅失が判明し、平成 23 年度分から還付している。 (平成 23 年度分：1,262 円、平成 24 年度分：1,262 円)	2,524 円

小田地区 J	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年に滅失した家屋である。 滅失処理ができていなかった。 	<p>今回の監査で詳細に調査した結果、滅失が判明し、平成 23 年度分から還付している。</p> <p>(平成 23 年度分：2,145 円、平成 24 年度分：2,145 円)</p>	4,290 円
--------	--	---	---------

f. 「法人の工場内等のため簡便に調査した結果滅失漏れの問題なし」について

上述の未評価家屋リストの c と同様、実地調査に時間を要するために敷地の巡回調査していないが、早期の対応が求められる。

)アンマッチリストの解消について (意見)

a. アンマッチリストの解消指示漏れについて

上記調査の結果、課税漏れ又は滅失処理漏れの問題はないとしているものの中に受託者への解消指示漏れが原因となっているものが散見された。

これは一度アンマッチリストに記載されると、市から受託者へ解消指示をしない限り次年度以降も継続してアンマッチリストとして記載されるが、この指示が漏れていたためである。

そのため、アンマッチリストの処理手順を各担当者に周知徹底し、適時にアンマッチを解消することが望ましい。

b. アンマッチリストの解消方針について

アンマッチリストの解消について各地区担当の係長により、その方針が次のように異なっていた。

- 例えば未評価家屋リストとの調査の結果、家屋認定できず課税対象外であった場合、将来の課税の可能性を考え、アンマッチリストとして来期以降も継続する場合としない場合が見受けられた。各地区担当による方針を一致することが求められる。
- 将来の課税漏れを防止するために有用な情報はアンマッチリストに明示し、来期以降のアンマッチリストの調査を効率的に行うことが望ましいと考える。
- アンマッチリストの解消は、担当者任せになっているが、上位者の承認を求めるなど組織的な対応が必要である。

)業務のマニュアル化及びスケジュール管理について(意見)

これまで「)調査結果の保管について」、「)アンマッチリストの処理状況及び上位者のモニタリングについて」、「)現地調査による発見事項について」及び「)現地調査対象としなかった2期連続アンマッチの調査結果」で記載したとおり、アンマッチリストに基づく調査が不十分であることが原因で課税漏れ等が判明した。

また「)アンマッチリストの解消について」にて記載したとおり、アンマッチリストの中には課税漏れ等の問題はないが、担当者の業務の認識不足等が原因でリストアップされているものもあった。

各担当者は担当地区について、税務通知に基づく固定資産の異動に関する課税台帳システムへの入力、新築家屋の評価及び課税台帳システムへの入力、アンマッチリストに基づく現地調査及び受託者への指示などの業務を行っている。

よって効率的な業務の推進のためには、計画的にどの時期にどの時間をどの業務に配分するかが重要である。

例えば、地区担当者の市内巡回は出張命令簿兼復命簿に基づき行っているが、実態は上位者の出張命令により行っているのではなく、担当者の判断により巡回等を行い、上位者の承認を得ている状態であり、ほとんど担当者に任せられているため、巡回時間にも多寡が見られた。

多数のアンマッチリストを適時・網羅的にフォローするためには、地区担当者の貴重な人的資源を有効に配分することが求められる。この役割こそが上位者に求められるものである。

アンマッチリストを地区担当者に配付したときに、担当者と上位者にて、網羅的な調査が可能となるよう調査スケジュールを作成して定期的に進捗状況を確認する等のフォローを行うなど、組織的な仕組み作りが必要であると考えらる。

さらに、適切な課税を確保するためにはアンマッチリストのフォロー業務をマニュアル化し、その内容・方法を周知徹底することが求められる。

(ウ)過年度課税について(結果)

課税の把握漏れ等が発見された場合、制度上5年間に限り遡って賦課決定できることになっている(地方税法第17条の5第5項)が、市では遡って課

税しているケースとしていないケースがあり、課税の公平性の観点から問題があるといえる。

例えば、「() 現地調査の発見事項について」で判明した課税漏れ等については、賦課根拠が得られる年度まで遡及して課税をしているケースである。

一方、「() アンマッチリスト処理状況及び上位者のモニタリングについて」に記載したケースでは、平成14年から課税漏れとなっていることが判明しているが、市の処理誤りが原因であることから市民の理解が得にくいとして、判明後の平成24年度からの課税としている。

増築時期等が不明であるなど遡及する賦課時期の根拠がない場合は、遡及による課税が困難であることは理解できるが、根拠が得られる場合は遡及して課税すべきである。

(エ) 非課税について(意見)

) 非課税対象資産の定期的チェック

「(1) 概要 固定資産税の非課税制度」に記載のとおり、非課税には「所有者の性格により非課税とされるもの」と「その用途により非課税とされるもの」があるため、「所有者の性格により非課税とされているもの」を対象に非課税リストより任意に1件(国等が公共の用に供する田畑)を抽出し、また「用途により非課税とされているもの」を対象に非課税リストより任意に6件(道路・水道用地1件、宗教施設5件)抽出し、現地確認を行った。

今回抽出した国等が公共の用に供する田畑については、市が当該土地の所有者から無償で賃借し、近隣の市立小学校の学校農園としていることをその外観及び所有者との賃貸契約書から確認できた。

道路・水道用地は公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地である場合に非課税とされるが、今回抽出した道路・水道用地について、公共の用に供している道路であることを外観から確認できた。

宗教施設は宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地である場合に非課税とされるが、今回抽出した宗教施設5件のうち4件は、その外観からこれらの条件に該当すると思わ

れたが、残りの1件については外観は一般の住宅であり、宗教施設を示す表札等もなく、非課税処理が適切かどうかの確認ができなかった。

この物件は、平成21年度に宗教団体が土地家屋を取得したときに、宗教法人法第3条第1項に規定する教職舎として使用するとして非課税申出書が提出され、非課税処理されたものである。

申請当時に市は現地を確認し、宗教施設の教職舎を示す表札及び住居内部に祭壇等があることを確認した資料が残されていたが、現在は実態を把握していないとのことであった。

宗教施設は、宗教法人が専らその本来の用に供していることが確認できて初めて非課税となるものであるため、その後の実態調査を依頼したところ所有者と連絡がとれ、現在も教職舎として使用しているとのことであった。

表札については教職舎の住居人が代わったことから入れ替えのため外していたとのことであり、その後市職員が現地に出向き、教職舎の表札がつけられていることを確認している。

このような用途により非課税となる物件については、市がその状況を知り得ない場合も多いことから、所有者等からの申請により非課税の判断をされることが多い。

しかしながら、一度申請され非課税処理となったものについて、市では毎年度申請させるものではなく、その後の用途変更等により非課税対象でなくなったときに届出書を提出してもらうとしている。

そのため、用途の変更等があり、非課税対象でなくなった場合でも所有者等がその届出を失念していれば継続して非課税となってしまうリスクがあり、このようなリスクを回避するために、市は定期的に非課税の資産の用途等の変更がないかの実態調査を行うべきである。

また、定期的な調査が行われるということが非課税対象資産所有者にも知られれば、言わばアナウンス効果として、非課税対象でなくなったときに届出書を自主的に提出する可能性も高まることが期待できる。

)非課税リストのシステム化について

非課税対象資産について、従来の紙で管理されていた台帳からシステムへの移行入力が進められているところであるため、非課税リストを網羅的に把握することができない状態である。

非課税対象資産の把握及び上述の定期的チェックのためにも、網羅性が確保された非課税リストが必要であり、できるだけ早急に入力を完了することが望まれる。

(オ)減免について

固定資産税の減免は、毎年度、納税義務者からの申請書に基づき、課税システム上減免処理されている。

なお、市では減免処理を次の2つに区分して管理している。

	区分	内容	申請書の添付書類
	公衆浴場	公衆浴場の減免	家屋平面図、償却資産種別明細書等
	集会所等	集会所、公民館、消防倉庫等の減免	使用目的及び使用状況等を証明する書類
	その他	生活保護、災害、市所有等による減免	生活保護受給証明書、り災証明書等

公衆浴場及び集会所等は課税システムにおいて自動で年度更新され減免が継続となる。その他は課税システムにおいて年度更新時に取り消されている。

そのため、公衆浴場及び集会所等については、減免対象者をリスト化し、年度更新時に前年度の減免対象者に対して減免申請書提出の通知を行い、申請書の回収状況をチェックしている。

減免申請の内容確認については、減免申請書に添付される各書類を確認することで行っている。

また平成23年度において、公衆浴場の一斉調査が行われ、減免申請の内容の妥当性を確認していた。これは公衆浴場は住宅兼浴場となっているケースが多く、住宅と浴場部分の面積の変化や、駐車場が住宅用であるか浴場用であるか等により減免額が変動している可能性が高いことから、調査が必要と判断されたためである。

)減免申請書の不備について(結果)

公衆浴場については、課税システムにおいて減免処理が自動的に継続されることから、減免申請書に基づかない減免処理が行われている可能性がある。

そのため、課税システムの減免リストを母集団として減免申請書の入手状況を確認したところ、1件について減免申請書がなかった。

これは対象となる公衆浴場の土地の所有者が複数であり、そのうちの1人が申請書を提出していなかったが、市は他の所有者からの申請書に基づいて減免することは実質的に問題ないと判断し、減免処理をしていたものであるが、減免申請書がなく減免することは適切ではない。

)減免申請書の網羅性の確保について(意見)

公衆浴場や集会所等については減免対象をリスト化し、年度更新時に前年度の減免対象者に対して減免申請書提出の通知を行い、申請書の回収状況をチェックしているが、上記減免申請書の入手漏れの案件については、リストに記載されていなかった。

これは、前年度に入手した減免申請書を母集団としてリスト化していたためであり、課税システムに登録された減免リストを母集団としてリスト化し、提出された減免申請書とチェックすべきであった。

これについては改善が必要であり、発生するリスクを想定し、それに見合った適切な業務を構築していく必要がある。

)減免申請書の妥当性の確認について(意見)

生活保護や災害等の減免申請書には、生活保護受給証明書、り災証明書等の書類が添付されており、減免申請の妥当性の確認は比較的容易に行うことができる。

しかしながら、公衆浴場及び集会所等については、前述のように公衆浴場については減免対象面積の変化等が発生する可能性があり、また集会所等については使用目的及び使用状況が変更される可能性があるが、申請書に添付される書類を確認するのみであり、浴場面積や集会所の利用状況等について現地調査を実施する等の決まりはない。

そのため、集会所等についても一斉調査を実施し、以後継続して一定の頻度で調査を実施する、又は担当地区の巡回時に計画的に現地調査を実施する等により、減免申請の内容の妥当性について継続して確認する必要がある。

(カ)減額申告書に基づく入力チェック体制について(意見)

平成 23 年度の固定資産税の減額申告書を通査し、減額処理のチェック体制についてヒアリングしたところ、各種申告書に基づく課税システムへの入力内容について上位者の承認を得る際に、添付されている入力後の課税システム帳票と申告書を照合しているが、課税システム帳票が添付されていないため、上位者が課税システムを閲覧し入力内容をチェックすることがあるとのことである。

また、減額申告書の調査の結果「住宅バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額申告書」のうち、1 件について上位者による課税システム入力内容のチェックが行われているかどうか不明であった。

これは通常、申告書に課税システム帳票を添付し決裁するところ、申請のあった平成 23 年 4 月には、課税システム上、減額が適用される平成 24 年度の台帳が作成されていなかったため、入力後の課税システム帳票を添付することができなかったためであるが、本来であれば課税システム入力後に申告書と照合しチェックすべきであった。

そのため、減額申告書に基づく課税システム入力内容の妥当性のチェック方法についてマニュアル化すべきである。

(キ)固定資産税の返還金について(意見)

平成 23 年度の固定資産税の返還金について内容を確認したところ、次の 2 件について改善を検討すべき点が見受けられた。

() A 社のケース

市内に事業所を有する A 社が、平成 8 年に建築した家屋について、誤って実際の床面積より 3,000 m²多い床面積で課税台帳に登録していたことにより、建築の翌年度である平成 9 年度から平成 23 年度中まで、固定資産税及び都市計画税の課税に誤りがあった。これにより、下記の償還金を支払っている。

還付金 (平成 19 年度～平成 22 年度分)		返還金 (平成 9 年度～平成 18 年度分)		合計
本税	還付加算金	本税	利息相当額	
19,352 千円	1,709 千円	59,504 千円	28,834 千円	109,400 千円

これは事業所税の担当者が、固定資産税の家屋課税床面積と事業所税の申告床面積に差異があることについて納税義務者に問い合わせたところ、建築図面の通りであるとの回答があり、送付された建築図面の面積表と家屋課税台帳の面積とを照合した結果、課税台帳の面積に誤りがあったことが判明したものである。

今後の対応として、課税台帳登録に際して担当者間で相互確認を行うなどチェック体制の強化を図り、誤りのない事務処理に努めていくとのことであるが、マニュアル等の形で明文化されていない状況である。

そのため、登録内容の正確性のチェック体制について明文化し適切に運用されているか継続してモニタリングする必要がある。

() B 氏のケース

昭和 49 年に新築された専用住宅の敷地について、本来小規模住宅用地として認定すべきところ、一部について非住宅用地として認定したため、建築の翌年度である昭和 50 年度以降の土地に係る固定資産税・都市計画税の課税について誤りがあった。これにより、下記の償還金を支払っている。

還付金 (平成 18 年度～平成 21 年度分)	返還金 (平成 3 年度～平成 17 年度分)	合計
411 千円	2,338 千円	2,749 千円

これは地区担当者が担当地区を調査しているなかで、手持ち資料には、外観から専用住宅と思われる建物の敷地が、一部非住宅用地となっていることに不審を抱き、納税者に問い合わせた結果、用地認定に誤りがあることが判明したものである。

今後の対応として、新築家屋の調査時に敷地の認定などに誤りがないかチェック体制の強化を図り、誤りのない事務処理に努めていく必要があるが、マニュアル等の形で明文化されていない状況である。

登録内容の正確性のチェック体制について明文化し、適切に運用されているか継続してモニタリングする必要がある。

(ク)課税保留について(意見)

相続放棄等を理由として課税が困難になる場合は必要な調査を行い、決裁を受けることにより課税保留とされているが、課税保留案件は基本的にすべての案件をファイルで管理される仕組みであり、課税システムで定められた減免コードを入力することで処理される。

しかしながら、共有土地を持分按分で課税している場合の課税保留のケースでは、課税保留の処理について課税システム上、別の処理を行うことで対応しており、その案件に関する資料はファイルに綴じられておらず、担当者が別途保管していた。

課税保留は重要な案件であり、日々責任者によりモニタリングされるべきものであるため、網羅的に管理する仕組みが必要である。

(ケ)相続財産管理人の選任の申立てについて(意見)

市では相続人が相続放棄していることや、相続人の特定ができないこと等を理由として、固定資産税について課税保留しているものが47件ある。

相続人の存在、不存在が明らかでない場合(相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。)には、家庭裁判所は申立てにより、相続財産の管理人を選任する。

相続財産管理人は被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後、残った財産を国庫に帰属させることになる。

なお申立人は、被相続人の債権者などの利害関係人及び検察官であり、申立てには被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本等の書類が必要となり、また収入印紙、官報広告料等の費用が発生する。

市は、申立てに必要な書類の準備が煩雑であること、手数料が発生すること等を理由に、費用対効果の観点から、相続財産管理人の選任の申立てを積極的に実施せず、他の債権者からの申請により相続財産管理人が選任された案件を日々官報で確認し、該当があれば相続財産管理人に課税する手続を実施している状況である。

例えば、相続人不存在の土地及び家屋があり、その土地及び家屋が売却可能であり、また抵当権が設定されていないような場合であれば、相続財産管理人を選任し、土地及び家屋が売却されることにより、滞納税額の回収ができ、さらに新たな所有者に対して、固定資産税を賦課することが可能となる。

長期間にわたって課税保留しているものも多く、今後少子高齢化に伴い相続人不存在となるケースが多くなることも想定される。

また、相続人が不存在等の土地及び家屋を一括して相続財産管理人の選任の申立てを実施している自治体の事例もある。

そのため、課税保留案件の状況を再確認し、将来の課税の可能性も含めた長期的な観点から費用対効果の検討を行い、相続財産管理人の選任の申立てを適時に実施することが望ましい。

償却資産

平成 23 年度の固定資産税・都市計画税の調定額は 42,127,222 千円で、うち償却資産に係る固定資産税額は 5,924,992 千円となっている。

また、償却資産申告者総数は 9,010 人で課税対象となる免税点以上は 3,717 人である。

(ア) 償却資産の申告書誤り時の処理について(意見)

償却資産申告書について誤りを発見した場合、誤りを修正する旨を納税者に電話で伝え、市職員が修正を行い、納税者には納税者控えの訂正を依頼している。

その際「相手方に連絡済み」などの簡単な記載はしているが、日時や相手方氏名等の詳細な記載はしておらず、またその記載も徹底できていない。

そのため、修正時の記載方法など明文化し運用すべきである。

(イ) 税務署資料閲覧調査について(意見)

) 対象範囲の拡大について

a. 調査対象とする未償却残高の範囲

市の税務署資料閲覧調査の取組については「(1)概要」税務署資料閲覧調査」に記載のとおりであるが、毎年7～8月の連続する3日間で、管轄税務署において、所得税青色申告決算書全件(約17,000件)を担当者5人で閲覧し、そのうち償却資産の未償却残高300万円以上のものをコピーし、市に償却資産として申告されている内容と突合して、申告がないもの(以下、「未申告者」)及び申告内容が一致しないもの(以下、「不適正申告者」)を特定し、申告指導等することで適正課税の効果をあげている。

【新たに課税することとなった件数・税額の過去5年間の推移】

	件数	税額
平成19年度	140件	13,069千円
平成20年度	117件	9,341千円
平成21年度	25件	2,289千円
平成22年度	17件	3,651千円
平成23年度	13件	1,053千円

この調査を開始した当初は、免税点である150万円以上を対象としていたが、150万円程度の未償却残高では、たとえ課税漏れを発見して当年度に課税しても、その後の減価償却により課税標準額が減少し、早ければ翌年度には免税点未満になり課税されなくなる可能性が大きいことから、事務作業の効率化を勧告し、平成21年度から複数年連続して課税ができる可能性の大きい300万円以上を対象としているとのことであった。

しかしながら、税務署資料閲覧調査により新たに課税することとなった件数・税額の過去5年間の推移は上表のとおり、件数・税額ともに年々減少しており、平成19年の140件、税額13,069千円に対し、平成23年度は13件、税額1,053千円となっている。

これは、調査開始当初は未申告者や不適正申告者が多数発見されたが、当時の申告指導により、その後は適正に申告されていることが大きな原因と考えられるが、調査の対象範囲を未償却残高150万円以上から300万円以上に引き上げたことによる調査対象の減少も少なからずあると思われる。

平成23年度において、未償却残高300万円以上により税務署資料をコピーした件数は20件のみである。

また、コピー対象の未償却残高の範囲に関わらず、所得税青色申告決算書の閲覧は全件(約17,000件)実施するため、未償却残高の多寡に関わらず、閲覧にかかる事務作業量は同様であると考えられる。

確かに未償却残高150万円以上を対象にすると、資料をコピーする部数は増加し、市の資料と突合する事務作業量は増加するが、平成19年度当初と比較すると、その分量は相当量減少していると考えられる。

そのため、翌年度以降は免税となり課税されない可能性が高いとしても、当年度に課税漏れがあるとすれば当然課税すべきものであるため、調査の対象は少なくとも未償却残高150万円以上とするべきである。

b. 法人の申告内容確認調査について

償却資産の申告書については、その内容を確認するため、所得税や法人税の申告書の減価償却明細書などと照合することが望ましいが、市は税務署調査の対象を個人の所得税のみとし、法人は実施していない。

これは、尼崎税務署では、所得税に関する資料については、全件閲覧及び必要書類のコピー複写が認められているものの、法人税に関する資料については、個別に閲覧請求した法人のみの閲覧に限られ、必要書類の複写についても手書き対応であることなど非効率的な調査となるためである。

しかしながら、課税の適正化に向けて法人の申告内容確認調査も必要であると考えられることから、例えば前年と比較して減少資産が多く免税点未満となった法人に対する確認調査（法人税申告書の減価償却資産明細書又は固定資産台帳との照合）を実施するなど効率的な調査について検討するべきである。

4. 事業所税

(1) 概要

過去3年間の決算の状況

事業所税の平成21年度から平成23年度までの納税額は次のとおりである。

【過去3年間の決算の推移】

(単位：千円)

【平成21年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,167,547	3,162,538		5,009	99.8%
	過年度分	670	670			100.0%
	小計	3,168,217	3,163,208		5,009	99.8%
滞納繰越分		1,367	71	211	1,085	5.2%
事業所税合計		3,169,584	3,163,279	211	6,094	99.8%

【平成22年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,177,154	3,174,782		2,372	99.9%
	過年度分	3,267	3,267			100.0%
	小計	3,180,421	3,178,049		2,372	99.9%
滞納繰越分		6,094	3,032		3,062	49.8%
事業所税合計		3,186,514	3,181,080		5,434	99.8%

【平成23年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,244,858	3,241,754		3,104	99.9%
	過年度分	40,707	39,121		1,586	96.1%
	小計	3,285,565	3,280,874		4,690	99.9%
滞納繰越分		5,873	4,966		907	84.6%
事業所税合計		3,291,437	3,285,841		5,597	99.8%

また、上記の現年度分について、資産割及び従業者割ごとの内訳は次のとおりである。

【過去3年間の資産割、従業者割の推移】

(単位：㎡、千円、人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
資産割	課標床面積	4,331,947	4,391,228	4,480,563
	件数	651	670	678
	金額	2,599,168	2,634,737	2,688,338
従業者割	従業者数	39,955	39,617	41,249
	課標給与総額	227,351,600	216,966,800	222,608,000
	件数	147	157	156
	金額	568,379	542,417	556,520
合計	件数	657	673	678
	金額	3,167,547	3,177,154	3,244,858

事業所税の減免制度

事業所税について、地方税法に「非課税の範囲」(地方税法第701条の34)、「課税標準の特例」(同法第701条の41)が定められており、同法第701条の57においては、「指定都市等の長は、天災その他特別の事情がある場合において、事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該指定都市等の条例の定めるところにより、事業所税を減免することができる。」と事業所税の減免制度を構築することができることになっている。

市では、尼崎市市税条例第106条において「市長は、公益上その他の事由により特に必要があると認めるときは、事業所税を減免することができる。」と定めている。

そのため市での事業所税の減免について、非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡上、特別な事情があるものとして、以下の減免基準を設けている。

【事業所税の減免基準】

減免コード	施設	減 免 額
1	道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定による指定自動車教習所でその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の2分の1
2	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者で、事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該事業者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第82条の2に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	資産割及び従業者割の一定割合の2分の1
3	酒税法（昭和28年法律第6号）第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
4	地方税法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設（当該施設に係る事業を行う者で市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるものに限る。）	資産割及び従業者割の全額
6	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1

7	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
8	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	当該事業に直接従事する者に係る従業者割の全額
9	地方税法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全額

また、平成23年度の減免実績は次のとおりである。

【平成23年度の事業所税減免実績】

減免コード	小計	減免対象床面積(m ²)	減免対象給与総額(円)	減免税額(円)
1	3件	2,700.24		1,620,300
3	7件	7,691.26		4,615,200
4	4件	1,926.42	190,769,424	1,632,900
6	1件	830.57		498,400
8	1件		14,632,498	36,600
9	35件	78,325.12	308,650,128	47,768,300
合計	51件	91,473.61	514,052,050	56,171,700

事業所税に対する業務の流れ

事業所税の徴収は法人等からの申告納付によって行われるため、課税事務は、提出された申告書のチェックが主たる業務となっている。

- ・納税義務者に対して、申告書を発送
- ・申告書の受領、及び課税システムへの入力
- ・申告書の内容をチェック
- ・調定額確定決裁
- ・未申告調査及び未申告者へ申告の催告

対象者の把握

申告対象者について市は資産割・従業者割のそれぞれについて、以下のようにして把握している。

(ア)資産割

資産割の対象者は事業所床面積が 1,000 m²を超えるかどうかが基準となるが、事業所税サブシステムは、固定資産税(土地・家屋)サブシステム(以下固定資産税システム)と連携しており、毎月固定資産税システムより法人・個人毎の事業所床面積を取得することにより申告対象者を把握している。

(イ)従業者割

従業者割の対象者は事業所の従業者数が 100 人を超えるかどうか基準となるが、毎月情報政策課より、法人市民税の申告従業者数と事業所税の申告従業者数を事業主ごとに対比したリスト()を入手しており、事業所税担当者が従業者数の乖離が大きいもの等の原因を確認することにより、申告漏れの有無を調査している。

()リスト出力対象

- ()処理対象月に申告された事業所税の従業者数に対応する法人市民税の現年度最新の均等割人員の市内合計又は分割基準の市内合計のどちらが多い方の従業者数。
- ()処理対象月に申告のあった法人市民税のうち、事業所税の申告が無く、かつ法人市民税の現年度最新の均等割人員の市内合計又は分割基準の市内合計のどちらが多い方の従業者数が 80 人を超えるもの。

上記により事業所税サブシステムから事業所床面積が 800 m²超又は従業者数が 80 人超の事業者のリストが「発送対象者リスト」として打ち出され、当該発送対象者に申告書を送付している。

未申告事業者に対する申告の催告

未申告事業者の把握は、事業所税サブシステムから打ち出される「発送対象者リスト」を用いて申告書の提出のあった事業主については、同リストを消込むことによって把握しており、申告を行わない事業主に対しては、電話により申告の催告を行っている。

(2)実施した監査の手続

事業所税の課税事務について担当者への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、事務の概要を把握した。

発送対象者リストを閲覧し申告書未提出となっている事業主について、どのような対応を行っているか確認した。

資産割について固定資産課税台帳の床面積と事業所税申告書の床面積が不一致の場合、不一致の調査内容を確認した。

従業者割について法人市民税と事業所税の申告従業者の比較資料から一部サンプルを抽出し、課税漏れがないか確認した。

減免申請書を閲覧し申請内容の確認及び承認が適切に行われているか確認した。

(3)監査の結果及び意見

事業所税の床面積と固定資産税システムの床面積の乖離について(結果)

(1) に記載したように、事業主の床面積については固定資産税システムにより把握できるが、提出された事業所税申告書に記載された床面積と乖離している場合がある。

乖離の理由としては、家屋等の固定資産の一部を貸し付けている場合などが主な要因であるが、床面積は資産割の計算基礎となるため、固定資産税で把握された面積との乖離調査を行うことは、適正な課税を行っているかどうかを検証する手段として有用と考えられる。

これについて市は、平成 22 年度まで固定資産税システムの床面積と事業所税申告書の床面積との乖離について、把握及び調査をしていなかったが、平成 23 年度から把握及び調査を始めている。

ただし、乖離している件数が平成 23 年度において 512 件と膨大であったため、事務作業の負荷などを勘案し、平成 23 年度では乖離床面積が 1,000 m²以上の 65(事前サンプル含む)事業主のみ調査を行うこととしており、その調査の結果は次のとおりである。

【平成 23 年度の調査結果の要約】

調査結果	件数
修正申告となったもの	10 件
申告面積の誤りはあったが、税額に影響がなかったもの	3 件
貸付面積による乖離であったもの	45 件
固定資産税の還付となったもの(1)	1 件
その他(未稼働等)の要因によるもの	6 件
合計	65 件

(1) 調査の結果、固定資産税の面積入力誤り(過大入力)であったため、固定資産税の還付を行ったものである。

上表のうち、修正申告となった 10 件の事業主別の内訳は次のとおりである。

【事業主別修正申告額】

No	事業主	乖離面積 (m ²)	修正年度	修正申告額 (千円)
1	法人 A	195	平成 19 年度 ~ 23 年度	585,000
2	法人 B	458	平成 23 年度	274,700
3	法人 C	1,503	平成 19 年度 ~ 22 年度	3,330,000
4	法人 D	6,837	平成 19 年度 ~ 23 年度	18,555,900
5	法人 E	1,325	平成 19 年度 ~ 23 年度	2,966,200
6	法人 F	1,158	平成 19 年度 ~ 22 年度	950,000
7	法人 G	5,046	平成 19 年度 ~ 22 年度	2,249,600
8	法人 H	2,881	平成 19 年度 ~ 22 年度	4,118,000
9	法人 I	5,385	平成 19 年度 ~ 23 年度	1,986,000
10	法人 J	1,981	平成 19 年度 ~ 23 年度	3,421,400
合計				38,436,800

(注 1) No1 及び 2 については、差異調査を行う前に試験的に実施したものであるため、乖離面積が 1,000 m²以下となっている。

(注 2) 修正申告額は本税のみを記載している。

修正申告となった10件の事業主については、新規に事業所用家屋等を建てていたにも関わらず前年度の事務を踏襲し、前年度床面積を用いて申告してしまったことが主な要因とのことである。

上記のように固定資産税システムで把握された床面積と事業所税申告書に記載された床面積との乖離状況を調査することは、申告漏れや申告誤り等を発見することについて、非常に効果的であり、市が平成23年度から調査を開始したことは評価でき、今後も継続的に実施されることが期待される。

しかしながら、事業所床面積の乖離が1,000㎡以下及び1,000㎡以上のうち事業所税の床面積の方が大きいもの(マイナスの乖離)計332件については、平成23年度において調査が行われていない。

【平成23年度の床面積の乖離状況】

乖離床面積	件数	備考
1,000㎡以上	64件	63件はH23年度に調査済みであったが、1件調査漏れがあったため。
1㎡～999㎡	156件	
乖離なし	112件	僅少な乖離含む
マイナスの乖離	176件	固定資産税床面積<事業所税床面積となっているもの
合計	512件	

これについて市は人員が少なく一度に全件調査することができないため、平成24年度は800㎡以上、平成25年度は600㎡以上などと段階的に調査を行っていくとのことである。しかし、平成23年度の調査結果から推測すると、これらの中にも申告誤りが含まれている可能性はあり、課税の網羅性及び公平性の観点から計画的に乖離原因の調査を行い、申告漏れがある場合は、適切な課税を行うべきである。

上記を踏まえて、市が平成23年度に調査を行っていない乖離先から任意に6件抽出し、各事業主に貸付・借受の有無を確認した結果、次のとおりとなった。

事業主	乖離床面積	備考
A	1,334㎡	G社へ貸付のため。G社は借受面積込みで申告済。
B	996㎡	H社へ貸付及び一部取り壊したため。H社も借受面積込みで申告義務なし。
C	967㎡	I社等へ貸付のため。I社等も借受面積込みで申告義務なし。

D	865 m ²	社長との共同所有であり自社持分のみ申告したこと及び非課税面積分の差異である。
E	6,212 m ²	K社からの借受のため。
F	1,414 m ²	L社からの借受のため。

抽出先を検討した結果、D社については社長と共同所有しており、自社持分のみの床面積を申告した影響で差異が生じている。しかしながら例え共同所有であった場合でも会社が使用していることから借受していると判断され、その場合事業所床面積が1,000 m²を超える可能性が極めて高い。

上記のように例え乖離面積が少なくても申告漏れとなる可能性もあるため、その他の未調査分についても計画的に調査を実施すべきである。

なお、マイナスの乖離分については、ほとんどが借受面積であり、事業所税の修正申告対象者を捕捉する可能性は低いと考えられるため、費用対効果を勘案して、調査は行わない方針とのことである。

課税事務処理マニュアルの整備について(意見)

事業所税の申告義務者数は平成23年度において、約900件程度と固定資産税・市民税など申告義務者数が多数存在する税目に比べると申告事務処理量は少ないと考えられる。

市では、現在担当者1名が事業所税の事務処理を行っているが、事業所税に関する事務処理マニュアルなどは特に存在していない。

その結果、例えば担当者が交代した際に前任者から事務処理の引継が適切になされていないと、事業所税の事務処理に誤りや不足が生じる可能性が高くなる。

そのため、事業所税の事務処理マニュアルを整備し、担当者が交代しても適切な事務処理が行えるような環境を整備すべきである。

申告書記載項目の検証について(意見)

事業所税の資産割額を算定するための項目は、事業所床面積、非課税・控除床面積、減免床面積があり、従業者割金額を算定するための項目には、資産割と同様に従業者給与総額などがある。

このうち事業所床面積については、平成 23 年度より固定資産税システムの床面積との乖離を調査するようになったが、非課税床面積や従業者給与総額などその他の記載項目については、申告書と明細書の照合及び計算チェックを実施しているのみであり、申告書記載数値が正しいかどうかの検証までは特に実施されていない。

その結果、過少な申告や過大な非課税・減免等を申告されても把握することができず、結果として課税漏れが発生する可能性がある。

そのため事業所床面積以外の記載項目についても検証を行う必要があるが、全ての事業主及び記載項目を検証することは費用対効果を勘案して不効率であると考えられるため、例えば前年度と比較して申告数値が大きく変動しているものについて事業主に問い合わせ又は現地調査を行うなどの方法を検討し、申告書記載項目の検証を行うべきである。

未申告者に対する催告について(意見)

市では、未申告者の把握について発送対象者リストから申告者を消し込むことによって、未申告者を把握し、申告の催告を行っており、当該催告状況は「未申告企業一覧」に記載され状況がフォローアップされている。

この「未申告企業一覧」は、未申告法人の中から申告期限までに申告しないこと等につき、合理的な理由の連絡があった先は除かれているとのことであるが、いつ、どのような理由で誰から連絡があったのか等の記述が残されておらず、また除外先が特定されていない(したがって、この未申告企業一覧にフォローすべき先が漏れなく記載されているかどうか(網羅性の確認)を事後確認することが困難な状況となっている)。

そのため、未申告者の中で未申告企業一覧に記載しない先とその理由等がわかるように発送先リスト等に明記しておくことが必要である。

未申告者に対する督促状況のフォローについて(意見)

事業所税の未申告者に対する申告の督促について、平成 23 年度の状況は次のとおりである。

【未申告者一覧の要約】

要約	件数
催促により、申告書を提出した先	11 件
事業廃止等で申告不要となっている先	13 件
催促を行ったが、申告書が提出されなかった先	7 件
合計	31 件

上記の催促を行ったが申告書が提出されなかった先のうち、監査人が任意に2先を抽出し、もう一度連絡を行ってもらったところ、2先とも後日に申告がなされた。

未申告者一覧については、定期的に状況報告を適当な責任者に行い、対応策を検討することが必要である。

従業者割の従業者数調査について(結果)

市では従業者割の申告の網羅性を検証する手続として、毎月情報政策課より、法人市民税の申告従業者数と事業所税の申告従業者数を事業主ごとに対比したリストを用いて、従業者割の申告漏れが無いか調査を行っているとのことであるが、実際の運用方法を確認したところ、現在は当該リストを入手はしているが、人員不足の問題等から従業者数の乖離状況の調査は行っていないとのことであった。

確かに事業所税の従業者数は、パートタイマーや派遣社員が含まれないなど、法人市民税の従業者数と算定方法が異なり、業種によっては法人市民税の従業者数に比べて大幅に少なくなる可能性があるため、法人市民税の申告人数が80人を超えたからといって、直ちに事業所税の申告義務があるとは結論付けることはできない。

しかしながら、法人市民税の従業者数との比較は従業者割の申告漏れを発見するための1つの手段として有効であると考えられる。

そのため平成23年度の当該リストから法人市民税の申告従業者数が200人を超えているが、事業所税の従業者割の申告がされていない事業主について抽出し、各事業主に事業所税の申告対象者数の問い合わせるよう市に調査を依頼した結果、次のとおりとなった。

事業主	法人市民税 申告人数	業種	調査結果	申告の 要否
A	231 人	食料品製造業	41 人	不要
B	205 人	その他の事業サービス業	64 人	不要
C	309 人	不動産取引業	78 人	不要
D	212 人	飲食料品小売業	27 人	不要
E	514 人	鉄道業	非課税	不要
F	825 人	医療法人	非課税	不要
G	203 人	医療法人	非課税	不要
H	243 人	医療法人	非課税	不要
I	435 人	その他の事業サービス業	31 人	不要
J	230 人	各種商品小売業	68 人	不要
K	287 人	各種商品小売業	78 人	不要
L	314 人	医療法人	非課税	不要
M	310 人	医療法人	非課税	不要
N	243 人	道路旅客運送業	非課税	不要

上表のとおり、抽出した法人について従業者割の申告義務が発生した先は無かった。

しかしながら従業者数は毎年変動するため、今回該当しなかったからといって翌年度以降も該当しないとは限らず、また、免税点付近にある法人などは将来免税点を超え、申告義務が発生する可能性も考えられる。

そのため、たとえ人数的な問題があったとしても現状のような何も手続を実施しないのではなく、例えば一定以上の従業者数や業種などで絞込みを行い、抽出された法人について問い合わせを行うなど、効果的かつ効率的な調査を実施することを検討すべきである。

不申告者に対する対応について(意見)

尼崎市市税条例において、正当な理由がなく申告書を提出期限までに提出しない場合には、過料を科すことが規定されている。

そのため、催告を行っても、なお未申告の者に対しては、規定を明示して、再度督促を行うなど、実効性のある対応を図る必要がある。

【尼崎市市税条例】

第 104 条の 2

事業所税の納税義務者が正当な理由がなく第 102 条第 1 項又は第 3 項の規定によって提出すべき申告書を同条第 1 項各号に定める申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

【尼崎市市税条例】

第 102 条第 1 項

事業所等において次に掲げる者が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、当該号に定める期限までに、各課税標準の算定期間に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1)法人：各事業年度終了の日から 2 月以内

(2)個人：その年の翌年の 3 月 15 日(年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から 1 月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4 月以内))

第 102 条第 3 項

事業所等において事業を行う法人又は個人で各課税標準の算定期間について納付すべき事業所税額がないもののうち、当該各課税標準の算定期間の前課税標準の算定期間において納付すべき事業所税額があった者及び当該各課税標準の算定期間に係る事業所床面積の合計面積が 800 平方メートルを超える者又は従業者の数が 80 人を超える者は、第 1 項の規定に準じて申告書を市長に提出しなければならない。

5. 市たばこ税

(1) 概要

過去 5 年間の決算の状況

市たばこ税の平成 19 年度から平成 23 年度までの売渡本数及び収入額は次のとおりである。

【過去 5 年間の市たばこ税の決算の状況】 (単位：千本、千円)

年度	売渡本数	調定額	決算額	収入率
平成 19 年度	1,033,225	3,386,008	3,386,008	100.0%
平成 20 年度	1,004,150	3,290,953	3,290,953	100.0%
平成 21 年度	926,932	3,035,688	3,035,688	100.0%
平成 22 年度	847,864	3,130,240	3,130,240	100.0%
平成 23 年度	778,846	3,533,631	3,533,631	100.0%

市たばこ税は、直近 5 年間に於いて売渡本数は減少傾向にあるが調定額については、売渡本数の減少に比べて減少割合が低い。これは、健康志向の高まりなどによる喫煙者の減少(次表の喫煙者率の推移参照)はあるが、平成 22 年 10 月に、たばこ税率の引上げによる税収の増加の影響が大きいものと考えられる。

【過去5年間の喫煙者率の推移】

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
男性	40.2%	39.5%	38.9%	36.6%	33.7%
女性	12.7%	12.9%	11.9%	12.1%	10.6%
男女計	26.0%	25.7%	24.9%	23.9%	21.7%

(出典：JTホームページ)

また平成23年度の業者別の売渡本数、課税免除返還控除本数及び調定額は、次のとおりである。

【平成23年度業者別の市たばこ税額】

(単位：千本、千円)

法人	当年度売渡本数		課税免除返還控除本数		調定税額	
	本数	税額	本数	税額	本数	税額
A社	460,355	2,062,669	1,634	7,505	458,720	2,055,164
B社	321,287	1,483,705	1,530	7,067	319,756	1,476,637
C社	301	1,392			301	1,392
D社	32	150			32	150
E社	24	112			24	112
F社	10	50			10	50
手持品課税						122
合計	782,012	3,548,082	3,165	14,572	778,846	3,533,631

市たばこ税に対する業務の流れ

市たばこ税の年間の業務の流れは次のとおりである。

- ・毎年3月に1年分の申告書を各納税義務者に送付。
- ・毎月末を期限として、納税義務者からの申告書を受付。
- ・申告書の内容を確認。
- ・税務システムに課税登録。
- ・期日到来後、収納確認。
- ・兵庫県から送付される明細表と売渡本数を確認。

対象者の把握

兵庫県から「たばこ税・市町村別・事業者別売渡本数明細表」が年間分まとめて送付されるため、申告書と照合することにより、納税対象者の把握を行っている。

返還控除本数

市たばこ税は、卸売販売業者等が尼崎市内の小売販売業者等に売り渡した「当年度売渡本数」から、小売販売業者等が卸売販売業者等に対して返還を行った「返還控除本数」を差し引いた本数に税率を乗じて算定される。

このうち「売渡本数」については、県から送付される明細表に記載されているが、「返還控除本数」の方は市ごとの本数が把握できないため、明細表には記載されていない。

そのため「返還控除本数」の正確性について、市は申告書に記載の返還控除本数と申告書に添付される「返還に係る製造たばこの明細書」(以下、返還明細書)に記載されている本数の照合を行っている。

これについて市は、返還控除本数を申告している先は、日本を代表する企業とその関係会社であることから、誤った申告や不正な申告を行う可能性は極めて低いことから、費用対効果を考えて本数の照合を行うのみとしているとのことである。

平成 19 年度から平成 23 年度の返還控除本数及び返還控除額の推移は次のとおりである。

【過去 5 年間の返還本数及び返還控除額の推移】

年度	返還本数 (千本)	返還控除額 (千円)
平成 19 年度	5,664	18,644
平成 20 年度	8,077	26,589
平成 21 年度	6,575	21,648
平成 22 年度	7,300	26,309
平成 23 年度	3,165	14,572

(2) 実施した監査の手続

市たばこ税の課税事務について、担当者に質問及び資料の閲覧を行うことにより概要を把握した。

平成 23 年度分の申告書と県から送付される明細表を照合し、申告内容の正確性を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

6. 軽自動車税

(1) 概要

過去3年間の決算の状況

軽自動車税の平成21年度から平成23年度までの納税額の推移は次のとおりである。

【過去3年間の決算の状況】 (単位：千円)

【平成21年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	269,540	252,256		17,374	93.6%
	過年度分	394	337		57	85.5%
	小計	269,934	252,593		17,431	93.6%
滞納繰越分		61,043	10,868	7,072	43,122	17.8%
軽自動車税合計		330,977	263,461	7,072	60,553	79.6%

【平成22年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	272,608	255,083		17,592	93.6%
	過年度分	193	181		12	93.8%
	小計	272,801	255,264		17,604	93.6%
滞納繰越分		60,127	11,071	6,766	42,301	18.4%
軽自動車税合計		332,928	266,335	6,766	59,905	80.0%

【平成23年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	275,323	258,936		16,439	94.0%
	過年度分	246	244		2	99.2%
	小計	275,569	259,180		16,441	94.1%
滞納繰越分		59,603	10,640	8,225	40,762	17.9%
軽自動車税合計		335,172	269,820	8,225	57,203	80.5%

また過去5年間の車種別の課税台数及び調定額の推移は次のとおりである。

【過去5年間の課税台数】 (単位：台)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
原動機付自転車	50cc以下	30,414	29,999	29,141	28,197	27,066
	50cc～90cc	2,021	1,964	1,869	1,789	1,663
	90cc超	4,586	4,903	5,240	5,481	5,814
	ミニカー	127	158	188	220	214
軽自動車(一般用)	二輪	5,974	5,941	5,970	5,856	5,708
	三輪	4	3	2	1	
	四輪以上					
	乗用	18,591	19,675	20,681	21,372	21,960
	貨物	12,702	12,482	12,161	11,767	11,569
小型特殊自動車	農耕用	52	55	59	58	59
	特殊作業用	463	461	455	448	441
2輪の小型自動車		4,219	4,237	4,373	4,380	4,480
合計		79,153	79,878	80,139	79,569	78,974

【過去5年間の調定額】

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
原動機付自転車	50cc以下	30,414	29,999	29,141	28,197	27,066	
	50cc～90cc	2,425	2,357	2,243	2,147	1,996	
	90cc超	7,338	7,845	8,384	8,770	9,302	
	ミニカー	318	395	470	550	535	
軽自動車(一般用)	二輪	14,338	14,258	14,328	14,054	13,699	
	三輪	12	9	6	3		
	四輪以上	乗用	133,840	141,645	148,888	153,864	158,095
		貨物	49,999	48,981	47,682	46,111	45,304
小型特殊自動車	農耕用	83	88	94	93	94	
	特殊作業用	2,176	2,167	2,139	2,106	2,073	
2輪の小型自動車		16,876	16,948	17,492	17,520	17,920	
合計		257,819	264,692	270,867	273,415	276,084	

(注)課税台数及び調定額は、当初課税時点のものであるため決算額とは異なっている。

市の軽自動車税について、課税台数は平成21年度以降減少傾向にあるが、反対に調定額は緩やかな増加傾向にある。

これは主に50cc以下の原動機付自転車の課税台数が減少し、軽自動車(四輪)の課税台数が増加していることから両者の税率の差であると考えられる。

軽自動車税の減免制度

軽自動車税の減免制度について尼崎市市税条例第69条1項及び2項において、次のいずれかに該当し、市長において必要があると認めた場合に軽自動車税を減免することができるものと定められている。

減免項目	減免対象事由又は要件	減免額
公益のため直接その目的に専用する軽自動車等 (第69条第1項第1号)	社会福祉法人が所有し、同法人が直接その用に供する軽自動車等	全額
身体障害者が所有し、かつ、専用する軽自動車等 (第69条第1項第2号)	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保護福祉手帳のいずれかの交付を受けている者(障害の区分によりその者と生計を一にする者、常時介護者を含む)が所有する軽自動車(1台に限る)に係る軽自動車税	全額 (年の中途において減免すべき事項に該当することとなった場合には、その該当することとなった月の属する年度の翌年度から減免)
市長において特に必要があると認められるもの (第69条第2項)	身体障害者等の利用に専ら供するため、特別の仕様により製造された軽自動車等又は一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられた軽自動車等	

	心身障害者小規模通所援護事業補助金 又は精神障害者小規模作業所運営補助 金を受けている法人等が所有し、当該 法人等が直接その用に供する軽自動車 等	全額
--	---	----

また、上記に該当し、軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする年度及び税額並びに減免申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添えて、市長に申請する必要がある(尼崎市市税条例第 69 条第 3 項)。

そして、減免事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告する必要がある(同条第 4 項)。

平成 23 年度の減免金額及び件数は次のとおりである。

(単位：件、千円)

区分		社会福祉法人		身体障害者 ()		身障輸送車		福祉団体		合計		
		件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	
原動機付 自転車	50cc 以下	17	17	42	42	-	-	-	-	59	59	
	50cc ~ 90cc	-	-	2	2	-	-	-	-	2	2	
	90cc 超	-	-	15	24	-	-	-	-	15	24	
	ミニカー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
軽自動車	二輪	-	-	5	12	-	-	-	-	5	12	
	三輪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	四輪 以上	乗用	27	194	619	4,456	19	136	3	21	668	4,809
		貨物	27	108	75	299	22	80	7	28	131	515
小型特殊 自動車	農耕用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	特殊作業用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2 輪の小型自動車		-	-	4	16	-	-	-	-	4	16	
合計		71	319	762	4,852	41	216	10	49	884	5,438	

()身体障害者には、精神・知的障害者及び同一世帯分含む。

軽自動車税に対する業務の流れ

軽自動車税の主な業務は次のとおりである。

- ・原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車の登録・廃車等の申告の受付、及び標識の交付等
- ・軽自動車、二輪車の申告書入手及び入力
- ・減免申請書の受付、入力
- ・減免継続申請書作成・発送

- ・納税通知書の決裁・発送
- ・納付書返戻分の調査等

(2)実施した監査の手続

軽自動車税の課税事務について、担当者に質問及び資料の閲覧を行うことにより概要を把握した。

軽自動車税の減免の手続が適切に運用されているか、減免申請書等を閲覧した。

(3)監査の結果及び意見

海外転居者に対する納税通知書発送事務について(意見)

軽自動車税は4月1日時点で、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有する者が納税義務者となる。

そのため4月2日以降に廃車や本人が死亡又は市外へ転居等を行っても納税義務があるため、納税通知書が作成・発送される。

ただし市では、4月2日から納税通知書発送時(5月1日)までに海外へ転居したことが判明した納税義務者については、家族等の住所が確認でき連絡が付いた場合は、その住所に送付しているが、それ以外の場合は、納税通知書を発送対象から除外している。

これは海外へ転居の場合、市民課でも国名までしか把握しておらず、そもそも納税通知書の送付ができないことや、例え納税通知書が届いたとしても海外の金融機関では納税することができないことが理由とのことである。

しかしながら市外への転居や本人死亡の場合には発送するのに対して、海外転居者は発送せず、その結果納税義務が発生しなくなることは不公平感がある。

そのため、例えば納税義務者が海外への転出届を市民課へ提出する際に、納税に必要な手続を行うよう口頭で伝えることや、書面を渡すなど、納税を促す対応を行うべきである。

7. 入湯税

(1) 概要

過去5年間の決算の状況

入湯税の平成19年度から平成23年度までの入湯客数及び調定額の推移は次のとおりである。

(単位：人、千円)

年度	入湯客数	調定額
平成19年度	994,465	58,377
平成20年度	700,905	37,701
平成21年度	672,288	36,247
平成22年度	664,135	35,979
平成23年度	682,189	36,641

入湯税の事務手続きの流れ

入湯税の年間の事務手続きの流れは次のとおりである。

- ・毎年3月に1年分の申告書を各特別徴収義務者に送付。
- ・毎月15日を提出期限として、特別徴収義務者からの申告書を受付。
- ・申告書の内容を確認。
- ・税務システムに課税登録及び調定決裁。
- ・期日到来後、収納確認。

対象者の把握

尼崎市市税条例第96条の14において、鉱泉浴場を新たに経営する場合及び異動があった場合には市長に報告しなければならないとされている。

また、新たに土地を堀削し、温泉源を利用するためには許可が必要となる。市では健康福祉局保健部生活衛生課にて利用許可を行っており、許可申請があればその都度市民税課に連絡をするよう要請している。

第96条の14

鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) その他市長が認める事項

2 前項の申告を行った者は、その申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(2)実施した監査の手続

特別徴収納税義務者について、適切な課税がされていることをどのようにして確認しているかを質問した。

過少申告問題について、概要及び今後の対応方針をヒアリングした。

(3)監査の結果及び意見

過少申告問題について(結果)

市は、平成24年9月19日に入湯税に関する過少申告問題について公表しているが、当該問題の概要は次のとおりである。

なお、以下の記載内容は平成24年11月30日までに入手した資料及び担当者からのヒアリングを基に構成したものである。

平成24年4月に、県会議員から市民税課へA社が入湯税の申告について過少に申告しているのではないかとの情報提供があった。

上記情報提供を受けて、市では当該提供資料の分析、A社の法人税申告書の閲覧及び税務調査の方法等の作業等を行い、平成24年8月20日にA社への税務調査を実施した。

税務調査においてA社から入湯税の導入時に市担当者との協議で、納税額を減額することについて合意を得ているとの説明があったため、市の過去の入湯税関連の書類等を調査したところ、平成12年当時の入湯税導入に関する説明会の報告書に「施行当初は本来あるべき税額の3分の1に抑え、20年後に本来あるべき税額になるよう段階的に税額を増額する当局案に沿って申告納入する」旨の記録がされており、当時の担当課長まで供覧されていた。

その後9月15日に市長へ説明し、同25日に議会会派代表者会に報告が行われている。その後も関係者への事情聴取等を行い、平成24年11月7日に会派代表者会に「入湯税の過少申告問題に係る報告書」を提出している。

上記のような減免を行った背景には、A社にとって入湯税の導入は利用料金の値上げに繋がるものであり、経営不振から廃業に至った同業他社の例もあることから申告納税に強い抵抗を示されたこと及びこのまま抵抗された場合無申告になる恐れがある中で、少しでも税収を確保したいとの担当者の考えなどから過少申告の調整を行ったとのことである。

市では地方税法に則って、法定納期限の翌日から起算して7年を経過するまで、すなわち平成17年10月から平成24年9月申告分を更正し、入湯税127,127千円に重加算金及び延滞金(平成24年10月11日時点)を合計した234,945千円(延滞金計算に誤りがあったため、平成24年12月7日に190,904千円に修正)を平成24年10月11日付でA社に請求しているが、A社は11月末現在で異議申立を行っている状況である。

また、市では今後の再発防止策として、平成24年11月7日に会派代表者に提出された「入湯税の過少申告問題に係る報告書」において次のような対策を行うとしている。

- (1)入湯施設への定期的な調査の実施
- (2)コンプライアンス研修の実施
- (3)公益通報制度の活用
- (4)誤りのない事務処理体制の構築

上記のとおり入湯税導入当時の担当職員などの対応に問題があったことは事実であるが、平成24年に県会議員からの情報提供があるまでの約12年もの間、過少申告問題が発覚しなかったことについても以下のような問題があったと考えられる。

担当者の交代による引継が適切に行われていない。

申告書の記載内容が正確かどうかの検証を行っていない。

については、現在入湯税に関与する市職員は税務調査時にA社からの説明があるまで全く知らなかったとのことであるが、当初導入時の状況について資料等の適切な引継ぎが行われていれば、少なくとも導入当時の担当者が交代した時点で当該資料に気付き、もっと早い段階で過少申告問題が表面化し何らかの対応ができていたはずである。

については、現状、市は申告書の計算チェックのみしか行っておらず、申告納付制度を尊重する結果、過少申告されているかもしれないという懐疑心が欠落していたと言わざるを得ない。

さらに平成14年及び平成17年にA社に赴いており、その際にA社から過少申告を行っていることを示唆するような発言がなされているような記録が残されているが、この時に帳簿を閲覧する等より踏み込んで検証していれば発見できていた可能性は十分にあったと考えられる。

また、特別徴収義務者の各施設の規模等を勘案すれば、A社の入湯客数が他に比べて極端に少なく、意図的に少なく申告しているのではないかなどの疑念を抱く可能性があり、そうであれば直接施設に赴いて入湯客数が正しいかどうか調査を行うなどの対応が可能であったと考えられる。

そもそも尼崎市市税条例第96条の15において「入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数その他入湯税の徴収に関して必要な事項を記録しなければならない」と定められている。

そのため特別徴収義務者の所に赴いて帳簿と申告客数等を突き合わせることにより、申告書の正確性を確認するなどの手続が有効であると考えられる。

市の平成23年度の特別徴収義務者は3社しかいないため、現地に赴き年間の帳簿を検証しても業務の負荷は小さいと考えられる。

以上より、少なくとも年に1回以上は特別徴収義務者の現地へ赴き、帳簿と申告客数等の突き合わせ等の調査を実施すべきである。

8. 収納事務

(1) 概要

収入率の概要

(ア) 税目別の収入率推移

平成 21 年度から平成 23 年度までの税目別の収入率の推移は次のとおりである。

(単位：%)

税目	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
個人市民税	現年課税分	現年度分	96.3	96.7	97.0
		過年度分	61.5	73.6	69.0
		小計	95.9	96.6	96.8
	滞納繰越分	19.6	20.1	21.6	
	合計	88.1	87.4	87.8	
法人市民税	現年課税分	現年度分	99.4	99.6	99.5
		過年度分	95.3	94.1	99.4
		小計	99.3	99.5	99.5
	滞納繰越分	24.1	22.3	26.7	
	合計	97.8	98.1	98.2	
固定資産税	現年課税分	現年度分	97.6	97.9	98.1
		過年度分	76.3	94.5	75.9
		小計	97.6	97.9	98.0
	滞納繰越分	17.2	23.4	24.7	
	合計	90.3	91.4	92.0	
都市計画税	現年課税分	現年度分	97.1	97.5	97.7
		過年度分	60.0	35.0	47.3
		小計	97.1	97.5	97.7
	滞納繰越分	17.1	23.2	24.4	
	合計	88.5	89.8	90.5	
事業所税	現年課税分	現年度分	99.8	99.9	99.9
		過年度分	100.0	100.0	96.1
		小計	99.8	99.9	99.9
	滞納繰越分	5.2	49.8	84.6	
	合計	99.8	99.8	99.8	
市たばこ税	現年課税分	現年度分	100.0	100.0	100.0
		過年度分	-	-	-
		小計	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	
	合計	100.0	100.0	100.0	

軽自動車税	現年課税分	現年度分	93.6	93.6	94.0
		過年度分	85.5	93.8	99.2
		小計	93.6	93.6	94.1
	滞納繰越分		17.8	18.4	17.9
	合計		79.6	80.0	80.5
入湯税	現年課税分	現年度分	100.0	100.0	100.0
		過年度分	-	-	-
		小計	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分		-	-	-
	合計		100.0	100.0	100.0
市税合計	現年課税分	現年度分	97.4	97.8	98.0
		過年度分	73.7	83.9	88.4
		小計	97.3	97.8	97.9
	滞納繰越分		18.3	22.0	23.3
	合計		90.7	91.2	91.7

(イ)他中核市比較

尼崎市と税収入額が同程度の中核市における、平成 23 年度の収入率の比較は次のとおりである。

(単位：%)

平成 23 年度	尼崎市	倉敷市	東大阪市	大分市	豊田市
現年課税分	97.9	98.6	97.3	99.2	99.0
滞納繰越分	23.3	17.1	32.9	27.7	25.3
合計	91.7	93.7	92.8	96.6	96.1

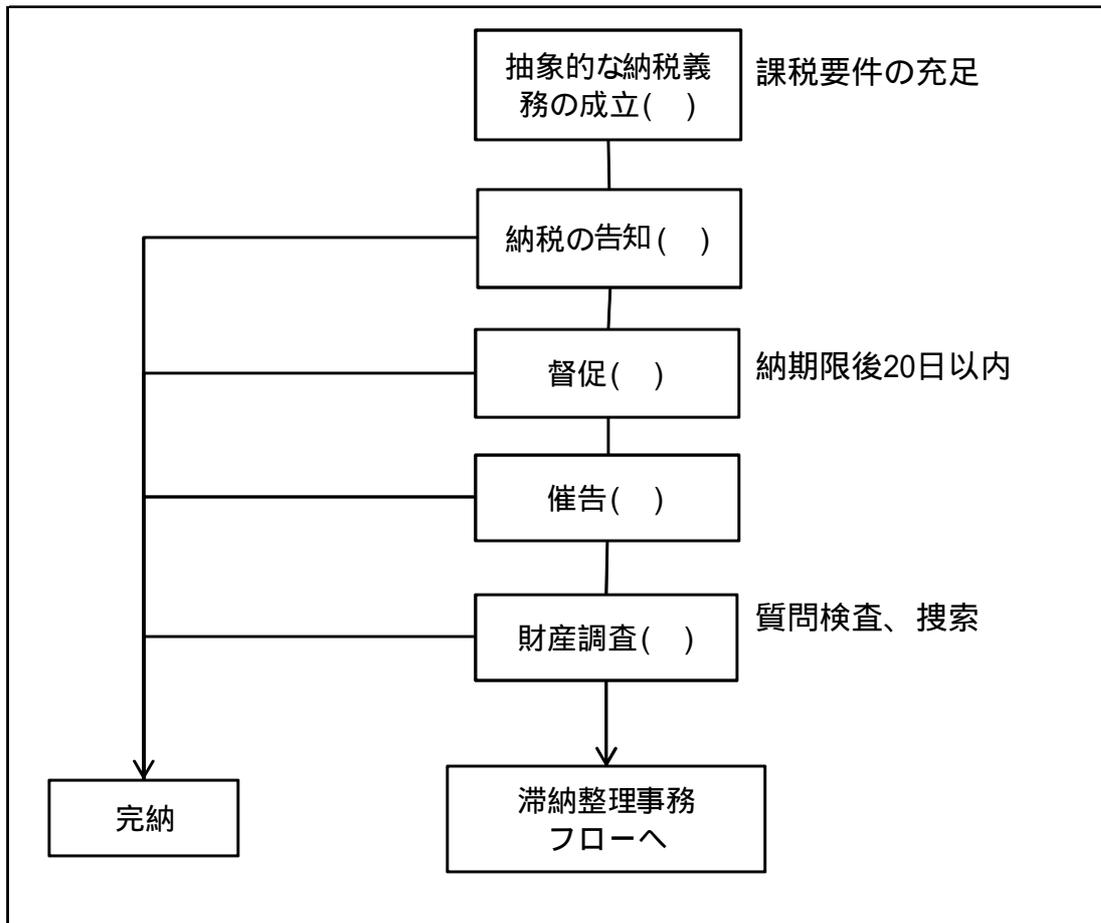
一般的な傾向として、収入額の多い現年課税分の収入率が高い他の中核市は合計の収入率についても尼崎市を上回っている。また、現年課税分の収入率の高さが結果として新たな滞納の抑止となっていると考えられるため、滞納繰越分の収入率についても尼崎市を上回っている。

尼崎市では平成 20 年度以降の滞納処分への取組強化により、滞納繰越分の収入率が向上しているが、滞納繰越分の収入率が尼崎市を下回る倉敷市では、収入額の多い現年課税分の収入率が尼崎市を 0.7% 上回っていることにより、結果として全体の収入率においても尼崎市を上回っている。

一方、現年課税分において尼崎市は東大阪市を 0.6% 上回っているが、滞納繰越分が 9.6% と大きく下回っていることが影響して、全体としての収入率においても東大阪市を下回っている。

収納事務の流れ

市税の収納事務の流れは次のとおりである。



・抽象的な納税義務の成立

(ア) 意義

一般に納税義務は、法律・条例で定める課税要件の充足によって成立するものであるが、単に課税要件を充足しただけでは抽象的な納税義務の発生にとどまる。この抽象的な納税義務から税金を実際に徴収するためには、何らかの形でその内容を具体的にすることが必要であり、そのための内容を確定する手続きが「納税の告知」や「申告」である。確定した租税債務は、納税義務の履行（納税）や減免、消滅時効等によって消滅することになる。

(イ) 課税要件

課税要件とは、個々の納税義務が成立するために必要な要件をいう。
課税要件を構成する主なものは次のとおりである。

- () 課税権者：国や地方団体(都道府県、市町村など)。
- () 納税義務者：納税義務があると定められた者。個人と法人がある。
- () 課税客体：租税を賦課する客体となるべきもの、行為その他の事実。

()課税標準：課税客体を具体的に数量又は金額で表示したもの。

()税率：税額を算出するため課税標準に乗じる率。

$$\text{課税標準} \times \text{税率} = \text{税額}$$

(ウ)賦課期日

賦課期日とは課税要件を確定させる日をいい、地方税法の税目ごとに賦課期日を定めている。

賦課期日	税目(地方税法)
1月1日	個人市民税(法318) 固定資産税(法359)、都市計画税(法702の6)
4月1日	軽自動車税(法445)
賦課期日の定めのない税	法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税

.納税の告知(納付書の送付等)

(ア)意義

地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金(滞納処分費を除く。)を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない(地方税法第13条第1項)。

()納税の告知をする地方団体の徴収金(同法第1条第1項14号等)

- ・地方税法の規定によって道府県又は市町村が賦課徴収する地方税
- ・督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金
- ・滞納処分費

申告納付又は申告納入や証紙徴収の方法で税が確定するものは、その性質上納税の告知は不要となる。

()納税通知書(同法第1条第1項6号)

納税通知書は課税者から納税者に交付する文書であり、次に掲げる事項を記載する。

- ・賦課の根拠となった法律及び当該市町村の条例の規定
- ・納税者の住所及び氏名
- ・課税標準額、税率及び税額
- ・納期、各納期における納付額及び納付の場所
- ・納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法

納税通知書は、納期限 10 日前までに納税者に交付しなければならない（同法第 319 条の 2 第 3 項等）。

(イ) 納税の告知の性質とその効力

納税の告知には、税額の通知（租税債務確定の通知）と、その税額の履行の請求（納期限の決定）という 2 つの性質がある。

納税の告知には徴収権の消滅時効について時効中断の効力があり、その効力は納税の告知書が納税者等に送達された時に発生する（地方税法第 18 の 2 第 1 項）。

(ウ) 徴収方法

地方税法第 1 条第 1 項の各号において、次の徴収方法が定められている。

- () 普通徴収：徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収すること(同項 7 号)。(個人市民税、固定資産税など)
- () 申告納付：納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付すること(同項 8 号)。(法人市民税など)
- () 特別徴収：地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させること(同項 9 号)。(給与所得者などの個人市民税、入湯税など)
- () 申告納入：特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入すること(同項 11 号)。
- () 証紙徴収：地方団体が納税通知書を交付しないでその発行する証紙をもって地方税を払い込ませること(同項 13 号)。

(エ) 納期限等

() 納期限

- ・地方税を納付する期間を納期といい、納期の末日を納期限という。
- ・延滞金の計算や督促状を発付する日の算出に用いる起算日は納期限の翌日とされている。
- ・納期限は、通常、法定納期限と一致するが、次のような場合には、法定納期限と異なる納期限が指定されることがある。

ケース	指定納期限
修正申告、期限後申告の場合	その申告した日
更正、決定の場合	指定された期限

繰上徴収する場合	指定された期限
徴収猶予する場合	猶予された期限
賦課漏れ又は追徴による賦課決定の場合	指定された期限

() 法定納期限

法定納期限とは、地方税法又はこれに基づく条例の規定により地方税を納付又は納入すべき期限をいう(修正申告、期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収又は徴収の猶予に係る期限その他政令で定める期限を除く)。

また地方税で納期を分けている税目の第二期以降の分については、その第一期の納期限をいい、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費については、その徴収の基となった地方税のその期限を法定納期限とする(地方税法第 11 条の 4 第 1 項)。

随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日を法定納期限とする(同法第 17 条の 5 第 1 項)。

(オ) 尼崎市の取扱い(税目別の納付期日等)

税目	賦課期日	申告期限	納期
個人市民税	1月1日	市・県民税申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	<普通徴収> 第1期：6/1～6/末 第2期：8/1～8/末 第3期：10/1～10/末 第4期：1/1～1/末 <給与からの特別徴収> 毎月(6月～翌年5月)分 翌月10日 (特例) 6月～11月：12/10 12月～5月：6/10 <公的年金からの特別徴収> 公的年金の支払月の翌月10日
法人市民税		法人税の申告期限	申告期限と同じ
固定資産税	1月1日	新築住宅の減額 償却資産 住宅用地 1月31日	第1期：4/1～4/末 第2期：7/1～7/末 第3期：12/1～12/25 第4期：2/1～2/末
都市計画税	1月1日	固定資産税の納期と同一	

事業所税		法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付 個人 翌年の3月15日までに申告納付
市たばこ税		前月の販売分を毎月末日までに申告納付
軽自動車税	4月1日	取得申告 納税義務の発生後15 日以内 廃車申告 納税義務が消滅した 日から15日以内
入湯税		前月分について毎月15日までに申告納入

・督促

(ア) 督促状の発付

債務者が納期限までに債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為をいう。督促を行うことが滞納処分の前提要件とされており、督促後、滞納処分手続に入ることができる。

地方団体の徴収金を完納しない場合には、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない(地方税法第329条第1項等)。

(イ) 督促の効力等

督促の効力は、督促状が納税者等に送達されたときに生じる。

督促が差押えの前提となる場合には、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、差押えしなければならない(同法第331条第1項等)。

督促状を発した場合においては、市町村の条例の定めるところによって、督促手数料を徴収することができることとされており、これを徴収するか否か、どれだけ徴収するかは、条例の定めるところによる(同法第330条等)。

(ウ) 発送手続

市では納期限までに完納されない税額については情報政策課で機械的に抽出し、督促状を作成している。

抽出された案件のうち、納税担当者が個別に検討を行い、発送不要と判断した案件については、発送から除外される。

(工) 発送件数

平成 19 年度から平成 23 年度までの督促状発送件数の推移は次のとおりである。

【過去 5 年間の督促状発送件数の推移】 (単位：件)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
個人市民税 (普通徴収)	76,193	75,587	76,598	66,767	61,127
個人市民税 (特別徴収)	12,227	12,166	12,269	11,688	11,578
法人市民税	991	850	1,303	866	908
固定資産税	57,229	55,849	55,430	55,615	56,109
固定資産税 (償却資産分)	1,151	1,062	1,001	977	959
事業所税	8	7	15	13	17
軽自動車税	16,713	15,276	14,175	14,258	14,174
計	164,512	160,797	160,791	150,184	144,872

(オ) 督促手数料

尼崎市市税条例第 15 条では、督促状を発した場合において 1 通につき 80 円の督促手数料を徴収すると定めており、これに基づき督促手数料を徴収している。

平成 19 年度から平成 23 年度までの徴収した督促手数料の推移は次のとおりである。

【過去 5 年間の督促手数料の推移】 (単位：千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
督促手数料	9,682	9,778	9,471	9,676	9,875

. 催告

(ア) 意義

督促をしてもなお納付がなされない債務者に対して、弁済を促すために行われる請求行為であり、文書による催告、電話催告及び臨戸催告の口頭による催告、差押実施に係る催告、差押後の催告等がある。

文書による催告では催告書、警告、最終警告、差押事前通知などの名称の書面で納税催告がされる。

(イ) 法的効果

納税催告は時効中断事由とされているが、その効力は暫定的なもので、その翌日から起算して6か月以内に差押え等の手段をとらなければ、時効中断の効力は失われる（民法第153条）。

(ウ) 発送手続

市では納期限を過ぎても納付されていない税額について、年に4回(現年度分は5月・10月、繰越分は7月・10月・2月)情報政策課で機械的に抽出し、催告書を作成している。抽出された案件のうち、納税担当者が個別に検討を行い、発送不要と判断した案件については発送から除外される。

(エ) 発送件数

平成19年度から平成23年度までの催告書発送件数の推移は次のとおりである。

【過去5年間の催告書発送件数の推移】 (単位：件)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
82,459	99,991	86,755	93,349	80,342

. 財産調査

(ア) 意義・調査手続

財産調査とは督促状を送付し、催告を実施しても納付がなされない場合に、その滞納者の状況と差押えをすべき財産があるかを質問や検査といった方法によって確認する手続である。

(イ) 調査の種類

調査財産	調査先
預貯金	金融機関
生命保険・損害保険	保険会社
給与	滞納者の勤務先
年金	年金事務所
診療報酬	社会保険診療報酬支払基金
売掛金	売掛先
不動産	法務局

上記の他、財産調査の手掛りとして税務署で確定申告書及び決算書等を閲覧することにより、給与、預貯金、売掛金、生命保険・損害保険、貸付金、賃貸料、有価証券、自動車、不動産等の存在が判明することがある。

また尼崎市以外に居住又は所在地がある滞納者については、各市町村等へ照会し、財産調査を行う。

組織体制

平成 23 年度の徴収体制は次のとおりである。

納税課	正規職員	再任用職員	嘱託員	臨時職員	計	主な担当業務
課長	1				1	滞納額 50 万円未満の案件
納税管理担当係	5	(1)	26		31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進行管理、予算・決算、庶務 ・ システムの管理 ・ 滞納額 10 万円未満の徴収 ・ 分割納付管理、財産調査、他都市照会 ・ 現年課税分未納者に対する電話、文書催告
納税管理担当係	6	(3)			6	窓口来庁者及び電話対応
収入整理担当係	4		2	1	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入管理、過誤納金の充当・還付 ・ 口座振替
納税第 1 担当係	4	(1)	1		5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差押 ・ 競売事件の交付要求
納税第 2 担当係	2				2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納処分の執行停止 ・ 破産事件の交付要求
計	22	(5)	29	1	52	

特別処理担当	正規職員	再任用職員	嘱託員	臨時職員	計	主な担当業務
課長	1				1	滞納額 50 万円以上の案件
特別処理担当係	6		1		7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差押 ・ 滞納処分の執行停止 ・ 競売事件及び破産事件の交付要求
計	7	0	1	0	8	

()再任用職員は正規職員の内数としている。

納税方法

(ア) 各種納税方法

- () 金融機関等窓口の利用
- () コンビニエンスストアの利用
- () 口座振替・自動払込みの利用
- () 市役所・サービスセンターの利用
- () その他

原則として収納は、納付書による金融機関、コンビニエンスストア及び市役所窓口での納付、又は口座振替により行われるが、滞納税額のうち電話や文書による催告によっても納付がなされない案件については、滞納税額に応じて徴収嘱託員による訪問徴収が行われる。

訪問徴収により納税者から現金による納付があった場合、領収証書により受領し、帰庁後速やかに納税課の担当職員に引き渡し、遅滞なく指定金融機関へ入金処理を行う。

(イ) 収納後記帳までの流れ

納付又は口座振替により収納した徴収金は、指定金融機関へ入金される。

指定金融機関へ入金された徴収金は、公金収入年月日毎に収入報告書と照合された後、納付済通知書収納パンチデータが作成される。

これら例日収納整理に関するパンチデータの作成業務は民間業者に業務委託している。

ただし、コンビニエンスストアで収納した場合は、データ化が不要であるため、コンビニエンスストアでの収納代行委託業者が各コンビニでの徴収金を取りまとめ、市へ入金する。

市はパンチ委託業者から収納パンチデータ及びコンビニ収納代行業者からコンビニ収納データを受信し、情報政策課で例日消込処理を実行し、収納日分端末機反映処理を行う。

(ウ) 収納方法別収入率

平成 23 年度の市税全体の調定額及び決算額は次のとおりである。

(単位：百万円)

区分		税目	市税全体	市税全体 (県民税含む)
調定額	現年課税分	現年度分	77,836	92,423
		過年度分	584	690
		小計	78,420	93,114
	滞納繰越分		7,112	9,118
	合計		85,532	102,233
決算額	現年課税分	現年度分	76,292	90,442
		過年度分	516	589
		小計	76,809	91,031
	滞納繰越分		1,660	2,073
	合計		78,469	93,105

また、平成 23 年度における口座振替による収納状況は次のとおりである。

		件数(件)	金額(百万円)
市税全体 (県民税含む)	現年課税分のうち現年度分調定額	-	92,423
	うち口座振替		
	調定額(A)	879,229	51,284
	加入(振替請求額)(B)	219,261	16,045
	振替(C)	211,678	15,688
	振替不能(D)	7,583	357
	加入率(B/A)	24.9%	31.3%
振替率(C/B)	96.5%	97.8%	

口座振替の対象税目は市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税。

平成 23 年度におけるコンビニ収納の利用状況は次のとおりである。

		件数(件)	金額(百万円)
市税全体 (県民税含む)	調定額	-	102,233
	決算額	-	93,105
	うちコンビニ収納の対象税目		
	調定額	-	60,630
	収入額(A)	952,581	51,742
	うちコンビニ利用分		
収入額(B)	271,680	4,502	
利用率(A/B)	28.5%	8.7%	

コンビニ収納の集計対象税目は、市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税。

収納事務の年間スケジュール

事務内容		担当部署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【納期限】														
市県民税					1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税			1期			2期					3期		4期	
軽自動車税														
催告書発送	現年													
	繰越													
現年度調査	現年	特別処理担当	←→								←→			
	現年	第1担当	←→								←→			
ページ口座振替受付サービス実施	現年	収入整理担当							←→					
電話・文書催告	現年	納税推進センター	←→											
警告送付	現年	納税推進センター										←→		
訪問徴収	現年	徴収嘱託員									←→			
	繰越	徴収嘱託員	←→											
部内応援	現年													

延滞金

(ア) 意義

納期限後に税金を納付又は納入金を納付する場合には、納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6% (当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3% (注) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない (地方税法第 326 条 (市民税) 、第 369 条 (固定資産税) 等) とされており、尼崎市市税条例第 13 条においても同様に規定されている。

(注) 平成 12 年 1 月 1 日以後当分の間は、各年の特例基準割合が年 7.3% に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合 (各年の前年 11 月 30 日を経過する時における日本銀行の商業手形の基準割引率に年 4 % の割合を加算した割合、平成 22 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日は年 4.3%) とされる。

(イ) 徴収事務

市では期限到来後、延滞金も含めた納付書により請求している。ただし延滞金計算の基準日は納付書の作成時としていることから、納付日より本来の延滞金の賦課額と実際の徴収額に差額が生じることになる。

延滞金計算の基準日を納期限に設定することも考えられるが、納期限よりも前に納付があった場合には過誤納が生じることになるため、事務上の便宜も考慮して基準日を納付書作成時とする運用を行っている。

(例)

当初納付期限	5月末日	納期限の翌日から延滞金が発生
滞納税額の納付書作成日	6月末日	延滞金計算を6月1日から6月末日の期間で計算(10千円)し、本税とあわせて納付督促 (仮に滞納税額の納付期限を延滞金計算の基準日とした場合には20千円が本税に上乗せされることになる)
納付日	7月15日	7月1日(納付書作成日の翌日)から7月15日(納付日)までに追加で延滞金5千円が発生しているが、徴収していない。
滞納税額の納付期限	7月末日	

() 納付期限、数値は仮である。

(ウ) 延滞金の調定

「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」(地方自治法第231条)とされており、調定はその性質上納入の通知の行為の前に行われることが原則である。

しかし、市は実務面を考慮して、延滞金の収納時に調定処理を行う、いわゆる事後調定の方法を採用している。

普通地方公共団体の歳入金の調定は収納前に行われることが原則であるが、例外的に、収納の後に調定の行為がなされる事後調定が行われることがある。

事後調定は同条の規定からして、法律上特別の徴収方法がとられている場合に限り認められるものであると考えられる。

地方税の延滞金は通常本税と合わせて請求されるものであるが、請求時点(納付書作成時点)では延滞金の額が確定しておらず、また仮に本税の納付があってから延滞金の確定金額を算定し請求した場合には、徴収事務に困難や重複が生じることが予想されるため、行政実務では事後調定が採用されている。

(エ) 延滞金徴収実績

平成19年度から平成23年度までの延滞金の徴収金額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	徴収金額	内 訳			
		個人市民税	法人市民税	固定資産税	その他
平成 19 年度	46,321	17,873	6,479	20,681	1,286
平成 20 年度	50,173	24,240	8,616	16,316	998
平成 21 年度	50,202	23,066	6,238	19,565	1,333
平成 22 年度	114,925	35,462	4,970	72,947	1,546
平成 23 年度	124,694	46,048	8,730	68,352	1,564

(注) 1. 固定資産税には都市計画税、固定資産税(償却資産)を含む

2. その他には軽自動車税、事業所税、入湯税が含まれる。

市では平成 20 年度以降、収入率向上のための取組を強化しており、その中でも滞納処分の強化・徹底によって差押・換価金額が増加したことによって、徴収金額が増加傾向にあるものと考えられる。

特別徴収

(ア)意義

「特別徴収」とは給与支払者である事業者が、従業員に毎月の給与を支払う際に個人住民税を徴収して(天引きして)、市区町村に納入する制度(以下「給与特徴」、及び公的年金の支払いをする年金保険者(社会保険庁など)が年金から個人住民税を引き落とし、市区町村に納入する制度(以下「年金特徴」)をいう。

いずれも個人による納入の手間が省かれる点で納税の便宜を図る目的があり、市区町村においても徴収事務の効率化、確実な個人住民税の徴収が図られる制度である。

年金特徴は、公的年金の支払をする年金保険者から徴収するため、収入未済額が発生することは想定されないが、給与特徴は事業者による納入が行われるため、事業者の営業上の問題(資金繰り等)や特別徴収事務の懈怠、遅延等により徴収金の滞納が発生することがある。

(イ)法的根拠

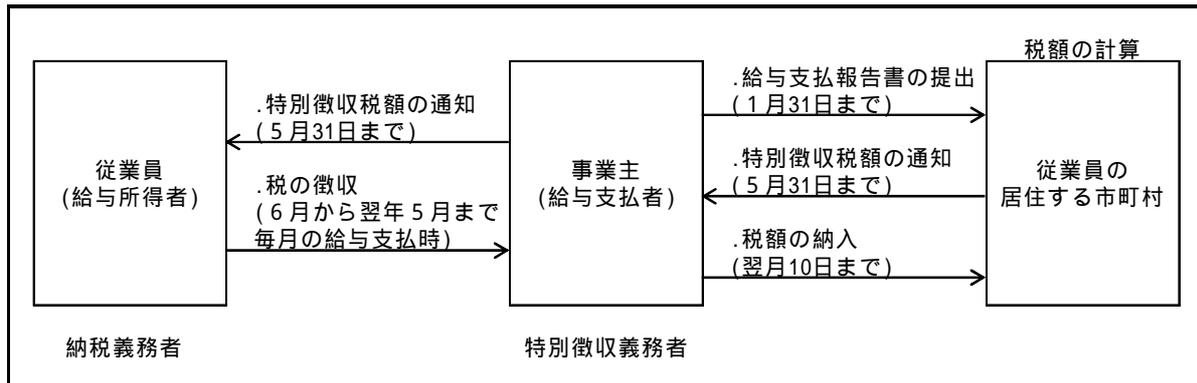
所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならない(地方税法第 321 条の 5、尼崎市市税条例第 33 条の 4)。

事業者が特別徴収した徴収金は、あくまでも従業員からの預り金であり、事業者には納期限までに納入する義務がある。

特別徴収税額を滞納した場合には地方税法及び尼崎市市税条例に従い滞納処分の対象となる。

(ウ) 給与の特別徴収の流れ

個人市民税の特別徴収の流れは次のとおりである。



(エ) 尼崎市における給与特別徴収の収入状況

給与特別徴収による個人市民税（現年課税(現年度分)、滞納繰越分）の収入状況は次のとおりである。

(単位：千円)

		調定額	収入済額	収入未済額	収入率(%)
平成 21 年度	現年	16,867,174	16,780,111	87,062	99.5
	繰越	205,619	79,142	126,477	38.5
平成 22 年度	現年	15,790,247	15,713,459	76,787	99.5
	繰越	213,540	75,487	138,053	35.4
平成 23 年度	現年	15,351,416	15,288,464	62,951	99.6
	繰越	214,841	71,210	143,631	33.1

現年調定額は減少傾向にある。これは市内居住の給与所得者の減少、給与水準の低迷等に原因があるものと考えられる。収入率は僅かに上昇している。

一方、滞納繰越に係る調定額は僅かに増加している。収入率が低下傾向にあるのは、企業の経営状況の悪化や、滞納処分事務を強化する中で他税目に多い高額案件に優先的に取り組んでいることなどが原因と考えられる。

現金徴収

収納は原則として納付書による金融機関、コンビニエンスストア及び市役所窓口での納付または口座振替により行われるが、滞納税額のうち、電話・文書催告を行ってもなお納付がなされない場合には、滞納税額に応じて徴収嘱託員による訪問徴収が行われる。

(ア) 領収書管理

() 訪問徴収の現金収納手続

徴収嘱託員による訪問徴収で納税者から現金を収納した場合、4枚複写の領収書を使用して収納手続を行っている。

この領収書は4枚複写で連番管理されており、1枚は納税者に交付、1枚は金融機関控え、残り2枚が納税課に保管される。

徴収嘱託員が訪問徴収で預かった徴収金は、領収書控え、納付済通知書(金融機関 納税課)、納付書(金融機関保管用)と現金払込書とともに速やかに指定金融機関へ入金する。

その後、担当職員が領収書控えと領収書に記載されている金額が一致しているかを確認する。

() 領収書の管理方法

市は、市税徴収業務における現金収納で使用する領収書について、数年前から管理体制の強化を図っている。

訪問徴収を担当する徴収嘱託員に配付する領収書綴りには、不正使用を防止する観点から領収書綴り受払簿を作成し、各担当者の領収書綴りの保有状況を管理している。

また、各綴りの使用状況についても使用確認書によって使用日と使用枚数を管理しており、上位者が領収書控えと使用確認書を照合している。

還付加算金

(ア) 還付が発生する主な状況

() 法人市民税で中間(予定)納付後、法人決算が確定し、確定後の税額より多く納めていた場合

() 個人市県民税で確定申告や修正申告によって、税額が変更になり、納めすぎが発生した場合

- () 個人市県民税の年金特別徴収分で仮徴収を行った後、税額が確定し、確定後の税額より多く徴収していた場合
- () 個人市県民税の特別徴収分で本来の税額よりも多く納めていた場合
- () 納税者が二重で納付した場合
 - (例) ・ 全期一括の納付書と期別の納付書で重複して納付した場合
 - ・ 当初発送の納付書と督促状で重複して納付した場合
 - ・ 当初発送の納付書と再発行分の納付書で重複して納付した場合
- () 修正申告等により税額が減額になって、過納が発生した場合

(イ) 還付加算金の割合

地方税法により過誤納金の還付又は充当の際には、還付又は充当すべき金額に年 7.3%の割合を乗じて計算した金額(還付加算金)を加算しなければならない。ただし、当分の間、還付加算金の年 7.3%の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合となる。なお、平成 22 年以降の特例基準割合は 4.3%である。

(ウ) 還付事務

過誤納が発生した場合の還付事務は以下に分類される。

処理区分	処理項目	処理内容
還付処理	歳入還付(税還付)	当年度に収入された税金を当年度の収入金から還付する処理
	歳出還付(償還金還付)	前年度以前に収入された税金を当年度の償還金予算から還付する処理
充当処理()	歳入充当(税充当)	当年度に収入された税金のうち、過誤納分を他の徴収金に充当する処理
	歳出充当(償還金充当)	前年度以前に収入された税金のうち、過誤納相当額を当年度の償還金予算から他の徴収金に充当する処理

充当の根拠法令

地方税法第 17 条の 2 第 1 項(過誤納金の充当)

「地方団体の長は、～還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなった地方団体の徴収金があるときは、～過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない」

(工)償還金等の支出状況

還付事務のうち、歳出予算の償還金の執行状況（歳出還付及び歳出充当）は次のとおりである。

（単位：千円）

税目	返還区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法人市民税	還付金	151,600	293,684	1,086,655	368,988	180,901
	加算金	9,063	10,296	36,537	11,240	6,261
固定資産税	還付金	3,400	6,696	6,628	10,587	36,931
	加算金	193	287	298	405	2,975
軽自動車税	還付金	432	533	552	418	219
	加算金	-	2	5	4	-
市・県民税	還付金	36,078	252,011	45,374	54,722	68,108
	加算金	241	433	432	494	851
事業所税	還付金	48	8,266	93	3,262	6,846
	加算金	2	-	26	159	2
たばこ税	還付金	-	-	-	-	-
	加算金	-	-	-	-	-
計	還付金	191,560	561,193	1,139,303	437,979	293,007
	加算金	9,500	11,019	37,299	12,304	10,090
還付金・加算金 計		201,060	572,212	1,176,602	450,284	303,097
株式配当等控除不足額		9,880	9,117	6,301	11,106	11,130
返還金		1	876	1,054	4,949	101,255
償還金支出合計		210,942	582,206	1,183,958	466,339	415,484
法人市民税及び所得変動分を除く		50,278	63,916	60,766	86,110	228,321

都市計画税、固定資産税(償却資産)を含む

< 上表の説明 >

()法人市民税は、制度上前年度の確定税額に基づく予定納付があるため、景気の変動によって、予定納付額が確定税額を上回ることがある。平成21年度はリーマン・ショック等の影響により、課税所得が前年度に比べ急減した法人の多くが、予定納付額の還付を受けたことが主な要因として、法人市民税還付金及び加算金が増加している。

()返還金とは、課税誤りによる納付金のうち、地方税法の時効等の規定により還付することができない税相当額について納税者の救済を図り、税に対する信頼を維持することを目的として、市で定めた「返還金支払要綱」に基づき返還した金額である。平成23年度における返還金及び固定資産税還付金並びに加算金のうち、固定資産税・都市計画税の監査の結果及び意見「(キ)固定資産税の返還金について」に記載した課税誤りによる償還金は、112,149千円も発生していた。

()平成 20 年度の市・県民税還付金は、国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置として、税源移譲により所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける納税者について、既に納付済の平成 19 年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付したことにより増加している。

()市・県民税の還付金が増加傾向にあるのは、税源移譲による市県民税額の増加に伴う還付金の増加、公的年金に係る市県民税の特別徴収開始による仮徴収金の還付、保険年金の二重課税による還付等が原因であると考えられる。

(オ)過誤納金の返還

過誤納金が発生し、納税者に還付しなければならない場合には、還付通知書と還付金口座振込依頼書を還付対象者に送付することになるが、還付対象者が還付請求を行わない場合や居所不明等により還付金の振込先が特定できない場合には還付未済となる。

還付未済残高の推移は次のとおりである。

(単位：件、千円)

	還付未済残高計		うち、 当年度歳入分		うち、 過年度歳入分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 21 年度	496	8,096	241	5,227	255	2,869
平成 22 年度	789	20,431	511	17,538	278	2,893
平成 23 年度	603	6,245	227	2,941	376	3,304

< 上表の説明 >

平成 22 年度の当年度歳入分の還付未済残高が増加している理由は、通常出納整理期間後に行われる税務署からの確定申告資料を基にした調定額の減額処理を、出納整理期間中である 5 月に行ったことにより、平成 22 年度の決算内で支払を完了する期間が短く、一時的に還付未済額が増加したためである。

なお還付金は「その請求をすることができる日から 5 年を経過したときは、時効により消滅する」(地方税法第 18 条の 3 第 1 項)。

収入率向上のための取組

(ア) ”あまがさき” 行財政構造改革推進プラン

平成 20 年 4 月に公表された ”あまがさき” 行財政構造改革推進プランの目標の 1 つである「財政の健全化」達成のための取組視点の一つとして財源の確保が挙げられている。

市として財源の確保、及び税負担の公平性確保の観点から、収入率の向上・滞納額の縮減は極めて重要な課題であると認識しており、長期・悪質な滞納案件について差押え等の法的処分の強化を図るとともに、徴収体制の強化に努めている。（詳細は「11.その他（2）尼崎市の収入率向上に向けた取組について」参照）

(イ) 市職員による現年度調査の実施

現年度課税への集中的な取組として、現年度単独で未収額が 50 万円以上の納税者をリストアップし、特別処理担当課職員による現年度調査が行われている。現年度調査では、市職員による電話や文書での納税指導や財産調査が実施される。

(2) 実施した監査の手続

現年度課税の高額滞納案件について、税務システムの課税台帳画面（折衝記事、収納状況等）の閲覧、担当者へのヒアリングを行うことにより、滞納者との折衝の適時性、折衝方法の適切性を検討した。

滞納金の徴収方針・調定の考え方について担当者にヒアリングを行い、課税の公平性の観点から滞納金の賦課・徴収状況を検討した。また、延滞金計算、滞納実績情報に係る税務システム上の問題点を検討した。

特別徴収義務者による滞納の状況を把握し、課税台帳等の閲覧、担当者へのヒアリングを行うことにより、滞納者との折衝の適時性、折衝方法の適切性を検討した。

特別徴収義務者を補足するための手続について検討し、普通徴収から特別徴収への切替の促進に係る取組を確認した。

訪問徴収時の現金収受に係る手続を評価するため、領収書綴り受払簿と領収書綴りの原本を照合することにより、簿冊管理の適切性を検討した。また領収書綴りの原本と各綴りの使用確認書を照合し、領収書の使用状況が適切に記録、管理されていることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

現年度調査の徹底について(意見)

平成 23 年度の「現年単独 50 万円以上リスト」記載の全 69 件の折衝記事及び収入状況を通査した結果、折衝記事の記載内容から調査不足(遅延又は全くなし)と読みとれる案件で、かつ監査実施時点(平成 24 年 10 月 29 日)で平成 23 年度税額の全て又は一部が未納の納税者 19 件について、調査の実施状況、未納税額に関する担当職員の認識、調査を実施していない特段の事情の有無等について追加ヒアリングを行った。

【平成 23 年度現年度調査の概要】

	全体	監査の対象
調査件数(件)	69	19
平成 23 年 12 月 31 日時点 未納額合計(千円)	72,531	14,792

追加ヒアリングを行った 19 件について、現年度調査の実施状況は次のとおりである。

現年度調査の実施状況	平成 23 年度 税額	平成 24 年度 税額	件数	金額() (千円)
現年度調査を全く実施していないもの	全額未納	全額未納	1	528
		一部未納	1	628
		課税なし	-	-
	一部未納	全額未納	1	597
		一部未納	1	644
		課税なし	-	-
小計		4	2,399	
現年度調査は実施しているが、対応時期に問題があるもの	全額未納	全額未納	2	1,344
		一部未納	-	-
		課税なし	2	1,584
	一部未納	全額未納	2	1,227
		一部未納	6	6,073
		課税なし	-	-
小計		12	10,229	
平成 23 年 12 月頃に一度折衝しているが、その後の必要なフォローがされていないもの	全額未納	全額未納	2	1,399
		一部未納	-	-
		課税なし	-	-
	一部未納	全額未納	-	-
		一部未納	1	764
		課税なし	-	-
小計		3	2,163	
合計			19	14,792

()平成 23 年 12 月 31 日時点の未納額。

平成 23 年度の現年度調査の実施状況と各年度の未収額に着目した場合、上記 19 件は全て平成 22 年度以前の未納税額はなかったが、平成 23 年度の未納付を契機に平成 24 年度税額も全て又は一部が未納付となっている。

現年度調査の実施手順や実施期間を規程化したマニュアル等はなく、調査の実施時期、アプローチの方法やその深度は担当者の裁量に委ねられている。

また調査結果について、上位者に報告する体制が構築されておらず、調査結果の取りまとめや次年度への引継ぎは行われていない。

さらに、人的資源や不納欠損までの期間的な制約が存在する中で、市職員の共通認識として滞納整理は長期高額滞納案件から優先的に着手する意識が強く、現年度分や少額案件は後回しになっているのが実情である。

しかしながら、前述のとおり市の平成 23 年度の現年課税分の収入率が 97.9%と他の中核市より相対的に低い状況を鑑みると、滞納繰越分より比較的徴収しやすい現年課税分への早期着手を徹底すれば収入率を高める余地があると考えられる。

さらに、滞納発生時から早期に市民へのアプローチを行っていけば、滞納金額が少額であるうちに市民も対応できる可能性があるし、滞納者が個人の場合は、市の福祉制度や減免制度を早期に利用するきっかけになるなど、滞納金額が対処困難なほどに多額になってしまい結局納付できない事態に陥ることを防ぐことができるため、早期着手の徹底は市民にとってもメリットがあると考えられる。

そのため、現年課税分への早期着手の意義について市職員の意識改革を行うことが必要である。

また現年度調査の実施手順や実施期間を明確にし、上位者への報告や調査結果のフォロー体制を構築することで現年度調査をより効果的かつ効率的なものにすることができる。

現年度調査の徹底が新たな滞納者を出さないこと、ひいては収入率の向上につながるため、現年度調査の実施方法を再検討すべきである。

催告書送付手続について(意見)

催告書は、何らかの理由により催告書を送付する必要がない滞納者については、納税課及び特別処理担当課の担当者により、送付の停止がされているが、上位者のチェックは行われていない。

催告は納税を促す重要な手段であり、その実施の徹底が求められる。そのため、催告書の送付停止の判断について、実務的に実効性のある方法でチェックすることが求められる。

延滞金額の網羅的な把握について(結果)

延滞金は本税の納付があって初めて確定金額が算定されるため、納付書作成時に当該作成日を基準日とした延滞金の額が仮計算され、滞納者に請求される。

延滞金は、税務システムでは納税者単位で特定日を基準日として仮計算が可能となっているが、延滞金の集計や一覧表のように全体像を把握する仕組みがシステム上ないため、延滞金の更なる徴収に向けた根本的な対策が検討できていない状況である。

延滞金の徴収は、担当者が納税指導を行っているが、納税者の理解が得られない場合があり、結果的に納税の公平性を欠いている。

そのため、今後、税務システムの改修に向けた検討が必要である。

延滞金の減免に係る判断について(意見)

地方税法第15条の9は納税を猶予する場合の延滞金の免除について規定しており、例えば同条第2項では、徴収猶予や換価の猶予をした場合において、納税者又は特別徴収義務者に納付が困難と認められる特別の事情がある場合等には延滞金を免除することができる」と規定されている。

市では延滞金を減免するかどうかの判断を一義的には各担当者に委ねており、減免に当たって、地方税法が定める減免の要件を満たしているかどうかについて、内部決裁書等によって示されていない場合がある。

また減免の判断に当たっての基準が示されていないことから(マニュアル等)、担当者の判断の妥当性を担保するものがない。

少額案件を含むすべての延滞金の減免について承認手続を求めるものではないが、減免の判断の妥当性及び各担当者間の判断の整合性を確認するためにも、一定の承認手続を定めることが必要であり、判断基準についても、整合性を担保する仕組みが必要である。

納税の公平性の確保について(意見)

平成 23 年度における納期限後納付金額(現年課税分を除く)のうち、本税が 1 千万円以上の延滞金徴収の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	滞納繰越分			延滞金納付の状況
	本税	延滞金	合計	
A	33,502	-	33,502	
B	26,499	-	26,499	
C	19,666	-	19,666	
D	14,233	-	14,233	
E	12,448	1,485	13,933	破産による配当
F	12,817	-	12,817	
G	12,077	-	12,077	
H	10,478	340	10,819	自主納付
I	10,393	-	10,393	

上記はいずれも滞納繰越分に係るものであるが、延滞金を徴収できているのはその一部であり、納税の公平性の観点から問題である。

本税の額が 1 千万円以上のものについて、延滞金の額を仮計算した結果は次のとおりである。

(単位：千円)

	納付金額	仮計算結果	備考()内は市の方針等
A	-	12,961	左記金額には一部滞納本税の延滞金を含んでいる。 当年度に納付した税額のうち、平成 12 年度の滞納繰越額 28 百万円の延滞金額については延滞金データが保有されていないため、左記仮計算結果には含めていない。 (本税の滞納 79 百万円があるため、本税の回収を優先する。)
B	-	5,613	当年度に納付した税額のうち、平成 17 年度以前の滞納繰越額 24 百万円の延滞金額については延滞金データが保有されていないため、左記仮計算結果には含めていない。 (本税の滞納 22 百万円があるため、本税の回収を優先する。)
C	-	-	消滅時効により延滞金債務は消滅している。
D	-	25,206	左記金額には一部滞納本税の延滞金を含んでいる。 (本税の滞納 109 百万円があるため、本税の回収を優先する。)

E	1,485	580	延滞金の納付金額は破産による配当を充当したものであり、これ以上の回収は期待できない。
F	-	2,220	本税の滞納残高は5百万円である。
G	-	6,008	左記金額には一部滞納本税の延滞金を含んでいる。 当年度に納付した税額のうち、平成18年度以前の滞納繰越額11百万円の延滞金額については延滞金データが保有されていないため、左記仮計算結果には含めていない。 (本税の滞納20百万円があるため、本税の回収を優先する。)
H	340	1,715	本税の滞納残高は2百万円である。 当年度に納付した税額のうち、平成21年度以前の滞納繰越額6百万円の延滞金額については延滞金データが保有されていないため、左記仮計算結果には含めていない。 (248千円の延滞金が徴収されている)。
I	-	2,876	(本税の滞納31百万円があるため、本税の回収を優先する。)

納付金額を除く

延滞金が徴収できていないことは、納期限内に納付し、あるいは法令に基づく延滞金を納付した納税者との公平性を著しく欠いているといわざるを得ない。

納税の公平性を確保するためには、安易な延滞金の免除は許されず、仮に免除する場合であっても、その判断の合理性を組織として説明できる体制を整備することが求められる。

延滞金データの保存について(結果)

税務システムでは過年度に本税の収入未済がない場合には、賦課・徴収に係る履歴を当年度及び過去3か年度分(以下、「基本データ保持期間」)だけデータとして保有しており、それ以前のデータは保有されない仕組みとなっている。

本税の収入未済がある場合にのみ、上記に加えて当該課税年度の賦課・徴収データが引き継がれることから、延滞金データは保有している。しかし、その場合でも基本データ保持期間よりも前の課税年度分を滞納し、その後本税が完納された場合には、当該賦課・徴収データが年度更新時に税務システ

ムから消去されることとなり、延滞金を計算するための基本情報(延滞金額、延滞期間等)を税務システム外で保持していない限り、正確な延滞金の未納付額を把握することが極めて困難になる。

市では給料や年金等の継続債権の差押えをしている滞納者については、別途エクセル管理により過去の延滞金データを保有しており、また極めて滞納額が多く滞納期間も長期にわたる者については、別途紙台帳等による管理を行っているが、その他の事案については本来徴収すべき延滞金の残高を正確には把握できていない状況である。

過去の納付実績や延滞金の残高等を別途網羅的にかつ正確に管理することは実務上相当の困難を伴うことから、課税の公平性を確保し、また財源の確保を図るためにも税務システムの改修に向けた検討を進める必要がある。

給与特別徴収に係る滞納事業者への徴収手続について(意見)

給与特別徴収は、納税義務者である従業員に代わり特別徴収義務者である事業者が従業員から預かった個人住民税を市区町村に納入する制度であることから、事業者が納入を怠った場合には、最終的に何ら瑕疵のない従業員の納税が認められないことになる。

特別徴収税額の滞納がある場合に、滞納処分の対象となるのは特別徴収義務者となることから、直接的に従業員が不利益を被るものではないが、例えば、滞納期間中に従業員が住民税の納税証明書を手に入れる必要が生じた場合には完納証明は発行されないことになる。

金融機関等からの融資や各種公的申請において税の完納を証明する納税証明書の提出が求められることもあることから、納税義務者保護のためにも、徴収金を滞納する特別徴収義務者には厳しい姿勢で臨むことが求められる。

平成 23 年度の特別徴収税額にかかる収入未済額(現年課税(現年度分))の一覧及び納付状況は次のとおりである。

(単位：千円)

特別徴収義務者	未納額 (県税含む)	平成 24 年 11 月 29 日時点	
		納税義務者数 (従業員数)	納付状況 (滞納額は平成 23 年度現年課税(現年度分)に対するもの)
A	12,069	66	滞納額 3,490 千円 平成 23 年 4・5 月分も滞納、証券受託による回収を図っている。

B	1,732	12	滞納額 1,580 千円 平成 23 年 4・5 月分も滞納
C	1,699	7	滞納額 1,434 千円 平成 22 年度分から滞納、一部内入があるものの、その後は納付連絡待ちの状態である。
D	1,690	9	滞納額 1,503 千円 平成 23 年 4・5 月分も滞納、分納中である。
E	1,663	24	滞納額 1,663 千円 平成 23 年 4・5 月分も滞納、分納中である。
F	1,512	4	滞納額 1,512 千円 平成 22 年度・24 年度分にも滞納あり、分納中である。
G	1,412	-	滞納なし 平成 22 年度分に滞納あり、破産のため交付要求中である。
H	1,363	10	滞納額 880 千円 平成 22 年度・24 年度分にも滞納あり、証券受託中である。
I	1,335	14	滞納額 594 千円 平成 22 年度・24 年度分にも滞納あり
J	1,074	1	滞納額 881 千円 平成 22 年度分にも滞納あり、財産調査をするも滞納税額解消に有効な財産が判明せず、執行停止が予定されている。
その他	37,399		
計	62,951		

固定資産税など他の税目に係る滞納税額と比べると少額ではあるが、特別徴収は従業員からの預り金であり、他の税目の滞納とはその性格を異にすることから、滞納額が増加傾向にある場合には、他の税目以上に機動的に財産調査、滞納整理に取り組む等、市としての明確な方針を打ち出す必要がある。

給与支払報告書未提出事業者の捕捉について

課税客体の捕捉のため、市在住の給与所得者に給与を支給する事業者を特定し、給与支払報告書の提出を求めることが必要となる。

市では、前年度に特別徴収を行っている事業所のうち、当年度の一定時点で給与支払報告書を提出していない事業所を対象に課税台帳等による課税状況確認、電話照会による給与支払報告書の提出依頼を行っている。

また地方税法上、所得税の源泉徴収義務者は個人住民税の特別徴収義務者として指定されることから、原則として、給与所得者に対する個人住民税の徴収について、普通徴収によることはできない。

(ア)確定申告書、市申告書により給与所得を申告する者に対する対応(意見)

確定申告者や市申告書によって給与所得を申告する者の中には、所得を証明する書面として源泉徴収票を添付するものがあるが、通常当該申告を受けて、市では普通徴収による個人市民税の課税決定を行っている。

しかし前述のように、源泉徴収義務を負う事業者は特別徴収義務も負うことから、本来市による給与所得の把握は、事業者から提出される給与支払報告書によって行われなければならない。

課税客体の網羅的な把握のためにも、確定申告書や市申告書によって給与所得が申告された場合には、給与支払者を特定し、電話照会するなどして給与支払報告書の提出を促すことが必要である。

(イ)新規設立法人に対する対応(意見)

新規設立法人は市への開業届の提出が必要となる。法人市民税担当では当該届をもって課税客体を捕捉し、法人市民税の賦課決定を行うことになるが、個人市民税担当はこれと連携し、当該新規設立法人に対して給与支払報告書の提出を促すことが必要である。

事業者の故意により給与支払報告書が提出されず、又は提出を失念することもあると考えられるが、給与支払報告書の未提出は、所得税の源泉徴収事務に比べてその事務の必要性が広く認知されていないことにも原因があると考えられることから、課内連携により、新規設立法人には開業届の提出に合わせて指導を行うとともに、給与支払報告書の提出が適時に行われていることを確認することが必要である。

(ウ)法人市民税を賦課・徴収されている事業者への対応(意見)

市内で事業を営み、法人市民税を賦課されている事業者の従業員には、市内に在住するものが相当数いることは容易に推測されるところである。

通常これらの者の給与所得は事業者から提出される給与支払報告書により把握されるが、前述のように、特別徴収義務に対する認識不足等から、給与支払報告書が提出されていないことも否定できない。

下記の表は、法人市民税を賦課されている事業者のうち、給与支払報告書が提出されていない事業者及び給与支払報告書が提出されているものの特別徴収を行っていない事業者の一覧である（抽出条件：尼崎市に本店を有し、法人市民税の均等割の基準なる従業員数が51人以上の事業者）。

（単位：人）

事業者	法人市民税 従業員数	事業開始 年月	調査結果
給与支払報告書が提出されていない事業者			
A	107	2004/4	市内に居住する従業員がいないことを事業者を確認。給報提出義務なし。
B	82	1981/2	市内に居住する従業員がいるが、給与支払報告書を提出していないことを事業者を確認。給報提出義務あり。
給与支払報告書が提出されているものの特別徴収を行っていない事業者			
C	530	1975/8	特別徴収義務の不履行
D	218	2005/2	〃
E	177	2000/12	〃
F	165	1994/9	〃
G	163	1964/10	〃
H	110	1973/12	〃
I	106	1987/6	〃
J	102	2008/4	〃
K	56	2008/11	〃
L	55	2008/9	〃
M	52	2001/5	〃

法人市民税の均等割の基準となる従業員が存在することをもって、給与支払報告書の提出義務がある事業者と特定することはできないが、提出の必要性や該当の有無について事業者に問い合わせ等を行うことは有用であると考えられる。

現に事業者Bについては、市内に在住する従業員を抱えながら給与支払報告書が提出されていなかったため、市民税の賦課が当該従業員の自主的な申告に依らざるを得ないことになり、結果として課税漏れの可能性が高まることになる。

また、事業者CからMは、給与支払報告書の提出があるものの特別徴収が行われていない。いずれも比較的規模の大きい事業者であり、市内に在住する従業員が常時存在する可能性があるため、個人市民税の確実な収納を図る観点から、特別徴収への切替を継続して求めることが必要である。

市では、平成17年度から平成18年度にかけて、法人市民税の申告法人をもとに給与支払報告書未提出法人の調査が行われているが、それ以後同様の取組は行われておらず、また現在課内において特段の連携等は取られていないことから、市民税担当部署内で情報交換を進めるとともに、定期的に同様の調査を実施し、課税客体の網羅的な把握に努めることが必要である。

(工) 普通徴収から特別徴収への切替の促進(意見)

地方税法上、給与所得者の普通徴収は原則認められておらず、また事務の効率化と確実な徴収を図る観点からも、普通徴収から特別徴収への切替を積極的に推進することが必要である。

普通徴収による個人市民税(現年課税(現年度分))の収入状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	調定額	収入済額	収入未済額	収入率(%)
平成21年度	7,542,095	6,721,411	820,684	89.1
				() 88.3
平成22年度	5,751,025	5,091,142	659,882	88.5
平成23年度	5,567,988	4,971,700	596,288	89.3

() 年金特別徴収分を除いた収入率

市は、普通徴収から特別徴収への勧奨推進への取組を平成20年度から実施している。取組の内容は次のとおりである。

() 現地訪問勧誘調査等の実施

個人住民税に係る収入率の向上を目的として、給与所得者のうち普通徴収による納税者が勤務する事業所を対象として、比較的収入率の高い特別徴収に徴収方法の移行を促すため、当該事業所を対象に特別徴収の実施勧奨を行っている(平成20年度から平成22年度にかけて実施)。

(実施方法)

対 象	実施方法
市内に所在する事業者	2人1組で直接訪問
市外に所在する事業者	対象地域を近隣市(大阪市、豊中市、神戸市、西宮市、伊丹市、芦屋市、宝塚市、川西市)に限定して特別徴収勧奨文書を送付

この他、市のホームページでも、事業主(給与支払者)に向けた特別徴収の実施勧奨広報を掲載している。

(実施結果)

項 目	調査結果		
	市 内	市 外	計
実施件数	568	401	969
回答件数	91	219	310
特別徴収に応じる旨の回答件数	21	28	49

()競争入札参加資格の要件として特別徴収の実施を追加(平成22年度から制度化)

4,627社から特別徴収義務履行の誓約書を受領し、うち181社については普通徴収からの切替である。

()平成22年度からの新たな取組

実施時期	実施内容	効果
平成22年度	兵庫県職員とともに実施勧奨(過去に調査実績のない20事業者を抽出)	2社が特別徴収に切替
平成23年度	尼崎市内の税理士に特別徴収未実施の事業所(顧客)について、特別徴収の実施勧奨を依頼	
平成23年度	競争入札参加申請時に提出された特別徴収誓約書(約4,600件超)をもとに実施状況を調査	8社が特別徴収に切替(納税義務者数21人、うち非課税11人)
平成23年度	近畿税理士会尼崎支部の会員約200人を対象に文書による協力依頼を実施	
平成23年度	尼崎税理士会との事務連絡会において、取引先事業所に対する特別徴収実施勧奨の協力を依頼	

地方税法上、特別徴収義務の不履行について罰則規定は存在しないことから、今後も粘り強く継続して特別徴収への切替を勧奨する以外に方法は

ないものと考えられるため、年度ごとに目標件数を設定し、実施項目の成果と問題点を検証することにより、翌年度は更に効果的な取組が行われるような体制を構築することが必要である。

領収書管理の徹底について(意見)

現金徴収における領収書は窓口納付における納付書に代わるものであり、納付の事実を裏付ける重要な根拠証憑であるため、領収書綴りとその使用状況を適切に管理する必要になる。

市では領収書の管理体制が不十分であったことから、平成 21 年度に徴収嘱託員による領収書を不正に使用した徴収金着服事件が起こっている。

当該事件を受け、市では管理簿による継続記録の徹底により、領収書の不正使用の防止を図っている。

納税課で管理している領収書綴りは()徴収嘱託員に配付するもの、()市職員に配付するもの、()部内応援で使用するものの3つに大別され、それぞれの管理状況を確認したところ次のとおりであった。

()徴収嘱託員に配付するもの

平成 23 年 1 月 21 日～平成 24 年 4 月 10 日に徴収嘱託員に配付された領収書綴りに係る使用確認書を確認した結果、全てに上位者の回収確認印が押印されていることを確認した。

()市職員に配付するもの

平成 23 年 4 月 5 日から監査実施時点(平成 24 年 9 月 6 日)に納税課窓口
に配付された領収書綴りに係る使用確認書を確認した結果、使用日が平成 23 年度のもの全てに上位者の回収確認印が押印されていることを確認した。

()部内応援で使用するもの

()、()と同様の管理が行われていなかった。

部内応援とは、年に 2 回特定期間(5 月・12 月)に課長以上の管理職者が市税滞納者に対して電話や訪問を行う市税徴収業務である。

現在では、平成 20 年度の部内応援以降の 18 冊の領収書綴りが部内応援用として別途管理されている。

()、()のような担当者への個人渡しの場合は、通常一冊の綴りを使い切った際に新しい綴りを渡すこととしているが、部内応援の場合では、各部内応援で使い切らなかった綴りはまとめて保管しておき、次の部内応援でも継続して使用している。

部内応援の都度、担当職員へ領収書綴りの配付及び回収を行っているが、領収書綴り受払簿には記録されていない。

また平成 20 年度以降、部内応援は 15 名程度で行っていたが、現在は職員数の減少等を理由に 5 名程度まで減少している。

そのため、部内応援用としている 18 冊の綴りのうち、現在使用しているのは 5 冊程度であり、使用していない簿冊については定期的な領収書綴りの有無の確認や使用されていないことの確認はされていない。

また部内応援用の領収書綴りの原本と各綴りの使用確認書を照合した結果、実際の使用枚数と使用確認書に記録されている使用枚数が相違しているものが 1 件あったが、関連資料を閲覧したところ単なる使用確認書の記入漏れであったと判断できた。

しかしながら訪問徴収における現金収納は、第三者による監視が行き届きにくく、不正が生じやすい環境と言える。

そのため、不正の機会を与えないために領収書綴り受払簿の管理の徹底及び使用状況のモニタリングを実施することは非常に意義のあるものである。部内応援用の領収書綴りは、一冊の簿冊を複数人かつ複数年度に渡り使用しているため「誰が」、「いつ」使用したのか後日特定するのは非常に困難である。

過去の着服事件のような不祥事を二度と繰り返さないためにも、部内応援用について()及び()と同水準での管理を徹底すべきである。

部内応援の実効性について(意見)

平成 23 年度の部内応援の実施結果は次のとおりである。

期間	平成 23 年 5 月 18 日～23 日	平成 23 年 12 月 5 日～22 日
対象エリア	立花地区・中央地区	市内全域
対象案件	10 万円～50 万円の滞納者 (滞納総額 16,613 千円)	10 万円～50 万円の滞納者 (滞納総額 17,925 千円)
対応職員	課長以上 5 名	課長以上 5 名
訪問件数	100 件	116 件
徴収実績額	0 円	0 円

訪問時不在で納付書投函による納付や来庁による納付相談は集計対象としていない。

管理職者が自ら集中的に徴収実務を行うことで、効率的に徴収実績向上につなげるとともに、担当職員の意識向上につながることを目的として実施されているが、平成 23 年度は 5 名で 200 件以上の対応をしたにも関わらず徴収実績額がゼロという点では成果が残せておらず、部内応援が形式化している感がある。

そのため、部内応援の趣旨や費用対効果を見直し、実効性が乏しい場合には、実際の徴収業務は徴収ノウハウをもった担当職員に任せて、管理職という役職に合った各業務の実施状況の取りまとめや明確な規定がなく担当者の裁量による部分が大きくなっている各種業務の水準の統一に向けた対策など、総合的・大局的視点が必要となる業務に注力するなど、より効果的な業務実施について再検討を行うべきである。

9. 滞納整理事務

(1) 概要

滞納繰越額の推移

過去3年間の滞納繰越額は次のとおりである。

(単位：百万円)

年度	区分	調定額	決算額	純収入済額	調定外 過誤納金	不納 欠損額	実質 収入未済額	収入率
平成 21年度	現年	78,620	76,520	76,517	3		2,102	97.3%
	滞納	7,250	1,324	1,321	2	549	5,379	18.3%
	合計	85,871	77,845	77,839	5	549	7,482	90.7%
平成 22年度	現年	78,691	76,923	76,916	6		1,774	97.8%
	滞納	7,469	1,642	1,642	0	370	5,456	22.0%
	合計	86,161	78,566	78,559	6	370	7,231	91.2%
平成 23年度	現年	78,420	76,809	76,806	2		1,614	97.9%
	滞納	7,112	1,660	1,659	0	305	5,146	23.3%
	合計	85,532	78,469	78,465	3	305	6,761	91.7%

滞納整理事務の体制

【平成23年度の徴収体制】

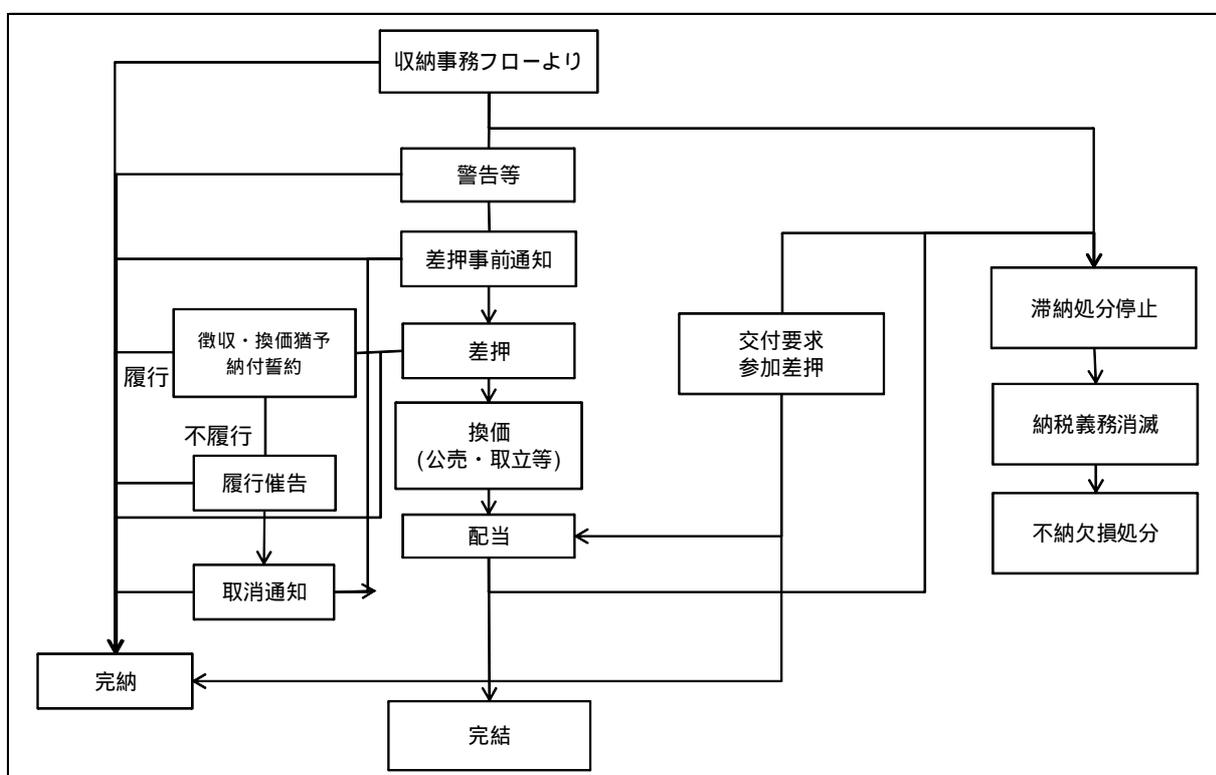
(単位：人)

納税課	正規 職員	再任用 職員	嘱託 員	臨時 職員	計	主 な 担 当 業 務
課長	1				1	滞納額 50 万円未満の案件
納税管理 担当係	5	(1)	26		31	・ 進行管理、予算・決算、庶務 ・ システムの管理 ・ 滞納額 10 万円未満の徴収 ・ 分割納付管理、財産調査、他都市 照会 ・ 現年課税分未納者に対する電話、 文書催告
納税管理 担当係	6	(3)			6	窓口来庁者及び電話対応
収入整理 担当係	4		2	1	7	・ 収入管理、過誤納金の充当・還付 ・ 口座振替
納税第 1 担当係	4	(1)	1		5	・ 差押 ・ 競売事件の交付要求
納税第 2 担当係	2				2	・ 滞納処分の執行停止 ・ 破産事件の交付要求
計	22	(5)	29	1	52	

特別処理 担当課	正規 職員	再任用 職員	嘱託 員	臨時 職員	計	主 な 担 当 業 務
課長	1				1	滞納額 50 万円以上の案件
特別処理 担当係	6		1		7	・ 差押 ・ 滞納処分の執行停止 ・ 競売事件及び破産事件の交付要求
計	7	0	1	0	8	

()再任用職員は正規職員の内数としている。

滞納処分手続きフロー



. 差押えの状況

(ア) 過去 5 年間の差押の状況

差押えとは、滞納処分の第 1 段階として、徴税吏員等が滞納者の財産の処分権を制限し、換価出来る状況に置くことをいう。督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに滞納者が完納しないときなどに行われる(地方税法第 331 条第 1 項等)。

市の平成 19 年度から平成 23 年度までの差押え等の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

財産別	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額								
不動産	59	129,354	120	378,970	224	484,658	192	276,354	258	276,120
債権	89	68,664	210	102,485	369	376,115	471	480,291	458	520,446
抵当権	2	1,907	8	13,122	20	103,039	39	65,963	22	51,214
動産	3	2,908	2	1,152	6	5,623	4	12,238	6	28,549

(注)金額は差押対象の滞納税額である。

市では、平成20年4月に策定された「あまがさき行財政構造改革推進プラン」に基づき、収入率向上のための取組を強化しており、その一環で滞納処分を強化・徹底されていることから、差押件数が増加している。

(イ) 過去5年間の債権差押の状況

市の平成19年度から平成23年度までの債権差押えの状況は次のとおりである。

(単位：千円)

財産別	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預貯金	89	68,664	206	98,465	344	343,925	410	383,682	330	421,020
給料			1	313	2	1,831	11	7,348	25	16,750
売掛金							5	15,312	7	4,910
年金							5	2,640	8	10,219
生命保険							35	47,857	70	50,396
その他			3	3,707	23	30,359	5	23,452	18	17,151
合計	89	68,664	210	102,485	369	376,115	471	480,291	458	520,446

(注)金額は差押対象の滞納税額である。

平成20年度以降、預貯金以外の債権の差押えに取り組み、滞納整理を強化している。

(ウ) 過去5年間の換価による徴収の状況

市の平成19年度から平成23年度までの換価による徴収の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

財産別	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不動産	1	2,125	1	2,614	1	1,746	4	60,939	0	0
債権	66	36,090	153	21,141	274	41,980	387	89,684	376	89,008
動産	1	26	1	127	4	754	2	33	0	0
合計	68	38,241	155	23,882	279	44,480	393	150,656	376	89,008

分納納付誓約の状況

分納納付誓約とは、やむを得ぬ事情により一括納付等が困難である納税者について、納付計画に則った納付を条件として、債務承認行為として、時効を中断させる効果がある。

市の平成19年度から平成23年度までの分割納付誓約の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額								
現年分	4,093	1,830,454	3,821	1,291,563	4,515	1,532,424	3,726	1,393,488	3,656	1,439,775
繰越分	3,607	1,221,582	5,329	2,114,470	6,563	2,604,888	7,234	3,046,343	7,546	3,299,437
合計	7,700	3,052,036	9,150	3,406,033	11,078	4,137,312	10,960	4,439,831	11,202	4,739,212

滞納処分の執行停止の状況

(ア) 滞納処分の執行停止

滞納処分の執行停止とは、一定の事由により、地方団体の長の職権により滞納処分の執行を停止することをいう。

一定の事由とは、滞納者につき、滞納処分をすることが出来る財産がないとき(以下「無財産」)、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき(以下「生活困窮」)、その所在及び滞納処分をすることが出来る財産がともに不明であるとき(以下「所在・財産不明」とされ(地方税法第15条の7第1項)、地方団体の長は、滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない(同法第15条の7第2項)。

そして、滞納者の資力が回復しない等の要件で滞納処分の執行停止が3年間継続したときは、滞納者の納付・納入義務は消滅する(同法第15条の7第4項)。

また、滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる(同法第15条の7第5項)。

なお、滞納処分の執行を停止した後3年以内に、滞納処分の執行停止をされた滞納者につき、停止の要件のどれにも該当する事実がないと認められた

ときは、その停止を取り消して滞納処分を再開する(同法第 15 条の 8 第 1 項)。

(イ)滞納処分の執行停止のための要件及び財産調査の基準

市の滞納処分の執行停止の要件は次のとおりとされている。

()滞納処分をすることができる財産がないとき(地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号)

- ・市役所等の公簿、税務署、金融機関その他関係機関の調査を行った結果、差押えできる財産がない場合。
- ・差押えしている財産、又は差押対象財産について調査を行った結果、市税等に優先する債権額が多く、当該財産を処分しても市税等への配当が見込めない場合。
- ・差押財産の換価後、他に差押え等に適当な財産が見当たらない場合。
- ・税務署等の公売又は裁判所の競売が終了し、他に差押え等に適当な財産が見当たらない場合。

()滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき(同法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号)

- ・差押えできる財産を有するが、現在、生活保護法の規定による扶助を受けている場合。
- ・差押えできる財産を有するが、申請をすれば生活保護法の規定により扶助を受けられる程度の生活状態にある場合(不動産等を有するが、生活に必要最小限のものと認められる場合等)。

()滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき(同法第 15 条の 7 第 1 項第 3 号)

- ・催告書等の返戻後、市役所等の公簿調査又は実態調査、金融機関その他関係機関の調査を行った結果、所在及び財産がともに不明の場合。

市の平成 19 年度から平成 23 年度までの滞納処分の執行停止の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額								
無財産	1,088	271,765	654	136,359	977	296,506	2,128	222,994	3,141	503,268
生活困窮	289	32,428	142	12,025	309	36,907	475	55,339	398	55,691
所在・財産不明	493	48,542	339	35,002	395	56,679	659	66,084	310	40,028
即時消滅	54	60,365	51	21,726	50	15,046	86	25,582	64	79,731
合計	1,924	413,100	1,186	205,112	1,731	405,138	3,348	369,999	3,913	678,718

() 件数は人員、金額は県民税含む。

平成 22 年度から執行停止の件数が増加している。

・不納欠損の状況

(ア) 過去 5 年間の不納欠損の状況

不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いのことをいう(行政実例昭和 27 年 6 月 12 日地自発 161 号)。

市税の不納欠損処理は、以下の 3 つに分類される。

市税の徴収権は法定納期限の翌日から 5 年間行使しないことによって時効により消滅するとき(地方税法第 18 条第 1 項)

滞納処分の執行停止期間継続(3 年間)により納付・納入義務が消滅したとき(同法第 15 条の 7 第 4 項)

滞納処分の執行停止をした場合で、その徴収金が限定承認に係るものであるときや、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときに納付・納入義務を消滅させたとき(同法第 15 条の 7 第 5 項)

市の平成 19 年度から平成 23 年度までの不納欠損の状況は次のとおりである。

なお「未処分の時効」とは、滞納処分の執行停止を行うこともなく、また時効中断を行うこともなく、5 年経過し、時効により消滅してしている案件をいう。

(単位：千円)

項目	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額								
期間満了(地方税法第15条の7第4項)	6,959	416,464	4,398	184,243	4,064	374,995	3,998	203,329	2,650	72,682
即時消滅(地方税法第15条の7第5項)	1,254	55,193	394	21,005	495	13,000	830	20,454	879	68,557
時効(地方税法第18条)	15,388	200,954	13,200	149,726	14,167	161,174	13,523	147,049	15,231	164,325
合計	23,601	672,611	17,992	354,974	18,726	549,169	18,351	370,832	18,760	305,564
時効(地方税法第18条)のうち未処分の時効	8,929	86,544	7,244	63,464	7,146	61,154	5,449	45,294	5,661	42,018

() 件数は期別件数、金額は市民税のみ。

平成 20 年 4 月に策定された「あまがさき行財政構造改革推進プラン」に基づき、差押えの強化や納税催告センターの設置等を行ったこと、平成 20 年度から特別処理担当が対象とする滞納案件について、滞納繰越額が従来 100 万円以上であったものを 50 万円以上として拡大したこと、また経験豊富な税務署 OB 職員を採用し有効活用したこと等を背景とし、債権差押えなどの滞納処分の強化及び不良債権となった案件の執行停止処分を効率的に実施したことにより、未処分の時効は減少傾向にある。

また、平成 19 年度、平成 21 年度の期間満了の金額が大きくなっている理由は、それぞれ 1,000 万円を超える大口案件の期間満了が数件重なったためである。

滞納処分手続き年間スケジュール

【平成 23 年度の年間処理スケジュール】

事務内容		担当部署	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〔納期限〕					1期		2期		3期			4期		
市県民税					1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税			1期			2期					3期		4期	
軽自動車税														
時効対象事案の処理	繰越	特別処理担当			←						→			
		第 1 担当	←							→				
		第 2 担当	←											→
未処分事案の処理（100万円以上）	繰越	特別処理担当	←				→							
未処分事案の処理（50万円以上）	繰越	特別処理担当						←			→			
処分済事案の処理（100万円以上）	繰越	特別処理担当						←			→			
処分済事案の処理（50万円以上）	繰越	特別処理担当										←		→
執行停止対象事案の処理	繰越	特別処理担当							←					→
		第 2 担当	←											→
分納取消事案の処理	繰越	第 1 担当	←											→
公務員滞納事案の処理	繰越	第 1 担当	←								→			
郵便物返戻事案の処理	繰越	第 2 担当	←											→

(ア)時効対象事案の処理

納税課の納税管理担当係が不納欠損予定リストを 4 月にシステムから出力し、滞納繰越額 50 万円未満は納税課に、50 万円以上は特別処理担当課に配付する。

納税課では、預金調査の結果、預金があったものについては納税第 1 担当係に、預金がなかったものについては納税第 2 担当係に配付する。その後、それぞれにおいてさらに財産調査を実施し、納税第 1 担当係は、主に差押え等の滞納処분을担当し、納税第 2 担当係は、主に滞納処分の執行停止を担当する。なお、納税第 1 担当係では不納欠損予定リストを地区で区分し、各担当者が対応する。

特別処理担当課では、係長 3 名、課員 3 名の合計 6 名が地区別に担当し、それぞれが、財産調査、差押等の滞納処分、滞納処分の執行停止を行う。

(イ) 未処分事案の処理

未処分事案とは、差押、交付要求、分納、執行停止以外の案件である。

特別処理担当課では、4 月から 8 月にかけて、滞納繰越額 100 万円以上の未処分事案の処理を行い、9 月から 12 月にかけて、滞納繰越額 50 万円以上 100 万円未満の未処分事案の処理を行うとされている。

(ウ) 処分済事案の処理

特別処理担当課では、9 月から 12 月にかけて、滞納繰越額 100 万円以上の処分済事案の処理を行い、1 月から 3 月にかけて、滞納繰越額 50 万円以上 100 万円未満の処分済事案の処理を行うとされている。

(エ) 執行停止対象事案の処理

滞納繰越額 50 万円以上の案件の執行停止については、特別処理担当課が処理し、滞納繰越額 50 万円未満の案件の執行停止については、(ア)に記載のとおり、納税第 2 担当係が処理する。

(オ) 分納取消事案の処理

分割納付の履行状況はシステムで管理されており、履行が 2 か月滞っていた場合は催告書を送付し、それでも履行されなければ分割納付誓約を取り消し、分納取消通知書を送付している。

納税第 1 担当係において、分納取消通知書を送付する際、滞納繰越分(30 万円以上 50 万円未満)を対象として、警告書等を併せて送付している。

(カ) 公務員滞納事案の処理

市政に対する市民の信頼を確保するため、市の公務員の滞納事案には厳正に対応している。現年度分については、各期別で未納となれば、公務員以外の滞納者と同様に納税推進センターで電話催告を行う。また、滞納繰越になれば、警告書等の発送を迅速に行い、滞納解消を図っている。

(キ)管理担当

管理担当では、50万円未満の現年度・滞納繰越を問わず納付相談等の対応を行っている。また(ア)に記載の預金の一斉調査を行っている。

(2)実施した監査の手続

差押、分割納付誓約、滞納処分の執行停止、不納欠損の状況を把握した。年間スケジュールをもとにスケジュール内容の詳細、進捗管理の方法等について担当者へのヒアリングにより確認した。

50万円未満の未処理事案の処理状況について担当者へのヒアリング及び課税台帳等の閲覧を行い、滞納整理事務の適切性を検討した。

50万円未満の差押手続の状況を確認した。

50万円以上の差押事案、分割納付事案の処理状況について担当者へのヒアリング及び課税台帳等の閲覧を行い、滞納整理事務の適切性及び処理後の状況を検討した。

50万円以上の未処理事案の処理状況について担当者へのヒアリング及び課税台帳等の閲覧を行い、滞納整理事務の適切性を検討した。

滞納処分の執行停止事案の処理状況について担当者へのヒアリング及び決裁書等の閲覧を行い、滞納処分の執行停止の適切性及び処理後の状況を検討した。

(3)監査の結果及び意見

滞納整理事務の状況について

(ア)滞納案件の処理状況

平成23年度末における市税の滞納案件について、1人当たりの滞納金額により範囲を区分し、それらの滞納整理の状況(未処分、分納誓約、差押え、執行停止、交付要求)に分類した結果は次のとおりである。

【滞納件数による状況（平成 23 年 6 月 1 日現在）】

（単位：件）

滞納整理状況 金額	合計	未処分 （割合）	滞納整理			
			分納	差押	執行停止	交付要求
10 万円未満	23,795 (100%)	16,411 (69%)	3,599	9	3,712	64
10 万円～50 万円未満	13,853 (100%)	9,393 (68%)	2,882	118	1,392	68
50 万円～100 万円未満	1,775 (100%)	868 (49%)	542	235	110	20
100 万円～300 万円未満	656 (100%)	224 (34%)	199	183	41	9
300 万円以上	243 (100%)	63 (26%)	55	94	24	7
合計	40,322 (100%)	26,959 (67%)	7,277	639	5,279	168

【滞納金額による状況（平成 23 年 6 月 1 日現在）】

（単位：千円）

滞納整理状況 金額	合計	未処分 （割合）	滞納整理			
			分納	差押	執行停止	交付要求
10 万円未満	466,806 (100%)	270,509 (58%)	109,658	388	84,452	1,799
10 万円～50 万円未満	2,363,421 (100%)	1,553,235 (66%)	546,868	34,405	214,940	13,973
50 万円～100 万円未満	961,939 (100%)	454,909 (47%)	284,651	146,971	63,588	11,820
100 万円～300 万円未満	867,718 (100%)	282,043 (32%)	258,224	262,047	51,862	13,542
300 万円以上	2,571,427 (100%)	615,930 (24%)	500,243	1,170,120	226,553	58,581
合計	7,231,311 (100%)	3,176,626 (44%)	1,699,644	1,613,931	641,395	99,715

未処分とは、分納誓約、差押え、交付要求及び執行停止を行っていない状態のものであり、このまま時効期間を迎えると不納欠損となってしまうものである。

上表のとおり、この未処分は件数で 67%、金額で 44%を占めており、高額案件ほど比率が低い。滞納整理のうち、差押えは、それとほぼ反比例する形で高額案件ほど比率が高くなっており、高額案件を優先して処理している結果が伺える。

また、執行停止については、全体(5,279 件・641,395 千円)のうち、滞納金額が 10 万円未満(3,712 件・84,452 千円)及び 10 万円～50 万円未満(1,392 件・214,840 千円)が大半を占めており、少額案件であるほど執行停止されている傾向が伺える。

(イ) 滞納整理事務職員の業務量の目安

「(ア)滞納案件の処理状況」に記載した表の滞納件数及び金額と滞納整理事務担当者数から、滞納整理事務職員 1 人当たりの業務量の目安を表した結果は次のとおりである。

(単位：千円)

	滞納整理事務 担当部署	同左職員数 (人)	滞納件数及び金額			左記のうち未処分		
			件数(人)	金額	1件当り金額	件数(人)	金額	1件当り金額
50万円未満	納税課第1担当(注3)	3	37,648	2,830,227	75	25,804	1,823,744	70
	納税課第2担当(注3)	1						
	1人当たりの業務量	4	9,412	707,556	75	6,451	455,936	70
50万円以上	特別処理担当(注4)	6	2,674	4,401,084	1,645	1,155	1,352,882	1,168
	1人当たりの業務量	6	446	733,514	1,645	193	225,480	1,168

(注 1) 上記の職員数には国税 0B 嘱託員は含めていない。

(注 2) 滞納整理状況は平成 23 年 6 月 1 日時点のものである。

(注 3) 進行管理を行っている係長 2 名及び課長 1 名は含めていない。

(注 4) 各地区を担当する 6 名の人数。進行管理を行っている課長 1 名は含めていない。

50 万円以上の高額案件は、平成 23 年 6 月 1 日時点で滞納全案件数に対する 1 人当たりの業務量は 446 件であり、そのうち未処分となった案件は 1 人当たり 193 件であった。高額案件は滞納者が多重債務者であるなど複雑な案件が多く、決してたやすく実施できる件数ではないが、今後の努力により手当てしていくことが求められる。高額案件の徴収を強化するためにも特別処理担当を充実させることが必要と考える。

一方、50 万円未満の案件では、滞納全件数に対する 1 人当たりの業務量は 9,412 件あり、そのうち半数以上が未処分であり、未処分案件の 1 人当たり業務量は 6,451 件となっている。滞納者への警告、財産調査の実施、差押事前通知の発送や発送後の対応、差押えの実施、滞納処分の停止の処理、更には差押え後の換価の要否決定、分納誓約後の履行状況の確認等、金額が小さくとも滞納整理事務を適切に実施するには一定の時間を要するため、到底担当者 1 人でこれらの滞納案件すべてを処理できる業務量ではないことが伺える。

「(ア)滞納案件の処理状況」では高額案件が優先して処理されている傾向がわかったが、少額案件について未処分の比率が高いことは、このように 1 人当たりの業務量が多大で処理可能な件数を超えていると思われることも要因であると考えられる。

少額案件(50万円未満滞納繰越額)への取組について(意見)

これまで述べてきたとおり、高額案件が優先されており、また、少額案件については担当者の人員不足もあり、多くの案件に手が回っていないのが現状である。

しかし、金額が小さいことを理由に対応が後回しになり、その結果、不納欠損となるのは納税の公平性から問題であり、また、多額であるがために状況が複雑で回収が困難となりがちな高額案件に対し、1件当たりが少額の滞納案件は、滞納者の資金難よりも納税意欲による問題であることも多いといえ、積極的に滞納整理に取り組むことにより徴収が促進されるのではないだろうか。

50万円未満の案件は1件あたりの滞納額は小さいが、件数が多いため、滞納の未処分金額のトータルは18億円であり、50万円以上の同金額トータル13億円を上回る。

今後、収入率の向上のためには少額案件への取組みによる徴収額アップの効果が大きく鍵を握るのではないだろうか。

上述のとおり、現状では、1人当たりの業務量が多大であることが理解できる。それだけに、如何に効率的に業務を実施し、納税の公平性の確保と収入率の向上を実現できるかが重要となる。

以降においては、今回の監査を通じ、より効率的な業務の実施等に向けて改善、検討されたいと思われたことを記載することとする。

(ア)優先順位等の判断について(意見)

「(1) 滞納整理の年間スケジュール」のとおり、少額案件を担当する納税課第1担当係及び第2担当係は、時効対象事案の処理及び執行停止事案の処理、分納取消事案の処理を実施しているが、未処分事案の処理はほとんど実施できていない。これは納税課では、上述のとおり的人员不足により、主として時効対象事案の処理に追われ、未処分事案の処理に費やす時間がないためである。

時効対象事案の処理は、毎年4月に、時効期間の経過から1年半以内に不納欠損となることが予定されている案件のリスト(以下、「不納欠損予定リスト」)を出力し、不納欠損の時期がくるまでに時効の中断や徴収を行うとともに徴収が困難である一定条件のものについて執行停止を行う処理である

が、平成 23 年度の 50 万円未満の少額案件の不納欠損リストをみると、全部で 4,528 件あり、担当者 4 名の 1 人当たりの件数は平均 1,132 件となる。

これらの滞納について時効を中断させるためには、差押や分納誓約などが必要であり、不納欠損リストによる時効対象事案の処理状況について確認した結果については後述するが、実際にすべては処理できておらず、結局は時効となり不納欠損となっているものもみられる状況である。つまり、納税課では 1 年を通じ、不納欠損リストの処理に追われ、すべてを解決することはできずに不納欠損となるものがあり、そして翌年度にはまた不納欠損予定リストが出力され、その処理に追われるという業務の繰り返しとなっている。

これは納税の公平性の観点から、滞納案件が未処分の時効となることは最も避けるべきであるとの考えから、不納欠損予定の案件処理が最優先されているためである。納税の公平性の観点からもっともなこととはいえ、市税の時効期間は 5 年であるため、不納欠損予定の案件はすべてが少なくとも 5 年近く前から滞納している案件ということになる。

よって、常にこのような長期滞納者を対象に滞納整理を実施しているという後手の処理となっており、当初滞納が発生したときには滞納者は市内在住であったが、滞納整理の対象となった時には市外に転出し、財産調査のために他市への照会が必要となったり、所在不明になっている場合等もあり、滞納期間の短い案件より明らかに事務手続きの効率が悪い結果となっている。

また、この方法では、当年度に初めて滞納繰越になった滞納者や滞納してから数年の滞納者は、納税課の滞納整理の対象にならないという状況であり、これも納税の公平性の観点から問題であるといえ、また、数年滞納しても滞納整理が行われなければ、滞納者の意識として滞納を助長することにもなり得る。

さらに「8 . 収納事務(3) 現年度調査の徹底について」の意見で記述したのと同様、滞納金額が大きくならないうちに、少額のうちに早期着手することは徴収効果が得やすいという市にとってのメリットだけでなく、滞納者にとってもメリットであることも考えると、未処分の時効を防止することも大事ではあるが、現状のような後手の処理に追われている状況では、滞納期間の短い滞納者も含め滞納整理を進めていく先手の処理の検討もすべきであると考えらる。

また、滞納期間だけでなく、課税と滞納の状況(固定資産税の課税がある、市県民税の課税があり給与所得があるなど)も参考にして優先順位の検討をすべきといえる。

限られた人員の中で何を優先的に実施するか、過去の統計や他自治体の方法等も研究し、徴収効率の良いものを主に対象とすべきであろう。

(イ)預金の一斉調査について(意見)

納税管理担当係は、主に納付相談等の窓口を担当しているが、50万円未満の少額の滞納案件は件数が膨大であることから、市では、効率的な財産調査の実施のために、まず、不納欠損予定リストの案件の全てについて、納税管理担当係において金融機関1行に対し一斉に預金調査を実施し、当該金融機関の口座の有無等の結果について、納税課はその情報を利用し、その後の調査に役立てている。

しかし、十分な調査をするためには、金融機関1行のみの調査では不足であり、更なる預金調査等が必要になるのが通常である。現在は、多くの金融機関が本店に照会をかけることで全店の情報を調査してくれるとのことであり、また、生命保険協会への照会により全国の生命保険会社の加入状況を確認することができるとのことである。

よって、預金の一斉調査の金融機関数を拡大することなどにより、より効果的な調査の実施が可能であると考ええる。

(ウ)差押について

()差押の状況

50万円以下の少額案件の差押の状況について、納税課では、各担当者がエクセルシートに滞納者、対象債権等の内容、最終警告日から同納付期日、差押事前通知日、同納付期日、差押日、履行日、配当計算日、振替日、換価日、解除日及びその他の欄を設けて管理し、随時換価の必要性等の判断を行っているとのことである。なお、その他の欄には、分納、納付等の顛末が記載されている。

平成23年度の差押事前通知後の状況をまとめると次のとおりである。

【平成 23 年度差押事前通知発送後の状況】

差押事前通知発送合計	483 件	100.0%
うち差押履行件数	194 件	40.2%
うち差押未実施件数	289 件	59.8%
完納されたため未実施	61 件	12.6%
分納誓約の取付により未実施	180 件	37.3%
履行時に預金なしのため未実施	12 件	2.5%
差押予定	36 件	7.5%

() 差押事前通知の徴収効果について (意見)

上表の状況をみると、差押事前通知発送合計 483 件のうち約 40% の 194 件に対し差押えの履行がされているが、差押が実施されていない約 60% の 289 件について、差押が実施されなかった理由の内訳をみると、完納されたものが 61 件及び分納誓約の取付ができたものが 180 件であり、これらの合計は 241 件である。

これは、差押事前通知を送付した対象のほぼ半数について、差押事前通知の送付のみで差押えの手続を経ることなく、徴収効果があったものであり、差押事前通知送付の徴収効果が浮き彫りになっている。また、少額案件に対して積極的な滞納整理を行えば正に徴収効果に繋がるということを表していると考える。

今後、より積極的な財産調査を実施することで、差押事前通知の効果を高め、差押手続による徴収効果を発揮されたい。

() 差押え等の取組強化の広報について (意見)

滞納の少額案件は件数が多く、全ての案件を取り組むことは困難であることを考えると、少しでも滞納が発生しないよう、市民の納税意欲に対する意識改革のための広報も有効である。

市報やホームページなどで、「あまがさき行財政構造改革推進プラン」の収納率向上の取組については広報しているが、更に、実際に少額案件も含めて差押え等を行っている状況を継続的に広報することで、少額の滞納であったとしても差押え等をされてしまう可能性があることを市民に認識してもらい、納税を促すというアナウンス効果による滞納案件の縮減策も必要であると考える。

(エ)不納欠損リストによる時効対象事案の処理（意見）

平成 23 年度の 50 万円未満の不納欠損リストより、平成 24 年度の監査時点でまだ未処分となっているものから任意に抽出し、平成 23 年度に滞納整理の対応ができなかった理由及び現状について確認した。

平成 23 年度に対応できなかった理由は、すべて、金額が小さいために優先順位の判断から後回しになったものとのことであったが、それらの現状についてヒアリング等を行った結果、優先順位の選定に当たり金額だけでなく課税の発生内容(現年度に固定資産税の課税がある、給与所得があるなど)も参考にして決定すべきであったと思われた案件が散見されたため、その例をいくつか以下に記載する。

また、金額の優先順位については、不納欠損予定となる金額の大小ではなく、滞納額全額で考えるべきではないかとも思われた。

No	滞納状況	滞納額（円）	滞納・折衝の経緯	現在の処理状況
1	全滞納分	166,300	H24.7.5差押事前通知、近日中に不動産差押予定。H23年度から固定資産税があったため差押のための手続きは可能だったが、不納欠損予定の金額が小さかったため優先順位の判断により実施されず、その後滞納額が増加したためH24年度の処理となった。	不動産差押予定
	H22年課税分	162,300		
	滞納繰越分	4,000		
	H23不納欠損額	2,000		
2	全滞納分	430,900	H24年1月の警告書発送後、金融機関5行照会するも口座見当たらず進展なかったが、給与所得が発生しているため、現在、給与照会予定。	給与照会予定
	H22年課税分	200,800		
	滞納繰越分	230,100		
	H23不納欠損額	69,500		
3	全滞納分	481,400	H23年度は金融機関1行の預金調査をしたが口座見あたらず、不納欠損予定の金額が小さかったため優先順位の判断により文書催告のみ。しかし、給与所得が発生しているため、現在、給与照会予定。	給与照会予定
	H22年課税分	155,300		
	滞納繰越分	326,100		
	H23不納欠損額	4,000		
4	全滞納分	348,800	同上	給与照会予定
	H22年課税分	204,800		
	滞納繰越分	144,000		
	H23不納欠損額	80,200		
5	全滞納分	333,400	H23年度は金融機関1行の預金調査をしたが口座見あたらず、不納欠損予定の金額が小さかったため優先順位の判断により文書催告のみ。しかし、確定申告しているため還付金調査予定。	還付税調査予定
	H22年課税分	163,600		
	滞納繰越分	169,800		
	H23不納欠損額	10,000		

特に給与所得が発生しているケースでは、給与照会から給与振込口座も判明し、預金差押の可能性にも繋がることや照会を受けた就業先が本人に納税を促してくれる効果も実際にあるようであり、給与所得の発生しているケースでは給与照会を積極的に検討すると効果があがると思われる。

なお、全てについて金額を基準に優先順位が決定されているわけではなく、担当者の判断により固定資産税の課税や給与所得等があることを認識し、金額よりも優先して照会をかける等の対応をされているケースもある。

しかし、今回の調査により上長の指導により給与照会等を行った事例もあった。それだけに個人の判断に任せず、組織としての判断、上長による指導等が重要である。

高額案件(50万円以上滞納繰越額)への取組について

従来、納税課の一担当係であった特別処理担当について、平成23年度から納税課から独立した特別処理担当課として課長を配置し、50万円以上の高額滞納案件について、効果的かつ効率的な滞納整理を推進している。

50万円以上の差押事案、分割納付事案、未処分事案の処理状況について特別処理担当課へのヒアリング及び課税台帳等の閲覧を行い、滞納整理の適切性及び処理後の状況を検討した結果は次のとおりである。

(ア)差押事案について(意見)

50万円以上の差押事案を21件抽出し、その後の処理状況を検討した結果、次のとおりであった。

参加差押えされているもの	12件
不動産任意売却等による差押解除	4件
滞納処分の執行停止による差押解除	2件
その他	3件
合計	21件

その他の3件の差押後の状況は下記のとおりである。

No.	差押年月日	差押対象	差押え後の不納欠損の状況(平成23年度)	現在の状況
1	平成16年11月9日	不動産	平成18年度分 141,500円	平成19年度分以降を相続人に告知予定である。
2	平成12年11月17日 (平成17年7月26日 参加差押)	不動産	平成18年度分 30,000円	相続人の調査中である。
3	平成11年7月27日 (平成18年4月28日 参加差押)	不動産	平成18年度分 84,500円	外国籍のため相続人の調査が困難となっている。

これらは、滞納者が死亡していたため平成23年度に参加差押を行うことができず、差押え後に発生した滞納税額が時効となり不納欠損となったケースであり、差押え後に滞納者との折衝が行われず放置されていたことが原因である。

差押え後も継続して折衝し、また公売を実施するかどうかを検討し、滞納税額の徴収に努力すべきである。

(イ)分割納付事案について

50万円以上の分納事案を5件抽出し、その後の処理状況を検討した。これらの案件に関しては履行状況がモニタリングされており、また履行実績等を考慮し、必要に応じて預金調査を実施されており、適切に処理されていた。

(ウ)未処分事案について(意見)

300万円以上の未処分事案を17件抽出し、現在の処理状況を検討した結果、16件については、財産調査等の調査を行い、分割納付等の滞納処分が検討され概ね妥当な折衝が進められていたが、下記のとおり1件について不納欠損が発生している。

<平成23年度末の滞納繰越額5,628,900円(固定資産税)>

平成3年に納税者本人が死亡し、死亡者課税のまま相続人等らにより自主納付がされていたが、平成22年12月に最終納付(平成19年度固定資産税1期・2期分まで)となっており、その後滞納となっている。これについて、現在の処理状況を確認したところ、平成20年度から平成24年度までの固定資産税については、相続人10人に告知替えを行い、差押処分済みであるが、平成19年度3期・4期分の811,800円が不納欠損となっている。

なお、特別処理担当は平成23年度に課となり、また平成20年度から対象案件が、従来の滞納繰越額が100万円以上から50万円以上に拡大されたこと等から、過去から積み上がった高額滞納案件の処理が優先され、また時効対象案件から優先されていくため、滞納繰越額が50万円から100万円までの未処分事案については、十分な取組ができていないとのことであった。

これは、「(ア)滞納案件の処理状況」の表から50万円以上100万円未満の案件の未処分の比率は、件数及び金額ともに40%台後半と他の100万円以上の金額区分と比較し大きいことから分かる。

下記はその十分な取組ができていない具体例である。

No.	滞納繰越額 (平成24年12月11日時点)	状況
1	735,300円	他都市照会、所得調査等を実施しているが、電話連絡等の折衝はできていない。また、預金調査は平成21年度以降実施していない。

2	861,000 円	他都市照会、所得調査、預金調査等を実施しているが、電話連絡等の折衝はできていない。
---	-----------	---

「(ア)滞納案件の処理状況」の表のとおり、平成 23 年度の滞納繰越となっている 100 万円以上の案件は合計で 899 件であり、担当者 6 人で計算すると 1 人当たり平均 150 件と、比較的高額案件の処理については取組ができてきたといえる。今後は高額案件の徴収を強化するため、特別処理担当を充実させることで比較的少額な案件についても対応できると期待される。

滞納処分の執行停止について

平成 23 年度に執行停止になった少額案件から任意に抽出し、執行停止理由等のヒアリング及び決裁文書を確認したところ、無財産(地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号)又は所在・財産不明(同法第 15 条の 7 第 1 項 3 号)により執行停止されていた案件では、ほとんどのケースについて財産調査等が不十分であるなど執行停止の判断が早すぎるのではないかと思われた。

以下にその事例を記載するが、いずれも前年度の平成 22 年度まで所得による課税が発生している案件であり、平成 23 年度の 1 年間は所得の発生がない又は不明であるということと、わずかな件数の預金調査により預金口座がないか若しくは残高が少額であるということ、公簿上固定資産等の財産がないという理由から、無財産又は所在・財産不明として、前年度までの課税額すべてが執行停止されている状況である。

そして、滞納者の多くが年齢 20 代から 30 代と、今後資力が回復する可能性が十分ある年代であり、1 年間所得の発生がない又は不明であることやわずかな件数の預金調査により無財産等として執行停止されていることに疑問を感じる。

また、今回調査で抽出した案件の中で平成 24 年度に課税所得が発生したことが判明し、執行停止の取消を実施した案件があり、この件に関しては執行停止の判断の甘さがあったのではないかと推察される。

No	滞納状況	滞納額(円)	財産調査	執行停止理由	年齢
1	全滞納分(執行停止額)	356,400	預金調査: 金融機関2行	<所在・財産不明> ・催告書等発送するも返送され、所在不明(海外に渡航中)。少額の預金残高が発見されているが、平成24年3月執行停止。	20代後半
	H22年課税分	352,400			
	滞納繰越分	4,000			
2	全滞納分(執行停止額)	404,600	預金調査: 金融機関5行	<無財産> ・平成23年度市県民税非課税又は未申告のため収入状況不詳。平成23年8月執行停止。	40代前半
	H22年課税分	226,300			
	滞納繰越分	178,300			
3	全滞納分(執行停止額)	456,200	預金調査: 金融機関6行	<無財産> ・平成23年度市県民税非課税又は未申告のため収入状況不詳。平成24年1月執行停止。ただし、平成24年度に所得が発生していることが判明し、執行停止の取消を実施予定。	30代後半
	H22年課税分	208,000			
	滞納繰越分	248,200			
4	全滞納分(執行停止額)	443,400	預金調査: 金融機関3行	<無財産> ・平成23年度市県民税非課税又は未申告のため収入状況不詳。平成23年8月執行停止。	30代前半
	H22年課税分	172,400			
	滞納繰越分	271,000			
5	全滞納分(執行停止額)	218,000	預金調査: 金融機関3行	<無財産> ・平成23年度市県民税非課税又は未申告のため収入状況不詳。預金調査したが差押に見合う預金見当たらず、また公簿上財産なし。平成23年7月執行停止。	30代後半
	H22年課税分	192,000			
	滞納繰越分	26,000			

(ア) 滞納処分の執行停止のためのマニュアル整備について(意見)

市は滞納整理のマニュアルを作成し滞納処分の執行停止の要件を設定しているが、いかなる場合に財産がないと認定するのか等の具体的な内容の記載がない。

上表 No. 1 については、滞納者が海外在住、預金調査結果を理由に所在・財産なしとして執行停止されているが、平成22年度には所得があり課税されており、また預金調査により少額の預金残高が発見されていたため、差押えによる時効中断ができたのではないかと考えられる例である。また、給与所得が発生している場合は可能な限り給与口座が判明するまで預金調査を行うなどの判断も必要と思われる。

適切な財産調査が網羅的に行われ、その内容について上位者の判断が適切に行われるために、より具体的なマニュアルやチェックリスト等を作成すべきである。

(イ) 滞納処分の執行停止のための財産調査について(意見)

市の滞納処分の執行停止のための財産調査の基準を設定しているが、その内容は次のとおりである。

滞納額	市内居住	市外居住
10万円未満	・端末による記事・財産調査 ・金融機関1店舗	・居住市町村への調査 ・金融機関1店舗
10万円以上 30万円未満	・端末による記事・財産調査 ・金融機関2店舗	・居住市町村への調査 ・金融機関1店舗
30万円以上 50万円未満	・所在不明案件は現地調査 ・端末による記事・財産調査 ・金融機関3店舗	・居住市町村への調査 ・金融機関2店舗
50万円以上	・個別事案に応じた財産調査及び現地調査 ・金融機関5店舗	

執行停止の判断において、金融機関への財産調査が少ないのではないかと
思われる事例をいくつか上表に記載したが、これらを見ると市の財産調査の
基準上、設定されている金融機関への調査必要件数自体が少ない状況である
といえる。

例えば、金額10万円未満の場合の預金調査は金融機関1行のみであるな
ど、明らかに調査必要件数が少ないと考える。調査対象にした金融機関1行
に口座がないことをもって預金がないとはいえないはずである。

そこで、他自治体における財産調査の基準の事例を把握するため、他の中
核市の執行停止のための財産調査の基準について、尼崎市が照会した結果、
照会先8市のうち7市から回答が得られた。その結果、30万円未満の滞納
については基本的に財産調査をしていない市が1市あったが、他の6市は財
産調査の基準は設けておらず、滞納者の課税状況、固定資産税等の有無や過
去の折衝記録等から状況に応じて財産調査の内容を判断しているケースが多
く、在住する都道府県内にある金融機関に全店照会をかける、金額に関係な
く主要金融機関7行以上照会する、あるいは、目安として金融機関10行程
度照会する等という内容であった。また、電力会社やガス会社にも照会をか
けている市もあるなど、尼崎市の基準は、他市と比較しても調査件数等が少
ない状況であった。

そのため、十分な調査が実施できるよう基準の見直しが求められる。

(ウ) 将来の資力回復の可能性がある場合の考慮（意見）

前述のように、執行停止で抽出した案件の滞納者の多くは、年齢が20～
30歳代であった。

一般的に若い人ほど預金残高は少なく、固定資産等の財産を有することが少ないことが想定される。よって、市の執行停止の実務では、例えば若い滞納者が1年間休業すると滞納税額の執行停止がなされ易い状況となっていると考えられる。

また、上表 No. 3 については、平成 23 年度市県民税非課税又は未申告のため収入状況不詳として決裁されているが、執行停止時の年齢は 30 台後半であり将来の資力回復の可能性はあり、実際に平成 24 年度は所得が発生していることが確認されている。

このような執行停止の状況は納税の公平性の観点から問題であるといえ、将来の資力の発生の可能性を考慮して執行停止の判断をすべきである。また、上表 No. 1 では預金調査により少額の預金が発見されているが、将来の資力の発生の可能性が高いと考えられるため執行停止しないケースであれば、少額の預金であってもそれを差し押えることにより時効を中断しておくことも必要と考える。

(エ) 滞納処分執行停止後の検討について（意見）

滞納処分の執行停止分については、執行停止の状態が3年間継続した時点で、滞納者の納税義務が消滅することになるが、地方税法に基づき、執行停止の取消事由が発生した場合はその都度取消しを行っている。

具体的には、執行停止後3年を経過する直前に、滞納処分の執行停止データと市民税の賦課データを照合し、執行停止後に市民税の課税があるものについて取消しを行っているが、預金調査や他都市照会等は行われていない。

例えば、執行停止後2年経過時点で預金調査を行う、市民税の賦課データとの照合を毎年度行うなど、執行停止後の検討を強化することが望ましい。

死亡者課税について

(ア) 告知替えの手續と滞納について

) 告知替えの手續の現状

固定資産税の納税者(名義人)が死亡し、当該固定資産の相続による変更登記がなされていないケースにおいて、相続人を確定し、固定資産税を賦課する(以下「告知替え」)ためには、被相続人の出生から死亡するまでの全ての戸籍を入手し、法定相続人を把握し、家庭裁判所に相続放棄の有無の調査を

行うなどして確定する必要があるため、実務上相当の労力が必要になることから、市では死亡時にすべての告知替えを行うことは、業務量に比し、それに見合う効果が得られないとして、名義人が死亡した場合、次の手順により納付書を送付している。

固定資産税の納税者が死亡後、相続による変更登記がなされていないケースでは、何らかの事情で相続手続が未了であることがほとんどであるため、まず、資産税課において相続人代表者指定届を送付し、提出を受けた相続人代表者宛に、名義変更までの期間の納付書を送付している。また、相続人代表者指定届が提出されない場合においても相続人等が納付するケースが多いことから、死亡者宛のまま納付書を送付している(以下「死亡者課税」)。

その後、滞納となった場合には、納税課が相続人等との納付折衝を行い、その際、告知替えすることにより見込まれる徴収額と業務量を勘案し、効果があると判断した場合に告知替えを行い、滞納処分等を実施している(平成23年度は7件)。

)滞納への対応(意見)

上述のとおり、告知替えは被相続人の法定相続人をすべて把握し調査を行う必要があることから、死亡から時間が経過するほど調査が煩雑になり業務量が増すことは明白であり、この観点からはできるだけ早期に告知替えを行うべきである。また、「(ウ)未処分事案について」に記載した例のように、滞納になり告知替えを行ったときには、遡及して徴収することができる5年間より前の滞納分は不納欠損となることなどから、死亡者課税の滞納が発生したときに、如何にその情報を適時に把握し、早期に告知替え等の措置の検討を行うことができるかが重要といえる。

市では、住民基本台帳のデータを課税システム及び納税システムに連動させていることから、死亡者が尼崎市民であれば、死亡の事実が同台帳データに記載されているため、名義人が死亡していることを両システムで把握することができる。現在、納税課では、システム画面で滞納者の情報を個別照会するときに当該名義人が死亡しているかどうかを把握しているが、この方法では、多数の滞納があるなかで、死亡者課税の滞納発生状況を網羅的、適時に得ることは困難である。システムの機能を確認したところ、死亡者課税で滞納しているリストを出力することができることが判明している。今後は定

期的に当該リストを出力して確認するなどにより、滞納の発生を適時かつ網羅的に把握し、告知替え等の措置の検討を早期に実施するべきである。

なお、これまで述べてきたとおり、告知替えの手続きは実務上相当の労力が必要であり、専門性も要するものであることから、その効果や事務の効率性を検討の上、資産税課と納税課の連携の強化や実施主体についての体制の確立など、より実効性を担保する措置が必要である。

(イ) 課税保留について(意見)

平成24年9月末現在の死亡者課税の滞納状況リストを出力してもらった結果、死亡者課税の滞納状況は下表のとおりであるが、死亡者課税で滞納している案件のなかには、実際には相続放棄がなされているケースや、相続人が行方不明となっているケース等もあると思われる。

このようなケースに対して課税を続けることは、納付されないにも関わらず無駄な収納事務や滞納整理手続きが発生することになるため、非効率な事務手続きを行わないためにもこのような固定資産税については課税保留とすべきである。また「3. 固定資産税・都市計画税(3) (ク) 課税保留について」に記載したように、課税保留にすることで相続財産管理人の選定の要否を判断する対象として把握されるため、課税できる固定資産となる機会が得られるというメリットがあることも考慮されたい。

【平成24年9月末 死亡者課税滞納状況表】 (単位：千円)

死亡年	滞納額	件数	全滞納額	うち現年分	うち繰越分
2012年	50万円以上	9件	12,011	1,411	10,601
	50万円未満	67件	7,915	1,736	6,179
2011年	50万円以上	13件	16,539	2,401	14,138
	50万円未満	85件	8,696	2,233	6,463
2010年	50万円以上	9件	7,556	491	7,065
	50万円未満	65件	4,736	842	3,894
2009年	50万円以上	8件	29,296	161	29,135
	50万円未満	56件	6,398	1,159	5,239
2008年	50万円以上	7件	5,387	1,479	3,908
	50万円未満	48件	4,499	832	3,668
2007年以前	50万円以上	26件	33,616	627	32,989
	50万円未満	387件	33,684	5,841	27,843
合計		780件	170,333	19,212	151,122

(注)死亡者の従来納税コードにて平成24年9月末時点の滞納額をリストアップしているため、滞納金額には生存中に滞納した額も含まれている。

10. 税システム

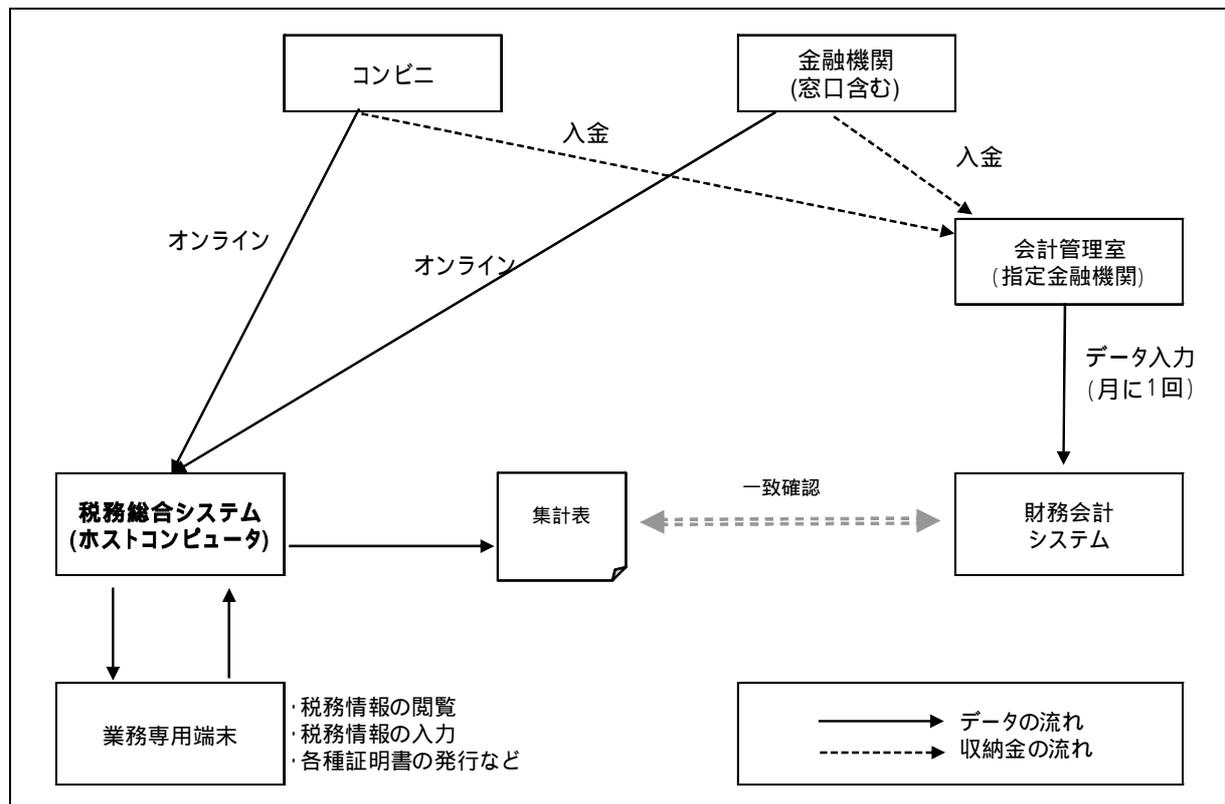
(1) 概要

税に関連するシステムの概要

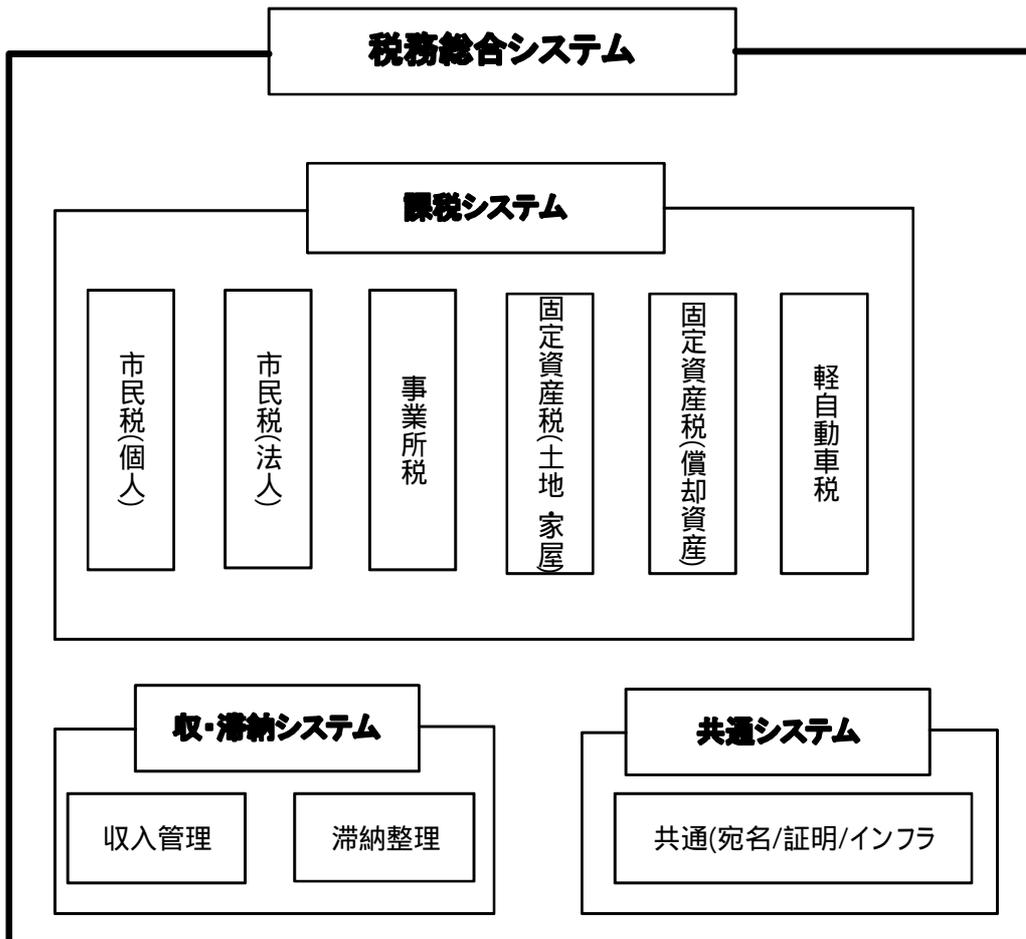
税務事務のシステム化は、昭和39年から昭和49年までにかけて大量業務を中心とした個別開発によって行われ、昭和56年にバッチシステムを基盤とした検索型オンラインシステムを構築していた。

しかしながら、システムの複雑化や例外処理が蓄積しシステム化による効果が減少してきたことから、平成6年に現在の税務総合システムを導入している。税務総合システムと財務会計システム及び収納金の関連は次のとおりである。

【税務総合システムと収納金・財務会計システムとの関連図】



また税務総合システムは9個のサブシステムで構成されており、このサブシステムは課税システム、収・滞納システム、共通システムの3つに区分されている。これを図で表すと次のようになる。



各システムの概要

税務総合システムを構成する各サブシステムの内容は次のとおりである。

システム名		構成内容
課税システム	市民税(個人)サブシステム	賦課期日の住民及び特徴義務者の把握 課税資料(申告書や給報など)の情報管理 税額計算と賦課決定(納税告知) 調定の管理
	市民税(法人)サブシステム	課税客体(法人税)の把握 法人基本情報の管理 課税資料(申告書など)の管理 調定の管理
	事業所税サブシステム	課税客体(事業用家屋)の把握 課税資料(申告書など)の管理 調定の管理
	固定資産税(土地・家屋)サブシステム	課税客体(土地、家屋)の把握 所有者の把握 評価計算及び税額計算と賦課決定(納税告知) 調定の管理

	固定資産税(償却資産) サブシステム	課税客体(資産明細)の把握 所有者の把握 評価計算及び税額計算と賦課決定(納税告知) 調定の管理
	軽自動車税 サブシステム	課税客体(登録車両)の把握 所有者の把握 税額計算と賦課決定(納税告知) 調停の管理
収・滞納システム	収入管理 サブシステム	収入(収入済通知書)の把握 収入消込 口座振替と納税組合の管理 過誤納(還付・充当)処理 決算(繰越処理を含む)
	滞納整理 サブシステム	滞納者及び滞納税の把握 督促及び催告 滞納処分
共通システム	宛名/証明 サブシステム	宛名情報の管理 住記情報を含む宛名情報の提供及び警鐘 証明書の交付
	インフラ	システム設計に係る各種標準化 システム運用に係る各種標準化 全システムに共通する部分のプログラム開発 全システムに共通する各種テーブル作成 システム環境の整備

さらに各システムの情報の保有年限は、次のとおりとなっている。

< 課税側の情報 >

- ・ 現年度課税及び過去3年分の課税情報
- ・ 市民税(法人)と事業所税を除く課税システムについては、現年度以外に翌年度分の情報を管理

< 収・滞納側の情報 >

- ・ 会計年度で現年度及び過去3年分の収入情報
- ・ 収納整理期間は、現年度の情報2年分存在する
- ・ 滞納繰越の情報は、完納(又は不納欠損)になるまで情報を保有

< 宛名の情報 >

- ・ 課税側又は収・滞納側の情報が存在する限り、半永久的に保有
- ・ 課税側又は収・滞納側が使用しなくなった宛名情報は最短で1年後に削除・住民記録情報の除票で5年経過により削除されたものでも、課税側又は収・滞納側が使用をしているものは税の宛名に取り込まれる。

尼崎市行政情報資産管理指針の概要

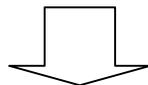
市では、市が有する行政情報資産が損害や被害を受ける危険性や、事件事故が発生する兆候などを目に見える形とすることを基本として、平成 18 年 4 月に「尼崎市行政情報資産管理指針」を定めている。

この行政情報資産管理指針は、一定の普遍性を備えた部分として「基本方針」と、行政情報資産を取り巻く状況の変化に適切に対応する部分としての「対策基準」からなるものである。

さらに「行政情報資産管理指針」に基づき、個々の行政情報資産に関する手順等を定めた「実施手順」を定めており、構成は次のとおりである。

【行政情報資産管理指針の概要】

基本方針		行政情報資産管理に関する基本的な考え方や取組姿勢を示した文書
対策基準		基本方針を実現するために遵守すべき行為、判断等の統一的な基準を示した文書
対策基準	総則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総則 ・ 組織体制 ・ 職員及び外部要因の責務 ・ 適用除外申請
	行政情報資産管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報資産分類基準 ・ 行政情報資産の管理責任
	物理的対策基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の管理 ・ 機器の管理 ・ 記録媒体管理
	人的対策基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育、訓練
	技術的対策基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子計算機 ・ ネットワーク ・ 不正アクセス ・ 情報の送受信 ・ コンピュータウイルス ・ ソフトウェア ・ 情報システムの運用 ・ 情報システムの開発
運用対策基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価、見直し ・ 侵害時等の対応 	



実施手順	「対策基準」に基づき、個々の行政情報資産に関する対策の手順等を具体的に定めた文書
------	--

上記実施手順については、税務管理部独自で定めたものではなく「尼崎市電子計算機器に係るデータ保護管理規程」(以下、データ保護管理規程)が、全庁的に規定される実施手順書となっている。

なお、このデータ保護管理規程には「尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の手引き」(以下、データ保護管理規程の手引き)が作成されており、データ保護管理規程の各条の趣旨及び解釈が記載されている。

(2)実施した監査の手続

データ保護管理規程の適正性及び遵守

データ保護管理規程に記載されている項目について、行政情報資産管理指針に準拠して作成されているか、及びデータ保護管理規程に記載されている事項について、税務管理部が適切に遵守しているか質問及び関連資料の閲覧により確認した。

アクセス管理の適切性

税務管理部の所轄するシステムに関し、アクセス管理が適切になされているか確認した。

(3)監査の結果及び意見

パスワードの定期的な変更について(結果)

「データ保護管理規程第14条」において、アクセス制御のために必要な措置を講ずる旨の記載があり、同規程に基づいて税務総合システムでは、アクセスするために個人ごとに付与されるユーザIDと閲覧パスワードを入力する必要がある。

また、「データ保護管理規程の手引き」において、パスワードを定期的に変更するような仕組みを構築する必要がある旨の記載がされている。

パスワードの定期的な変更は、市民の個人情報などを扱うことから不正なアクセスによる情報の漏えいや改ざん等を防止するために有効な手段と考えられる。

閲覧パスワードについては、例年多くの職員の人事異動が実施される4月などに一斉に閲覧パスワードが初期設定に戻され、各職員が閲覧パスワードを再設定するよう要求することにより、少なくとも年に1回は閲覧パスワードの変更を行うような仕組みになっている。

しかしながら、監査実施時(平成 24 年 9 月)において閲覧パスワードが初期設定のままになっているものがないかを調査したところ、158 個のユーザ ID のうち、105 個のユーザ ID の閲覧パスワードが初期設定のままになっていた。(注：ユーザ ID が職員数と一致しないのは嘱託分などが存在するためである)

なお、初期設定のままになっているユーザ ID について閲覧パスワードを再設定するよう再度アナウンスしてもらったところ、平成 24 年 10 月上旬時点で初期設定のままのユーザ ID は 27 個まで減少している。

初期設定の閲覧パスワードは、容易に推測できるものであるため、パスワードが変更されていない場合、前述のような不正アクセスのリスクが増大するため、定期的に全職員が閲覧パスワードを変更していることを確認すべきである。

【データ保護管理規程】

第 14 条 システム等所管課長は、電子計算機処理における安全を確保するため、必要に応じて次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(2) 認証を行う場合に用いられる次に掲げる符号の適正な管理のために必要な措置

ア：ユーザ名、パスワード等の記憶によるもの

イ：IC カードその他の所持物によるもの

ウ：指紋その他の生体情報によるもの

【データ保護管理規程の手引き】

(第 14 条(2)の解釈)

(2) システム等所管課長は、「ユーザ ID・パスワードの組み合わせ」による認証機能を導入する際は、以下のような機能を組み込むことを考慮すること。

ア：パスワードの長さを十分な長さとしさせるために、パスワードの文字数制限機能を設け、短いパスワードを設定させないような仕組みとすること。

イ：パスワードを定期的に変更させるために、一定期間が経過すると、パスワードの変更を要求する仕組みとすること

データ保護対策実施状況の継続的な監視について(結果)

データ保護管理規程第 4 条において、データ保護管理者(=総務局長)は所管課長によるデータ保護対策の実施状況を「継続的に」監視すると定められている。

市では、システム導入時又は変更時には各所管課長によってデータ保護に係るチェックシート等を活用するなどのデータ保護対策がとられていることがデータ保護管理者により確認されているが、その後の実施状況は各所管課において適切に保護対策を実施することが前提になっており、データ保護管理者により必ずしも確認されているわけではないことから、「継続的に」監視されているとはいえないと考えられる。

そのため、データ保護管理者は、例えば、チェックリストを所管課に定期的に配付して自主点検を効果的に実施させ継続的に監視する必要がある。

【データ保護管理規程】

(管理者の責務)

第4条

管理者は、本市におけるデータの保護対策について実施状況を継続的に監視し、必要に応じ、データを保有する課(これに相当する組織を含む)の長(以下、所管課長という)に対し、データの保護対策上必要な措置を指示するものとする。

【データ保護管理規程の手引き】

(第4条の解釈)

データ保護管理者は、各所管課長のデータ保護対策を「実施状況を継続的に監視し」することで、各所管課において、「計画 実行 点検 改善 (PDCA)」の流れに沿った形で、データ保護対策の維持改善がなされていることを確認し、必要に応じて措置を指示するものである。例示すれば以下のとおりである。

- (例1)新たに電子計算機やネットワークを利用して業務を情報化するとき、的確なデータ保護対策がなされているかを確認する。
- (例2)各所管課で定めたデータ保護対策が実施されているかを確認する。
- (例3)各所管課で定めたデータ保護対策自体に有効性があるかを確認する。
- (例4)今まで認知されていなかった脅威が発生したとき、各所管課に新たなデータ保護対策等の実施を指示する。

データ保護対策会議の実施について(意見)

データ保護管理規程第23条において、データの適正な管理を推進するため、データ保護対策会議を置くと定められているが、市では全庁的なシステム障害や情報漏洩事故もなく、またセキュリティ対策でも大きな変更を実施していないことから、少なくとも過去5年間は会議が開かれていないとのことである。

しかしながら、データ保護対策会議設置の趣旨は、データの適正な管理を推進するために設けられたものであり、問題が生じていないから会議を開催する必要がないとはいえないと考えられる。

そのため、定期的にデータ保護対策会議を実施することが望まれる。

【データ保護管理規程】

(データ保護対策会議)

第 23 条

データの適正な管理を推進するため、データ保護対策会議(以下「会議」という)を置く。

2. 会議は、管理者が主宰し、データの保護対策について必要な連絡調整を行うほか、次の各号に掲げる事項について検討する。

(1) システム等のセキュリティ対策に関すること。

(2) 事故の発生時の対応に関すること。

(3) その他データの保護対策に関する重要な事項。

(第 3 項～第 5 項は省略)

データ保護対策に関する研修の実施について(意見)

データ保護管理規程第 24 条において、職員に対しデータの保護対策に関して必要な研修を行うものとする定められているが、研修は新規入庁時又は異動時に行っており、その後は特にデータ保護対策に係る研修は実施されていないとのことである。

この研修の実施の趣旨は、職員の認識理解を高めていく必要があることやデータ保護に関する啓発を行うことであることから、少なくともシステム等を所管する課の職員に対してはデータの保護対策に関する研修を定期的に実施することが望まれる。

【データ保護管理規程】

(研修)

第 24 条

管理者は、職員に対し、データの保護対策に関して必要な研修を行うものとする。

【データ保護管理規程の手引き】

(第 24 条の趣旨)

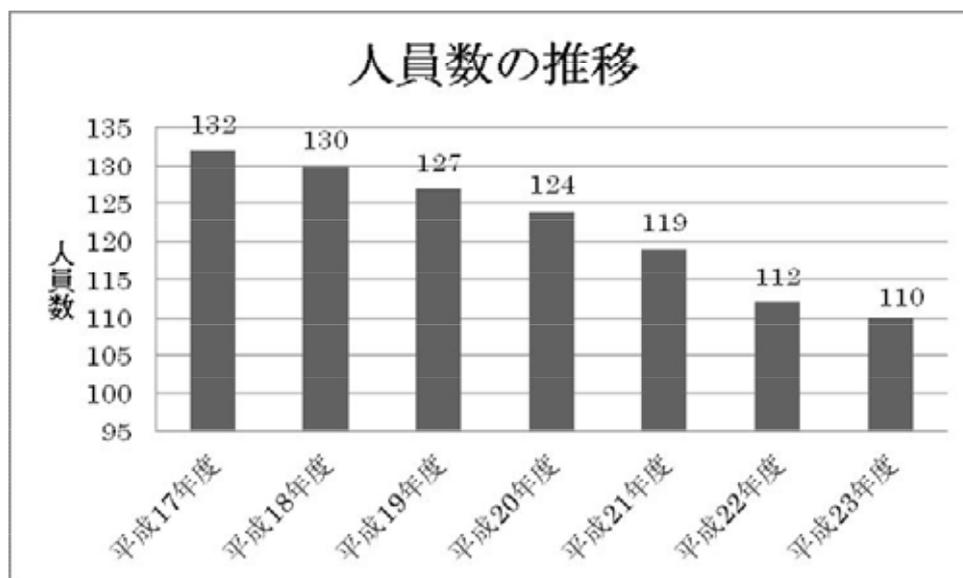
1. データ保護対策は、システムの利便性向上とは相容れない部分もあり、職員の認識理解を高めていく必要があることから、データ保護に関する研修啓発を行う。

2. 新たに本市職員となった者に対しては、本規程の存在等も含めた基本的な研修を行う必要がある。

11. その他

(1) 尼崎市の人事制度について(意見)

税務管理部の人員数の推移は次のとおりである。



(注)税務統計より集計

上図のとおり、平成17年度は132人であったが、その後年々逡減し、平成23年度においては110人まで減少している。一方人員の減少を補うため、嘱託職員は平成21年度までは25人前後で推移していたが、平成22年度は31人、23年度は36人と職員数の減少とは逆に増加傾向にある。

また、市では職員育成の観点等からジョブローテーションを積極的に運用しており、採用後10年間に3か所程度の職場を経験できるような体制をとっている。

税務管理部の従事年数ごとの構成割合は次のとおりである。

従事年数	人数	構成割合
0～3年目	32	29.1%
4～6年目	20	18.2%
7～10年目	17	15.5%
11～15年目	11	10.0%
16～20年目	10	9.1%
20年以上	5	4.5%
再任用等	15	13.6%
合計	110	

上記のとおり、従事年数0～3年目が32人と最も多く、構成割合も税務管理部の約3割を占めている。

市税事務に関しては、地方税法等の知識や税務実務などの高度な専門性が要求されると考えられる。そのため、人事ローテーションを行う際にも、その専門性が継続的に発揮できるよう考慮する必要がある。

しかしながら、事務を行う際の事務処理マニュアル等について整備されていない税目も多く、新たに税務管理部に配属された職員が初年度から適切な市税の事務執行を行うことが難しい環境にあり、事務処理のミス等が発生する可能性がある。

そのため人事ローテーションを見据えて、適切な引継等が行われるよう事務処理マニュアルを整備すべきである。

また市税事務は高度な専門性が要求されることから、税務職員は専門職員とするなど人事制度の見直しについても検討の余地があると考えられる。

(2) 尼崎市の収入率向上に向けた取組について(意見)

市では、平成 20 年 4 月に策定された「あまがさき行財政構造改革推進プラン」において、さらなる財政の健全化を進めるための取組の 1 つとして、財源の確保として「収入率の向上」を掲げており、市税の収入率向上に向けて次のような取組を行うこととしていた。

No.	事業名	改革改善の方向	改善の進捗状況
1	現年課税分の収入率の数値目標	現年課税分の収入率を毎年 0.1% ずつ向上させ、平成 23 年度に 98.3%、平成 24 年度には 98.4% を目標数値とする。	平成 19 年度 97.6% 平成 23 年度 97.9%
2	コンビニ収納の実施	市県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税等についてコンビニ収納を実施し、納税者の利便性と市税収入率の向上を図る。	平成 23 年度実績 コンビニ利用率 28.5% コンビニ収納率 8.7%
3	滞納者に係る差押えの強化	不動産や債権以外の動産の差押えに取り組み、また給与等所得を有する市税滞納者に対する滞納整理を強化する。	平成 19 年度 153 件、 202 百万円 平成 23 年度 744 件、876 百万円
4	納税催告センターの設置(現在、納税推進センター)	電話による納税催告業務等を新たに実施し、市税収入率の向上と新規滞納の抑制を図る。	平成 23 年度の納付 額 160 百万円

上記について各取組ともそれぞれ一定の成果があがっており、今後も継続して実施していくことが期待されるが、尼崎市の市税全体の収入率は平成 23 年度で 91.7%と依然として、他の中核市に比べれば低い水準である。これは滞納繰越分の占めている割合が非常に高いことが原因の一つであると考えられる。

市では高額滞納者(50 万円以上)に対して特別処理担当を設置するなどの対策をしており、その結果、滞納繰越分の収入率は平成 19 年度の 19.3%から平成 23 年度は 23.3%と改善されてきている。

しかしながら更なる収入率の向上を目指して、例えば国民健康保険料や保育料など、市税以外の債権と一括して徴収(公金徴収一元化)を行うことが考えられる。

先行事例として、例えば船橋市では平成 20 年 4 月より公金徴収一元化を実施している。

船橋市では債権管理課を設置し、市税・国民健康保険料・介護保険料・保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金・母子生活支援入所費負担金・養育医療費負担金・療育医療費負担金の計 9 項目について、徴収業務を移管し、専門の職員が財産の差押え、公売、交付要求などを行っている。

その結果、平成 20 年度～平成 23 年度までの 4 年間で 5,118 人を移管し、徴収総額 9 億円の効果となっている。これは、各債権所管課が抱える困難事案であったことから、自主納付が見込めず、いずれ時効となり、不納欠損となったであろう金額とのことであり、公金一元徴収化によって大きな成果があったことが分かる。

尼崎市でも公金徴収一元化について、事務の効率化や情報の共有化等一定のメリットは認識しているが、

- ・市債権には多種多様なものがあり、根拠法令、債権の性質、徴収方法が異なり様々な債権の知識が必要となること。
- ・各債権所管課の情報を一元化するシステム開発に高額のコストがかかること。
- ・徴収金充当の順位付けが困難なこと。
- ・差押えにより徴収した場合、地方税法の規定により市税優先のため、他の債権にまで配当が及ぶ場合が少ないこと。
- ・市税の徴収体制が弱体化し、収入率の低下、収入未済額が増加する懸念があること。

と、上記のようなデメリットの方が大きいと考えている。

しかしながら、前述の船橋市においても、同様の懸念があったが結果的に大きな効果をあげており、そのような成功事例を研究することでデメリットを解消することが可能であると考えられる。

さらに尼崎市でも高額滞納者について特別処理担当を設置したことで効果があがっていることから、今後、より収入率の向上のためには、現在の市税の取組の浸透に加え、公金徴収一元化の実施も有効な方法と考えられる。

第5．むすび

税務管理部は、課税の公平性を確保しながら、市税収入率をアップして市の財政基盤安定に貢献することが最大の役割と理解している。部所属の職員数は、年々減少しており、その制約のなかで、この役割を果たすためには、一層の効率的・効果的な課税・徴収事務が求められる。

今回の監査を通じて、この課題を解決する方策として、次の4点を挙げることができる。

- (1)個人依存型組織文化からの脱却
- (2)徴収効率の高い分野への人的資源の注力
- (3)税務システムのより一層の有効活用
- (4)人事面での配慮

(1)個人依存型組織文化からの脱却

今回の監査では、市税の課税・徴収事務において、多くの局面で担当者任せになり、組織的な事務ができていないことを原因とする指摘事項が挙げられている。

例えば、個人市民税では担当者(職員22人)が、一人当たり約30件程度、未申告者に対して所得調査を実施し、申告指導を行っている。

しかし、その実施方法は担当者任せであり、上位者によるモニタリングが行われておらず、またその調査で得た情報を記録した調査票は保管のルールを定めておらず、なかには調査もせず、調査票綴りも個人で保管していた担当者もいた。

更に調査で得た情報も次年度以降へ組織的に引継ぎができていない状況であった。

このような組織的な事務ができていない状況は、固定資産税の課税事務においてもみられた。

固定資産の経年変化を捕捉するために航空写真撮影業務を委託しているが、その委託業務の結果から得られた税務システムの既存情報とのアンマッチは、地区担当者が分担して、フォローを行うことになっている。

しかし、どの程度まで実施すべきかは、担当者任せであり、フォローした調査結果も保管することになっていなかった。例えば平成 23 年度分は、15 地区担当者のうち 1 担当者しか保管していなかった。

さらに、市税の滞納者に対して、納税催告などのために催告書を送付するが、この催告書の送付を何らかの理由により停止する場合、上位者の承認なしに担当者の判断で停止している事例が見受けられた。

このような指摘事項を通じて、組織的な事務が行われず、個人に依存する組織文化が根付いていると判断せざるを得ない。効果的な課税・徴収事務を行うためには、この組織文化から脱却することが求められる。

そのためには、まず、職員の意識改革が必要である。それを具体化するために、課長などの上位者と個別担当者の役割の明確化、上位者への報告と上位者によるモニタリングの実施やマニュアルの整備が必要であると考えられる。また、市では人事ローテーションが定期的に行われており、適正な事務を確保するためにも、このマニュアル整備は必須のものと考えられる。

(2) 徴収効率の高い分野への人的資源の注力

市税の徴収率をアップするためには、滞納案件よりも徴収効率が高いと思われる現年度課税案件に注力する方が有効であると思われる。

この点、市は滞納整理を担当している特別処理担当において、現年度課税の滞納額 50 万円以上の納税者に対して、電話や文書での納税指導や財産調査を実施している。

しかし、現年度課税案件に対する取組は主として納税推進センターが行っており、納税課の職員は現年度分より長期滞納案件の差押えなどを優先的に着手する意識が強く、財産調査を含んだ納税指導の取組である「50 万円以上の現年度調査」も不十分な点が見受けられた。

また、この長期滞納案件についても、毎年 4 月に本年度の不納欠損予定者リストをもとに、差押えなどの対応を行うことが中心となっており、比較的徴収効率が悪分野に注力している。納税の公平性の観点からは重要な取組であるが、対応が後手になっていることは否めない。

滞納案件よりも現年度課税案件、また、滞納案件のうちでも不納欠損予定の後期段階よりも滞納初期段階の案件の方が比較的徴収効率が高いのではないかと推測される。

特に尼崎市の現年度課税分の収入率は、他の中核市より相対的に低い状況であることから、十分に伸びしろがあると考えられる。

したがって、人的資源をより徴収効率の高い分野へ戦略的に配分して、早期に着手することが効果的であると考える。

(3) 税務システムのより一層の有効活用

税務システムは、本来、課税・徴収事務を効率的に実施するよう支援するものである。例えば、個人市民税で実施している未申告者への所得調査の結果、得られた情報を廃棄するのではなく、税務システムに登録して組織的に活用することも有効な方法である。

また、固定資産税でも、航空写真撮影データをもとに得られるアンマッチリストへのフォロー調査で得た情報についても同様に税務システムに登録することにより、課税事務をより効率化することが期待できる。さらに、延滞金データについても一定期間しか保存できないため、システム外で管理することが求められる。この点についても改善すると事務の効率化が期待できる。

このように、税務システムの改修費用とその効果を検証して、税務システムの改修の検討を行うことが必要である。

(4) 人事面での配慮

税務管理部においては、人事面でこれまで、経験豊富な税務署 OB 職員を採用するなどの取組を行い、一定の効果を挙げている。そのため、この取組をさらに進めることは有益であると思われる。

また、税務管理部の構成人員は、他の中核市と比較して高年齢層で占められているため、一人当たり給与費が高くなっている。さらに、従事年数をみると、約3割が3年以内の職員で構成されている。

徴税事務は、税務や法律などに関する専門知識が必要なことから、実践的な戦力になるまでには、一定の期間が必要となる。

そのため、税務事務の特殊性に配慮した人事ローテーションを検討する必要があると考えられる。

上述した(1)から(4)までは、現在の税務管理部の枠組みを前提に記述してきたが、さらに大きな観点から、市税徴収の効率化に向けた取組を検討すると、市税と同様に徴収事務の効率性が求められている国民健康保険料など他の公債権とともに、公金徴収一元化を検討することもメリット・デメリットはあるが、有効な方法の一つと考えられる。

以上